

旭川地域森林計画書

(旭川森林計画区)

自 令和 6 年 4 月 1 日
計画期間
至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

岡 山 県

目 次

I 計 画 の 大 綱

1 森林計画区の概況	
(1)位置及び行政区域 -----	1
(2)自然的条件 -----	1
(3)社会、経済的条件 -----	2
(4)森林・林業の特質 -----	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	6
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	
(1)森林整備の在り方 -----	7
(2)計画推進の基本方針 -----	8
(3)目標設定の考え方 -----	8

II 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1)森林の整備及び保全の目標 -----	10
(2)森林の整備及び保全の基本方針 -----	10
(3)計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	12
2 その他必要な事項 -----	12
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1)立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 -----	13
(2)立木の標準伐期齢に関する指針 -----	14
(3)その他必要な事項 -----	14
2 造林に関する事項	
(1)人工造林に関する指針 -----	15
(2)天然更新に関する指針 -----	16
(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 -----	16
(4)その他必要な事項 -----	17
3 間伐及び保育に関する事項	
(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 -----	18
(2)保育の標準的な方法に関する指針 -----	18
(3)その他必要な事項 -----	19
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 -----	20
(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 -----	21
(3)その他必要な事項 -----	22
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 -----	23
(2)効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 -----	23
(3)路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 -----	26
(4)路網の規格・構造についての基本的な考え方 -----	26

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	-----	2 6
(6) その他必要な事項	-----	2 6
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項		
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	-----	2 7
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	-----	2 7
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-----	2 7
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	-----	2 7
(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	-----	2 8
(6) その他必要な事項	-----	2 9
第4 森林の保全に関する事項		
1 森林の土地の保全に関する事項		
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	---	3 0
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	-----	3 0
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	-----	3 0
(4) その他必要な事項	-----	3 0
2 保安施設に関する事項		
(1) 保安林の整備に関する方針	-----	3 9
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	-----	3 9
(3) 治山事業の実施に関する方針	-----	3 9
(4) 特定保安林の整備に関する事項	-----	4 0
(5) その他必要な事項	-----	4 0
3 鳥獣害の防止に関する事項		
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	-----	4 1
(2) その他必要な事項	-----	4 1
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項		
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	-----	4 2
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	-----	4 2
(3) 林野火災の予防の方針	-----	4 2
(4) その他必要な事項	-----	4 2
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		
(1) 保健機能森林の区域の基準	-----	4 3
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	-----	4 3
第6 計画量等		
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	-----	4 4
2 間伐面積	-----	4 4
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	4 4
4 林道の開設及び拡張に関する計画	-----	4 5
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画		
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	5 0
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	-----	5 3
(3) 実施すべき治山事業の数量	-----	5 4
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	-----	5 7
第7 その他必要な事項		
1 保安林その他制限林の施業方法		

ア 伐採種を指定しないもの	-----	5 8
イ 伐採種を択伐とするもの	-----	8 2
ウ 伐採種を禁伐とするもの	-----	9 9
2 その他必要な事項	-----	1 0 5

Ⅲ 附 属 資 料

- ・「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」 ----- 1 0 6
- ・森林生態系多様性基礎調査の調査結果による鳥獣害防止森林区域候補地 ----- 1 1 0
- ・森林簿（省略）
- ・森林計画図（省略）

参 考 資 料

1	森林計画区の概要	1
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積	1
	(2) 地 況	2
	(3) 土地利用の現況	3
	(4) 産業別生産額	4
	(5) 産業別就業者数	5
2	森林の現況	6
	(1) 齢級別森林資源表	6
	(2) 制限林・普通林別森林資源表	10
	(3) 市町村別森林資源表	11
	(4) 所有形態別森林資源表	14
	(5) 制限林の種類別面積	15
	(6) 樹種別材積表	16
	(7) 荒廃地等の面積	16
	(8) 森林の被害	17
	(9) 防火線等の整備状況	18
3	林業の動向	20
	(1) 保有山林規模別経営体数	20
	(2) 森林施業計画の認定状況	21
	(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	22
	(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	23
	(5) 林業経営体等の現況	25
	(6) 林業労働力の概況	26
	(7) 林業機械化の概況	26
	(8) 作業路網等の整備の状況	27
4	前期計画の実行状況	28
	(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	28
	(2) 間伐面積	28
	(3) 人工造林・天然更新別面積	28
	(4) 林道の開設及び拡張の数量	28
	(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	29
	(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	29
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	30
	(1) 森林より森林以外への異動	30
	(2) 森林以外より森林への異動	30
6	その他	31
	(1) 持続的伐採可能量	31

担当者の職氏名並びに樹立に従事した期間

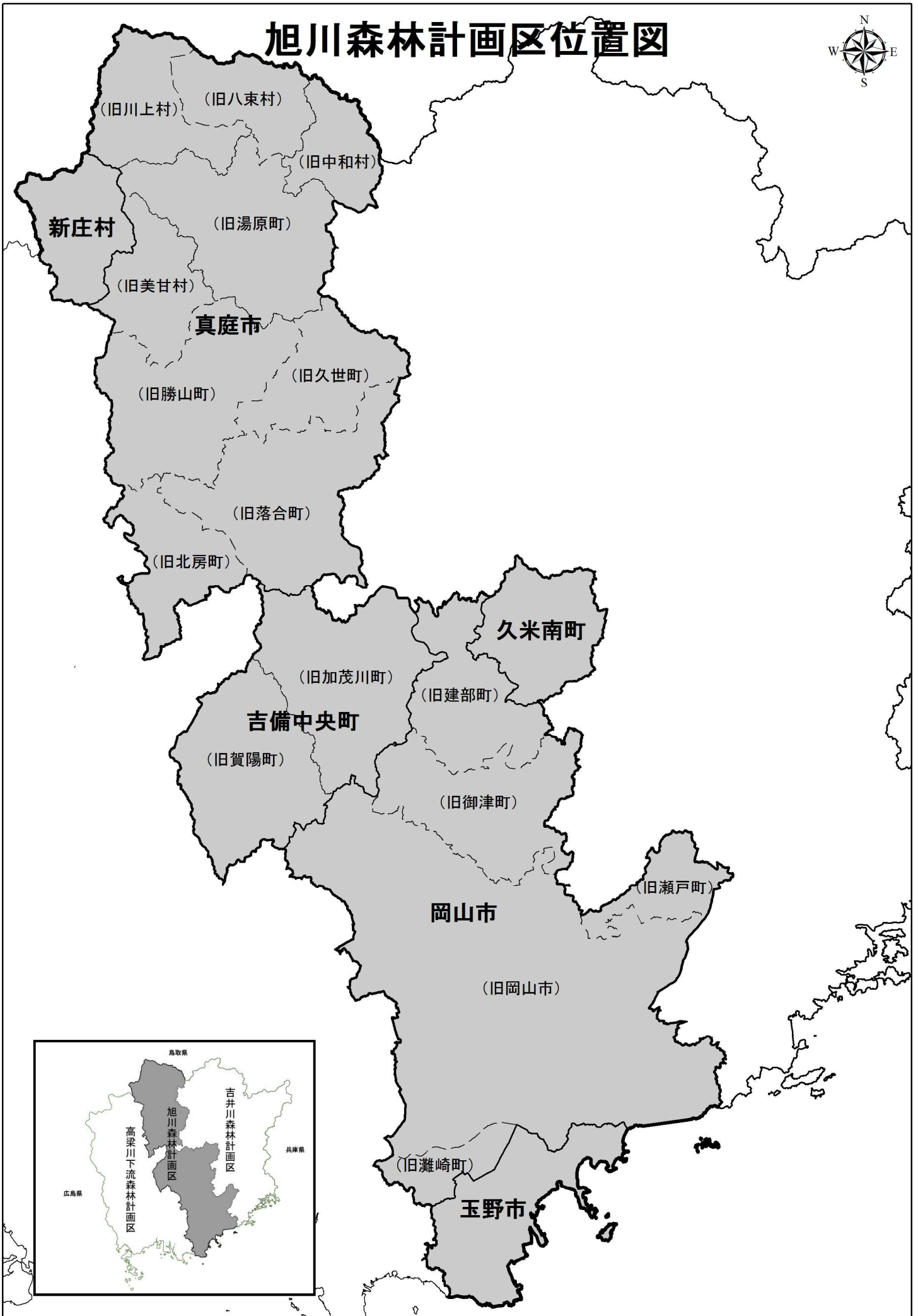
1 担当者の職・氏名

林政課長	掛屋晶則
副課長	村上恵子
総括参事（森林企画班長）	井上昌則
副参事	内海信彦
主幹	市原裕貴
主任	小林大樹
技師	服部彩華

2 計画樹立に従事した期間

自 令和5年 4月 1日
至 令和5年12月28日

旭川森林計画区位置図



I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び行政区域

旭川森林計画区（以下「計画区」という）は、全国森林計画区において設定されている高梁・吉井川広域流域（岡山県全域と広島県の一部）のうち、県中央部に位置し、一級河川旭川流域の3市3町村で構成され、総面積 214,365haの区域で、県土面積の約30%を占めている。（総面積には児島湖の面積705haを含む。）

包括されている行政区域

北部地域	真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧湯原町、旧久世町 旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村） 真庭郡新庄村
中部地域	久米郡久米南町 加賀郡吉備中央町（旧加茂川町、旧賀陽町）
南部地域	岡山市（旧岡山市、旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町、旧灘崎町） 玉野市

(2) 自然的条件

ア 地形

計画区の北部地域には、鳥取県境に連なる上蒜山(1,200m)、三平山(1,010m)、毛無山(1,218m)など標高1,000mを超える山並が東西に連なり中国山地を形成しており、また山間地域には標高400m～600mの段丘形状を持つ蒜山盆地が広がっている。

中部地域は、旭川の流れが各地に深い溪谷をつくりながら南下し、周辺山地は標高300m～600mで台地状に広がる吉備高原地帯の一角を占めている。

さらに、南部地域は金山(500m)等から成る低山山地から岡山平野、瀬戸内沿岸に至る地域で、平野部と小起伏山地、丘陵地が交錯している。

イ 気象

計画区の北部地域は、年平均気温12℃～14℃とかなり低く、年平均降水量は1,500mm～2,100mm程度であるが、冬季には積雪による降水量の多い地域である。

中部地域は、年平均気温14℃、年平均降水量が1,200mm程度となっている。

また南部地域は、年平均気温16℃～17℃と温暖で、年平均降水量は1,000mm～1,100mmと少なく、冬季には乾燥し瀬戸内地域特有の気候となっている。

ウ 地質

計画区の北部は安山岩及び安山岩質火山砕屑物が主体であるが、南下するに従い花崗岩、花崗閃緑岩などの中生代貫入岩類が占めるようになり、更に姫新線沿線地帯を中心に上部古生層（結晶片岩類）の地域と移ってくる。

中部から南部にかけては花崗岩が主体となっているが、一部に粘板岩、砂岩、石英閃緑岩などが交錯し、複雑な構造を呈している。また、岡山市周辺の平野部は沖積層の地域となっている。

玉野市などの瀬戸内海沿岸地域は、深層風化を受けた花崗岩が主体となっているが、金甲山(403m)周辺地域には一部に古生層の泥岩、砂岩が小面積ではあるが分布している。

エ 土 壤

計画区の北部は黒色土が多く、南下するに従って適潤性褐色森林土が主となり、中部では乾性褐色森林土が多く出現する。また、一部には赤色土やその周辺部に赤色系褐色土が出現しているが、分布の広がりはない。

南部は、旭川西岸部に一部、乾性褐色森林土が分布しているが、大半は深層風化を受けた花崗岩を基岩とする未熟度が広く分布している。

(3) 社会、経済的条件

計画区の交通網は、岡山自動車道、米子自動車道を始め、国道30号、53号、181号、313号及びJR津山線が南北に縦断し、北部地域はJR姫新線、中国自動車道が東西に走り、南部地域ではJR山陽新幹線、JR山陽本線、山陽自動車道、国道2号が東西に走り、交通の動脈を形成している。

また、海上交通については、宇野港、岡山港などを核として、香川県高松市や瀬戸内海の島々と連絡している。空路は岡山市に国際線を持つ岡山空港があり、国内各地及び海外への空の玄関となっている。

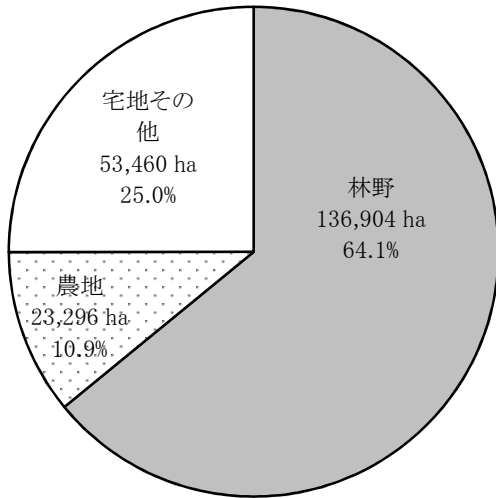
山村振興法に基づく「振興山村」については、新庄村が全域指定されており、岡山市、真庭市、久米南町及び吉備中央町の2市2町では、一部地域が指定されている。

また、過疎地域自立促進特別措置法に基づく「過疎地域」については、真庭市、新庄村、久米南町及び吉備中央町の1市3町村が全域指定されており、岡山市では一部地域が指定されている。

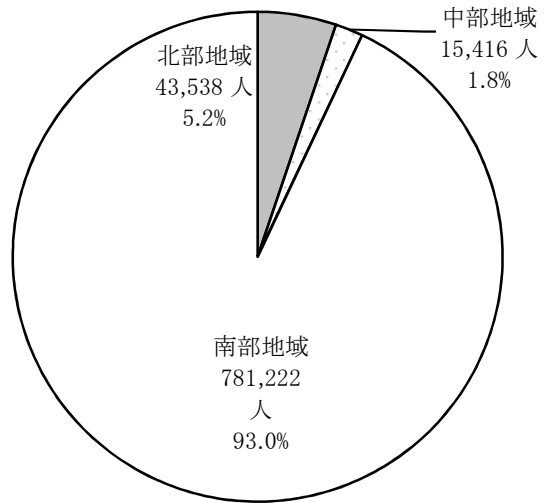
土地利用、人口、就業者、農業算出額、工業製品出荷額、商品販売額の状況は次のとおりである。

土地利用等の状況

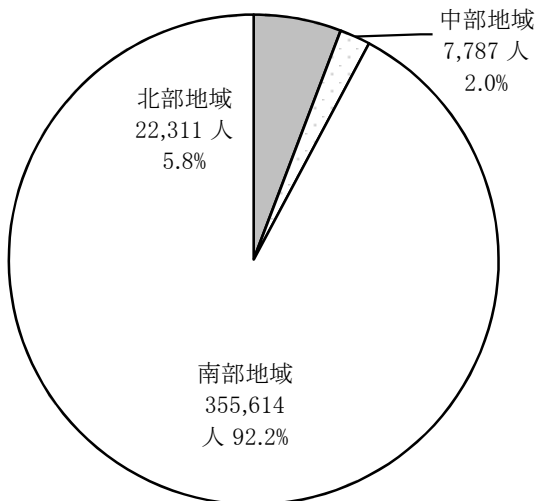
ア 土地利用 (県計 711,447ha)
(旭川 213,660 ha)



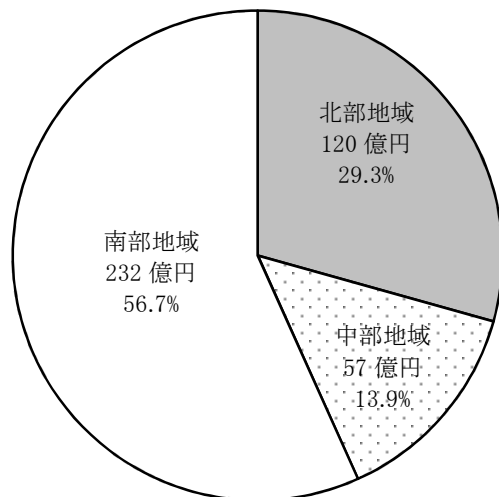
イ 人口 (県計 1,888,432人 : H27)
(旭川 840,176人)



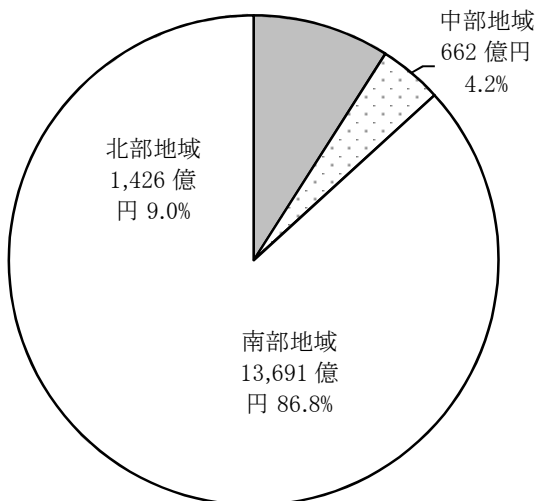
ウ 就業者 (県計 867,759人 : H27)
(旭川 385,712人)



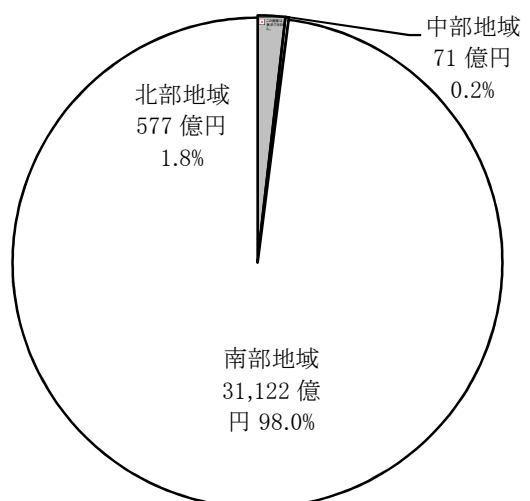
エ 農業産出額 (県計 1,399億円)
(旭川 410億円)



オ 工業製品出荷額 (県計 83,636億円)
(旭川 15,778億円)



カ 商品販売額 (県計 51,962億円)
(旭川 31,769億円)



(4) 森林・林業の特質

ア 森林の状況

当計画区の森林面積は、計画区総面積の64%にあたる137千haで、県下森林面積の28%を占めている。そのうち国有林は11千haで8%、民有林が126千haで92%を占めている。

民有林の資源内容をみると、人工林が48千ha、天然林は74千haとなっており、人工林率は38%と県平均の38%と同水準である。

地域別にみると、北部地域はスギ、ヒノキの人工林化が進み、人工林率は57%と県平均38%に比べかなり高く、人工林の齢級構成では45年生を超える林分が74%を占め、利用期を迎えている。天然林は、ミズナラ、コナラ等が多く見られ、標高800m以上の山地の一部にはブナが残っている。

中部地域は、アカマツ林及び広葉樹の天然林が大部分を占めているが、土壌等自然条件に恵まれた地域では人工造林が進み、人工林率は27%となっている。また、吉備高原はマツタケ産地として知られているが、近年の松くい虫の被害により、生産量は減少している。

南部地域は気象、土壌条件からアカマツの適地が広がっているが、中部地域と同様に、松くい虫被害により、アカマツから常緑広葉樹へと植生の変化が見られる。

人工林率は13%と低く、当地域は岡山市等の人口集中地があり、山地災害防止機能、生活環境保全機能等の公益的機能の高度発揮が求められる地域である。

明治以後、治山事業が広く行われ、その跡地には治山樹種のヤマハンノキ、ヤシヤブシ、ヤマモモ、アカシア類などが生育している。

イ 森林の保健・文化・教育的利用の状況

北部には、「大山隠岐国立公園」及び「湯原奥津県立自然公園」に指定された区域があり、中部から南部にかけては「吉備清流県立自然公園」に指定されており、更に南部地域には、「瀬戸内海国立公園」の区域に指定されている海岸線及び島しょ部がある。これらはいずれも保健・休養の場として親しまれている。

ウ 林産業の状況

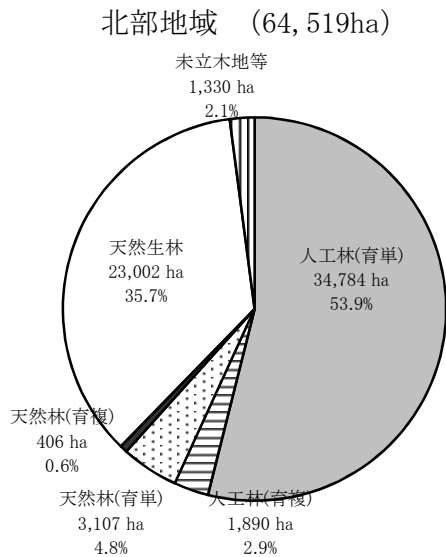
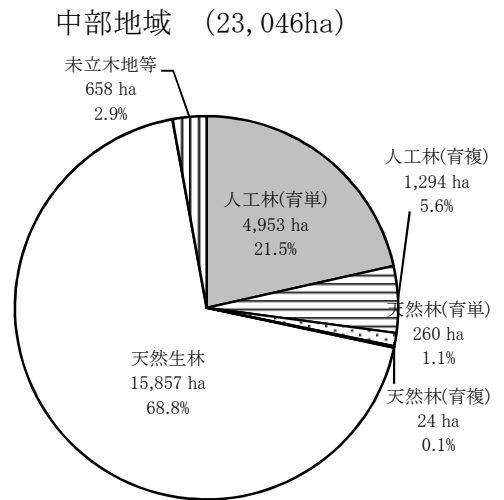
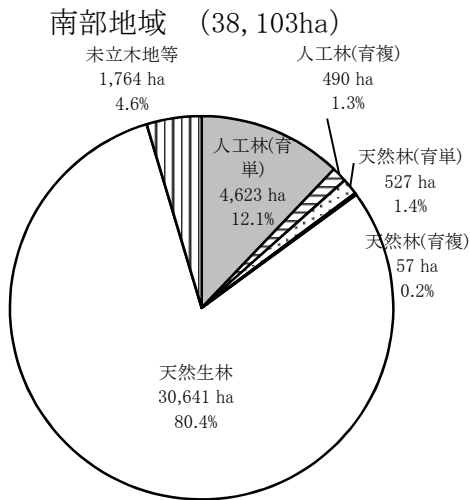
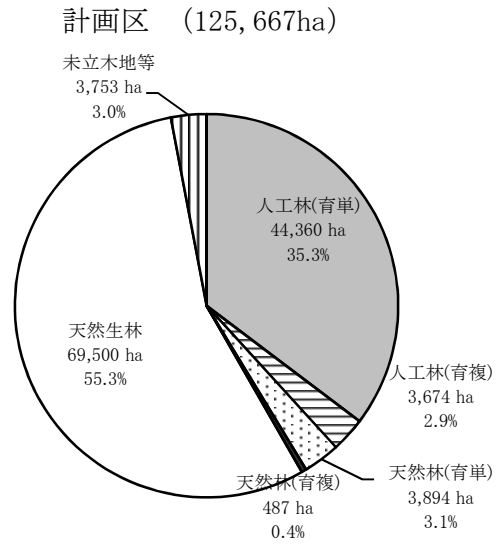
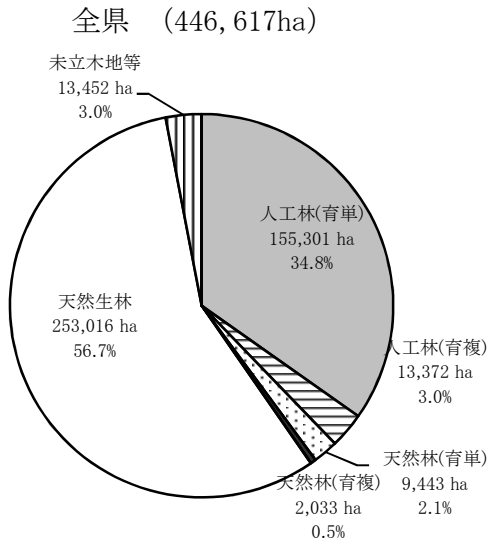
計画区内には原木市場が3市場あり、県内はもとより県外からも集荷しており、令和3年でスギ、ヒノキを主体に年間148千m³の原木を取り扱っている。

製材工場46工場のうち、真庭圏域の製材工場は、29工場、計画区全体の63%を占めており、隣接の吉井川森林計画区の津山圏域とともに、西日本でも有数の木材の集散・加工地を形成している。

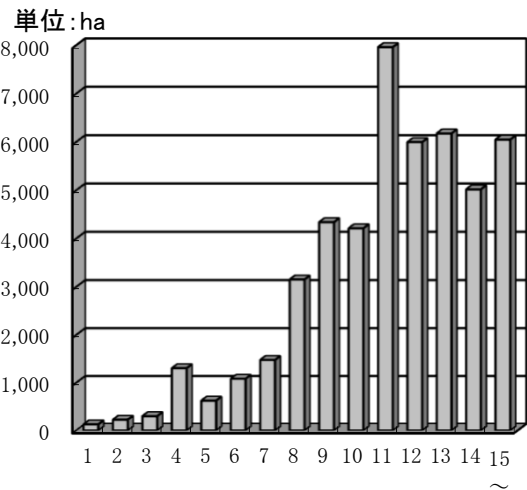
エ 特用林産物の生産状況

計画区内の主たる特用林産物の生産状況は、令和3年で乾シイタケ3t（県全体の35%）、生シイタケ634t（同42%）、ヒラタケ10t（同74%）、となっている。

森林資源構成状況



流域の人工林年齢配置



2 前計画の実行結果の概要及びその評価

区 分		計 画	実 行	実行率(%)
伐採材積	主 伐 (千m3)	5 2 3	5 0 2	9 6
	間 伐 (千m3)	5 5 6	3 1 8	5 7
間伐面積(ha)		7, 2 9 0	5, 2 8 2	7 2
人工造林(ha)		1, 3 0 7	2 1 6	1 7
天然更新(ha)		4 5 6	5 0 7	1 1 1
林道	開 設(m)	1, 4 7 0	8 7 0	5 9
	拡張(箇所)	1 2 9	2 1	1 6
保安林指定	水源かん養(ha)	4 9 1	4 1	8
	災害防備(ha)	2 3 2	8 9	3 8
	保健、風致(ha)	3 2	0	0
治山事業(箇所)		7 7	3 8	4 9
要整備森林	人工造林(ha)	-	-	-
	間 伐(ha)	-	-	-

- ・主伐による伐採材積は、ウッドショックに伴い国産原木価格が上昇したことで素材生産意欲が向上したことや木質バイオマス発電燃料材の需要が一貫して増加傾向にある影響を受けたことで実行率96%となった。また、間伐の伐採材積及び面積は、平成30年7月等の豪雨災害などの影響を受けて、材積実行率57%、面積実効率72%となった。
- ・人工造林は、令和3年にウッドショックにより一時的に材価が上昇したものの、長期に渡る価格低迷により造林及び保育費用の負担が増している影響もあり17%となった。人工林の齢級構成の平準化、森林資源の持続的な確保を図るため、再造林を推進する必要がある。
- ・林道等の開設又は拡張については、林道の災害復旧が優先されたこと、作業道を主体とした路網整備が進められていることにより開設量が59%となった。
- ・治山事業については、豪雨災害の復旧が優先されたことで、実行率が49%となった。
- ・保安林の指定は実行率が8%～38%となった。森林所有者へ制度周知を図り、促進していく必要がある。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

県土の約7割を占める森林は、木材の生産のほか、水資源の確保、洪水や土砂崩れの防止、森林レクリエーションの場の提供など、私たちの暮らしと深いかかわりをもっている。また、地球環境の保全が国際的な共通課題となる中で、二酸化炭素を固定し、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与する森林・木材の役割が改めて見直されている。

しかし、これまで森林を守り育ててきた林業は、木材価格の低迷、間伐などの手入れ不足、山村地域の過疎化・高齢化の進行などにより次第に停滞し、森林の持つ公益的機能の低下が危惧されている。

一方、価値観や生活様式の多様化に伴い、県民は、心の豊かさを求めて自然とのふれあいを重視するとともに、地球環境問題へも大きな関心を寄せている。

県民の様々な要求を満たすことができる健全で多様な森林を育てていくためには、県、市町等行政が、林業・木材産業の活性化、森林とのふれあい、自然環境の保全といった森林全体を通じた施策を積極的に展開することはもちろんのこと、森林所有者、林業・木材産業関係者は、健全な森林の育成、地域林業の活性化、県産材の利用拡大に向けた主体的な事業展開を図り、県民一人ひとりが、それぞれの立場で森林を守り育てていく必要がある。

こうした考え方に沿って地域森林計画における森林整備の在り方、計画推進の基本方針、目標設定の考え方を次のとおりとする。

(1) 森林整備の在り方

戦後、荒廃した林地の復旧や経済発展に伴う木材需要の増大への対応を図るため推進されてきた人工林の造成はほぼ達成され、流域内における森林資源の整備は、造成の段階から森林を健全な状態に維持し、循環させるための質的充実を図るべき段階となっており、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させ、均等な年齢構成へと誘導することが必要となっている。

このため、森林整備のための森林区分として、植栽の有無などにより規定されていた人工林、天然林の区分に代え、育成のための人為の程度、森林の階層構造及び経済性に着目して、次のとおり区分することにより、一層の整備を推進していく。

①育成単層林、育成複層林

(育成単層林：森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採した後、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

(育成複層林：森林を構成する林木を部分的に伐採した後、複層樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

- ・ 自然条件がよく林業経営に適した森林においては、集積や集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入による労働生産性の向上等により、安定的な県産材の供給源として適正な管理を進めていく。
- ・ 環境に配慮した小面積皆伐や再生林等による若返り化を進め、人工林の年齢構成の平準化を図る。
- ・ 生育途上にある森林の間伐を推進するとともに、土壌の流亡などの恐れのある林分では、伐期の多様化、長期化を図るなど、自然環境の保全に配慮した森林施業を推進する。
- ・ 少花粉スギ等の植栽などにより、花粉発生源の対策を推進する。
- ・ 育成単層林としての適切な生育が見込めないところや、奥地や急傾斜など林業経営に適さないところは、管理コストの低い針広混交林等の育成複層林や天然生林へ誘導していく。

②天然生林

(主として天然力を活用することにより成立・維持され、健全性の確保等のため必要に応じ適切に保全・整備された森林)

- ・ 自然力を活用して、四季折々の美しい自然を楽しむことができるような多様で健全な天然生林を維持することにより、公益的機能の高度発揮を図る。
- ・ 森林浴、森林レクリエーション、森林・環境教育等県民が森林とふれあう場所として、貴重な森林や里山、身近な都市近郊林を県民へ広く開放し、多様な森林活動の展開を助長する。
- ・ 台風等による災害、森林病虫害等の被害、山火事の発生等森林災害に強い森林づくりを進めることにより、森林機能の低下を防ぐ。

(2) 計画推進の基本方針

ア 生産活動を通じた林業の成長産業化

森林経営管理制度の推進により、意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集積・集約化し、花粉の飛散低減など環境に配慮した林業生産活動を持続的に展開する。

また、県産製材品の品質向上と販路拡大を進め、循環資源である木材・木質バイオマスの利用を推進する。

イ 森林とのふれあいを通じた心の豊かさやゆとりの確保

里山林、都市近郊林の整備を行い、身近な森を利用した森林環境教育活動等を推進し、心の豊かさやゆとりのある生活を実現する。

ウ 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保

経営管理が行われていない人工林を管理コストの低い針広混交林等へ誘導し、森林の持つ公益的機能を確保する。

また、山地災害や森林病虫害に対しては、適切な保全対策を講じて森林の健全性を確保する。さらに原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等を保全し、生物の多様性を確保する。

(3) 目標設定の考え方

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、育成単層林等における林業のサイクルの循環、伐期の多様化、長期化など森林資源の推移を十分に考慮し、国有林と一層の連携強化を図りつつ、全国森林計画に即して、森林整備の目標、立木竹の伐採、造林、間伐・保育、林道の開設等に関する事項を示した。

なお、市町村森林整備計画の策定等に当たっては、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮した上で、この計画に適合して、その効率的な実行の確保が図られるよう配慮すること。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○ 市町村別森林面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考	
総数		125,666.98	森林法第5条第2項第1号の森林	
市町村別内訳	岡山市	32,279.23		
	旧岡山市	15,652.97		
	旧御津町	7,425.75		
	旧建部町	6,144.41		
	旧瀬戸町	2,218.08		
	旧灘崎町	838.02		
	玉野市	5,823.49		
	真庭市	58,801.47		
	旧北房町	5,100.82		
	旧勝山町	11,216.29		
	旧落合町	10,939.06		
	旧湯原町	9,732.67		
	旧久世町	5,587.22		
	旧美甘村	5,676.20		
	旧川上村	4,113.80		
	旧八束村	3,417.29		
	旧中和村	3,018.12		
	新庄村	5,717.21		
	久米南町	5,109.02		
	吉備中央町	17,936.56		
	旧加茂川町	9,578.87		
	旧賀陽町	8,357.69		
	再掲	備前県民局(地域事務所除く)	56,039.28	
		美作県民局(地域事務所除く)	5,109.02	
		美作県民局真庭地域事務所	64,518.68	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。

森林の整備及び保全の目標とする各機能に応じた森林の望ましい姿を、次のとおりとする。

第1表 森林の機能と望ましい姿

機 能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自

然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮する。

また、近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した取組を推進する。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網の整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、森林の状況を適確に把握するため森林クラウドの効果的な活用を図る。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地林等の人工林における針広混交林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づ</p>

	<p>き、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
--	---

木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>
---------	---

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積:ha、蓄積:m3/ha

区 分		現 況 (令和5年度)	計画期末 (令和15年度)
面 積	育 成 単 層 林	48,254	47,048
	育 成 複 層 林	4,160	6,502
	天 然 生 林	69,500	68,319
森 林 蓄 積 (m ³ / h a)		160	171

- (注) 1 育成単層林とは、森林を構成する林木の一定のまとまりが一度に全部伐採された後、人為により成立維持された森林である。
- 2 育成複層林とは、森林を構成する林木が部分的に伐採された後、人為により複層樹冠層を構成する森林として成立維持された森林である。
- 3 天然生林とは、主として天然力を活用することにより維持・成立し、健全性の確保等のために必要に応じ適切に保全・整備されている森林である。
- 4 本計画の対象森林には、上記3種類の森林以外に、原野・未立木地・竹林等を含む。

2 その他必要な事項

なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を勘案して、伐採に関する事項を定めること。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこと。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施にあたっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めること。さらに、花粉の発生源となるスギ・ヒノキの人工林の伐採・植替え等を促進すること。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこと。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によること。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えること。

主伐の時期については、伐採を対象とする立木の標準伐期齢以上を目安とし、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化・長期化を図ること。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理すること。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

さらに、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置すること。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区

域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ること。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持すること。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市町村内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めること。この場合施業体系等により平均伐期齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めること。

また、立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものとして市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではないことを明記すること。

単位：年

区 分	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	そ の 他 針 葉 樹	ク ヌ ギ	そ の 他 広 葉 樹
旭 川 森林計画区	40	45	35	40	15	20

(3) その他必要な事項

な し

2 造林に関する事項

造林に関しては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の利用状況等を勘案して人工造林及び天然更新に関する指針を定めるものとする。

特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するとともに、伐採後に的確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗による造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うことを定めること。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として定められるものであり、その選定に当たっては、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

苗木の選定については、少花粉スギ・ヒノキ苗木を基本とし、低コスト造林に資するコンテナ苗や成長に優れたものの増加に努めること。

また、多様な森林の整備を図る観点から、上記の考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の定めが行われるよう留意すること。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択すべき旨を市町村森林整備計画に記載するよう留意するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ、クヌギの植栽本数は、下表の本数を基礎とし、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して仕立ての方法別に定めること。

また、その他の樹種についても、必要に応じて地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めること。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を植栽すること。

樹種	仕立方法	植栽本数 (本/ha)
スギ ヒノキ	密仕立て	4,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
マツ	中仕立て	5,000

クヌギ	中仕立て	3,000
-----	------	-------

① 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。

② 植付けの方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植付けること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林等において、皆伐による伐採跡地で人工造林を行うものにあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新すること。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を目安として定めること。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林であつて、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うことを定めること。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種について定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては区分して、岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨として、天然更新の対象樹種について、期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然下種更新、ぼう芽更新の別に応じた天然更新補助作業の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新をすべき期間について岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林等であつて、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況等により天然力による更新が期待されないものについては、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定すること。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定

められる。

(4) その他必要な事項
な し

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関して、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項、第6の1の立木伐採材積及び2の間伐面積を踏まえ、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐及び保育の実施状況等を勘案して定める。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法及び保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐及び保育を行う際の規範として定められる。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して適正な林分構成が維持され、根などの発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、市町村森林整備計画で定められる、平均的な間伐の実施時期の間隔に従って間伐を行う。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

樹種	施業体系	間伐時期(年)				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材生産	14	17	21	25	【選木方法】 1, 2回目は形質不良木を中心に 3回目以降は形質不良木とともに 成長の良い優勢木も選木の対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材生産	17	21	26	31	
	大径材生産	19	26	35	—	
ヒノキ	小径材生産	17	22	27	32	
	一般材生産	21	26	31	37	
	大径材生産	21	28	37	—	

注) 上表はスギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を標準とする。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数																備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
下刈り	スギ	△	①	①	①	△	△											時期6月～8月
	ヒノキ	△	①	①	①	△	△	△	△									
つる切り	スギ								←	△	→		←	△	→			
	ヒノキ										←	△	→					

除 伐	スギ									←	△	→							←	△	→						
	ヒノキ									←	△	→							←	△	→						

注) ○印 通常予想される実行標準 ○内の数字は回数 △印は必要に応じて行う実行標準
 市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する
 必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、
 積極的に推進を図ること。

- (3) その他必要な事項
 なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源^{かん}涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定する。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的な事項を踏まえ、公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定めること。

なお、公益的機能別施業森林以外の木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定すること。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について特定する。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

区域の設定に際しては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定できるように記載すること。

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

ア 区域の設定の基準に関する指針

(ア) 水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源^{かん}涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源^{かん}地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}涵養機能の評価区分が高い森林などを水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として定めること。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の①～③の森林などを、土地に関する災害の防止機能、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として定めること。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

イ 森林施業の方法に関する指針

施業の方法に関しては、第2の1の(2)に示す森林整備及び保全の基本方針及び次の事項を指針として定めること。

伐採の方法を定める必要のある森林	森林施業の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・伐期の間隔の拡大 ・皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小
<ul style="list-style-type: none"> ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業とし、それ以外は複層林施業とする。 ・適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能とする。ただし長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

区域の設定に際しては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受
認し得る範囲内で定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定でき
るように記載すること。

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよ
うに定めること。

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生
産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当
と認められる森林について定めること。また、この区域のうち施業の効率性が高い地域を
「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めること。

イ 施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の発揮及び地域における森林資源の保続に留意しつつ、多様な木材需
要に応じた持続的、安定的かつ効率的な木材等林産物の生産・供給が可能な資源構成とな
るよう、計画的かつ生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な
更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化
等を通じた効率的な森林整備を推進することを定めること。また、特に効率的な森林施業
が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新とする。

(3) その他必要な事項

な し

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

林道・林業専用道の開設量については、第2の1の(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4のとおり計画する。

なお、林道と林業専用道を併せたものを「基幹路網」、森林作業道を「細部路網」と定める。

○基幹路網の現状

単位 延長：k m

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	3 4 4	5 1 0
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

ア 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準の基本的な考え方は、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、次の表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0～15°)	車 両 系	1 0 0～2 5 0	3 5～5 0
中傾斜地 (15～30°)	車 両 系	7 5～2 0 0	2 5～4 0
	架 線 系	2 5～7 5	
急傾斜地 (30～35°)	車 両 系	6 0～1 5 0	1 5～2 5
	架 線 系	1 5～5 0	

急峻地 (35° ~)	架線系	5 ~ 15	5 ~ 15
----------------	-----	--------	--------

イ 伐出作業における集材型に応じた高性能林業機械作業システムの基本的な考え方は、次の表を目安とする。

(ア) 今後開発が進められる、伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システムの目標

① 作業地分散型

森林の多様な機能の持続的な発揮を目指し、間伐等非皆伐作業及び小面積の皆伐作業を効率的に実施する必要がある森林に主として対応するシステム。

(生産性 単位㎡/人・日)

集材型 (集材 距離)	伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システム					
	緩 傾 斜 地			急 傾 斜 地		
近距離 集材型 -100m	(伐倒・搬出) フェラースキッド	(造材) プロセッサ		(伐倒) 急傾斜地用 小型フェー	(搬出) グラップル付 クレーン	(造材) プロセッサ
	〔短幹集材〕		生産性:10.2	〔全木集材〕		生産性: 6.2
短距離 集材型 -200m	(伐倒・造材) ハーベスタ	(搬出) フォワード		(伐倒) 急傾斜地用 小型フェー	(搬出) 小型クレーン	(造材) プロセッサ
	〔短幹集材〕		生産性: 9.2	〔全木集材〕		生産性: 5.1
中距離 集材型 -400m	(伐倒・造材) ハーベスタ	(積載) グラップル	(搬出) フォワード	(伐倒) 急傾斜地用 小型フェー	(搬出) 中型クレーン	(造材) プロセッサ
	〔短幹集材〕		生産性: 7.3	〔全木集材〕		生産性: 5.0

② 作業地集中型

地域の作業条件にきめ細かく対応しつつ、労働強度の軽減と省力化を図り、効率的な林業経営を推進するため、皆伐作業、ある程度面積的にまとまりのある間伐作業及び択伐作業を効率的に実施する必要がある森林に主として対応するシステム。

(生産性 単位㎡/人・日)

集材型 (集材 距離)	伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システム							
	緩 傾 斜 地				急 傾 斜 地			
短距離 集材型 -200m	(伐倒・造材) ハーベスタ	(積載) グラップル	(搬出) 無人フォワード		(伐倒) 急傾斜地用 フェーハンチ	(造材) プロセッサ	(搬出) フォワード	(積載) グラップル
	〔短幹集材〕			生産性:10.5	〔全木集材〕		生産性: 8.1	
中距離 集材型	(伐倒) フェーハンチ	(搬出) スキッド	(造材) プロセッサ	(積載) グラップル (装輪)	(伐倒) 急傾斜地用 フェーハンチ	(搬出) 中型クレーン	(造材) プロセッサ	(積載) グラップル

[-400m] [全木集材] 生産性: 9.0 | [全木集材] 生産性: 6.2

長距離集材型	(伐倒) (搬出) (造材) (積載) チェーンソー スキッタ グラップルソー グラップル (ホイール型)	(伐倒・造材) (搬出) (積載) 急傾斜地用 分岐式モジュール グラップル ハーベスタ
400m-	[全幹集材] 生産性: 8.7	[短幹集材] 生産性: 6.1

(イ) 既存及び今後改良が進められる伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システムの目標

現在最も普及している林業機械による伐出林業機械作業システムを基本とし、今後これらの林業機械の性能の向上及び小型軽量化等一層の改良を図りつつ、地域の条件、事業者の経営条件等に応じて採用すべきシステム

(生産性 単位㎡/人・日)

作業型	集材型 (集材距離)	既存的林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システム	
		緩 傾 斜 地	急 傾 斜 地
作業地分散型	近距離集材型 -100m	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー リモコンウインチ [短幹集材] 生産性:4.6	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーン (簡易式) 生産性:4.6
	短距離集材型 -200m	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 林内作業車 (クローラ型) 生産性:4.6	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーン 生産性:3.5
	中距離集材型 -400m	(伐倒) (木寄せ) (搬出) チェーンソー ウインチ付 フォワーダ 林内作業車等 [短幹集材] 生産性:3.8	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー 自走式搬器 チェーンソー [全木・全幹集材] 生産性:2.8

(生産性 単位㎡/人・日)

作業型	集材型 (集材距離)	既存的林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システム	
		緩 傾 斜 地	急 傾 斜 地
作業地集中型	短距離集材型 -200m	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 林内作業車 (ホイール型) 生産性:5.9	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーン 生産性:4.3
	中距離集材型 -400m	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー スキッタ プロセッサ (クローラ型) 生産性:5.7	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー 中型クレーン プロセッサ [全木・全幹集材] 生産性:4.1
	長距離集材型 400m-	(伐倒) (搬出) (造材・積載) チェーンソー スキッタ グラップルソー (ホイール型) 生産性:5.7	(伐倒) (搬出) (造材・積載) チェーンソー 大型クレーン グラップルソー [全木・全幹集材] 生産性:3.5

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備等推進区域については、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとし、その区域の設定について幹線となる林道・林業専用道の利用区域を考慮しつつ次のとおり定める。

地形・地質	傾斜が急峻な箇所以外 脆弱な地質又は土壌の箇所以外
森林の機能別調査	森林の機能別調査の「木材生産機能」が「L」以外の箇所

注：林班毎に判断すること。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、林道規程、林業専用道作設指針、岡山県林業専用道作設指針及び岡山県森林作業道作設指針に則り開設する。

(5) 林産物の搬出の方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項

開設等の実施にあたっては、次の事項に留意する。

ア 切取、盛土は必要最小限度に留めるよう路線を決定する。

イ 切取、盛土の法面安定を図るよう法面保護工、土留工等の土砂流出防止施設を設置する。
なお、土捨場を必要とする場合は、特に周囲の環境、位置、土砂の流出防止に留意する。

ウ 雨水等による路面の浸食、崩壊を防止するため、側溝等の排水施設を適切な箇所に設置する。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の項目について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、地方自治体と林業経営者を情報通信回線で結ぶ森林クラウドの管理運用を通じて、森林情報の精度向上を図るとともに、その情報の提供・共有を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報を活用し、面的な集約化を進める。このほか、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、農林関係高校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等様々な人材の活躍・定着等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械等の導入促進

高性能林業機械等の導入及びその効率的な利用を確保し、生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、林業機械の共同利用など、利用体制を整備するとともに、機械作業に必要な基幹路網等の施設整備に努める。

イ 機械作業システムの目標

森林の多様な機能の継続的な発揮を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めていくため、これまでの伐出作業システムに加え、間伐、択伐等の非皆伐作業に対応し、傾斜や搬出距離等の作業条件にもきめ細かく対応する伐出作業システムの普及が必要となる。

このため、第3の5の(2)に示す考え方及びこれまでの高性能林業機械作業システムの現場における作業条件への適用状態を踏まえつつ、第3の5の(2)に示す伐出用高性能林業機械を組み入れた高性能林業機械システムの普及を推進する。

また、環境負荷低減の観点から、土壌の攪乱、締固め及び残存木への被害を最小限に抑えることに配慮する。

伐出作業における高性能林業機械作業システムの目標の考え方は次のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システム			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスト	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスト チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100~300	チェーンソー	スイングキータ タワキータ		
急傾斜地 (30~35°)	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150~500		スイングキータ タワキータ		
急峻地 (35° ~)	架線系	500~1500	500~1500	チェーンソー	タワキータ	プロセッサ	トラック

注：地域において、今後の路網整備や資本装備の方向を決めるに当たっては、地域における自然条件、社会経済的条件を踏まえた工夫や経営判断が必要である。

「グラップル」にはロングリーチ・グラップルを含む。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

北部は、真庭地域の林業地と製材工場群を背景に3原木市場が開設され、取扱量も130千m³を超えている。従って、民有林・国有林が一体となり、素材生産業者、流通業者等による計画的な木材生産と共同出材等によりローコスト化を進め、ロットの一層の安定を図るものとする。

また、市場の取扱量は素材・製品とも多く、機能的な流通体制にあるが、さらに製品の共同ストック、集配センター等の拠点整備を検討するものとし、建築用材、チップ用材や再生可能エネルギー等の多様なニーズに即した木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を図るものとする。

イ 木材加工の合理化

計画区内の製材工場は、出力規模及び高次加工施設の導入等において、他の計画区に比べ先進的な状況にあり、また、台形集成材、化粧貼集成材等、小径木等の低質材を利

用し、高品質材を生産するなど木材の工業化も進んでいる。今後は、乾燥材・JAS製品の生産技術の高度化を促進し、更に工業化を進めるものとする。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、川上から川下まで一体となって合理的な木材生産・流通システムの確立を図るため、地域の関係者の合意形成に努める。

また、木材関連事業者の取り扱う木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を進めるものとする。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。

また、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

次頁参照

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用する。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずる。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

- (4) その他必要な事項

なし

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
総 数		62,945.90		
岡 山 市	(計)	17,008.20		
旧岡山市	23 (イ,ロ,ハ,ニ)、24 (イ,ニ)、25 (イ,ロ,ハ)、28 (イ,ロ,ハ,ニ)、29、30 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、31~33 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、34 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、35、36 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、37 (イ,ロ,ハ)、38 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、39 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、40 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、41 (イ,ロ,ハ)、42 (イ,ロ,ハ,ニ)、43 (イ,ロ,ハ)、44 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、45 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、46 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、47、48 (イ,ロ,ハ)、49 (イ,ロ)、50、51 (イ,ロ,ハ)、52 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、53 (イ,ロ,ハ,ニ)、54 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、55 (イ,ロ,ハ,ニ)、57 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、58 (ヘ,ト,チ,リ,ヌ,ル)、59 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、60~63 (イ,ロ,ハ,ニ)、64 (イ,ロ)、65、68 (イ)、69 (イ,ロ)、70 (イ)、71 (イ,ロ)、72、73 (イ)、74 (イ,ロ,ハ,ニ)、75、76 (イ,ロ)、77~80 (イ)、81 (イ,ロ)、82 (イ)、83 (イ,ロ)、84、85 (イ)、86 (イ,ロ)、87 (イ)、88 (イ,ロ)、89~93 (イ)、97 (イ,ロ,ハ)、98 (イ,ロ)、99 (イ,ロ,ハ,ニ)、100、101 (イ,ロ,ハ)、102~104 (イ,ロ)、105 (イ,ロ,ハ)、106 (ロ)、107 (イ,ロ)、108 (イ,ロ,ハ)、109 (イ)、110、111 (イ,ロ)、112 (イ)、113、114 (イ,ロ)、115 (イ)、116、117 (イ,ロ)、119 (ロ)、120 (イ)、122~124、126 (イ,ロ)、127、133、138、139 (イ)、140、141 (イ,ロ)、143 (イ)、146 (イ,ロ,ハ)、152 (イ,ロ)、153 (イ)、154 (イ,ロ)、157 (イ)、158 (イ,ロ)、160 (イ,ロ,ハ)、161 (イ,ロ)、163 (イ)、164、166 (イ,ハ)、167 (イ,ロ,ハ)、168 (イ,ロ)、173、174 (イ)、175 (イ,ロ,ハ,ニ)、181 (イ)、182 (イ,ロ,ハ)、183、184 (イ,ロ)、185 (イ,ロ,ハ,ニ)、186 (イ,ロ,ハ)、187 (イ)、188 (イ,ロ)、189 (イ,ロ,ハ,ニ)、190 (イ)、191、192 (イ,ロ,ハ)、193、194 (イ,ロ)、195、195 (イ,ロ,ハ)、197 (イ,ロ,ハ,ニ)、198 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、199 (イ,ロ,ハ,ニ)、200 (イ,ロ)、201 (ロ)、203 (イ,ロ)、204 (イ,ロ,ハ,ニ)、207 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、208 (イ,ロ)、210 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、211 (イ,ロ,ハ)、212 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、213 (イ,ロ,ハ)、214 (イ,ロ)、215 (ロ,ニ)、216 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、217 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、218 (イ,ロ,ハ,ニ)、219 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ)、220 (イ,ロ,ハ,ニ)、221 (ニ,ホ,ヘ,ト)、222 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、225 (ロ,ハ,ニ,ホ)、226 (ハ,ニ,ホ)、227 (イ,ロ,ハ,ニ)、228 (ハ,ニ)、229 (イ,ロ,ハ)、230 (イ,ロ,ハ,ニ)、231 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、233 (ロ,ハ,ニ,ホ)、234 (イ,ロ,ハ,ニ)、235 (イ,ロ,ハ)、236 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、237 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、238 (ニ,ホ,ヘ,ト)、240 (イ,ロ,ハ,ニ)、242 (ハ)、243、244 (イ,ロ,ハ,ニ)、247 (ロ)、248 (イ,ロ,ハ)、249、250 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、251 (イ,ロ,ハ,ニ)、255 (イ,ロ,ハ)、256 (イ,ロ,ハ,ホ)、257 (イ,ロ,ハ,ニ)、258、259 (イ,ロ,ハ)、260 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、261 (イ,ロ)、262 (イ,ロ,ハ,ニ)、263 (イ,ロ,ハ)、264、265 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、266 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、267、268 (イ,ロ,ハ)、269 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、270 (ホ,ヘ)、271 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、272 (イ,ロ,ハ,ニ)、273 (イ,ロ)、274 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、275 (イ,ロ,ハ,ニ)、276~278 (イ,ロ,ハ)、279 (イ,ロ,ハ,ニ)、280 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、281 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、282 (イ,ロ)、283 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、284 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、285 (イ,ロ,ハ,ニ)、286 (ロ,ハ,ニ,ヘ,ト,チ,リ)、287、288 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、289 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、290 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、291 (イ,ロ,ハ)、292 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、293 (イ)、294、295 (イ,ロ	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 水害防備 干害防備 魚つき 保健 風致	
		10,961.61		

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
	ハ)、296(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、297(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、299(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、302(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、305(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、306(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、308(イ、ロ、ハ)、309(ロ)、310(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、311(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、312(イ、ロ)、313(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、314(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、315(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、316(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、317(イ、ロ、ハ、ニ)、318、319(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、320、321(イ、ロ、ハ)、322、323(イ、ロ、ハ、ニ)、324(イ、ロ、ハ)、325(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、326(イ、ロ、ハ)、327(イ、ロ、ハ、ニ)、328(イ、ロ、ハ)、329(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、			
旧御津町	7(ニ)、8(ニ、ホ)、14(ロ)、17(ホ)、19(ニ、ホ)、20(イ)、23(ロ)、25、26(ロ、ハ)、29(ニ)、36(ヘ)、39(ハ、ニ)、40(ヘ)、41(ニ、ホ、ヘ)、42(ロ、ハ)、45(イ、ヘ)、46(イ、ロ、ハ)、47(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、49、50、51(ハ、ニ、ト)、52(イ、ニ、ホ、ヘ)、53(ハ)、58(ロ、ハ)、61(イ、ロ、ハ、ニ)、62(ハ、ニ)、66、67、68(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、69、70、71(ロ、ハ、ニ)、72~74、75(イ、ロ)、85(イ)、86(ロ)、92(イ、ロ)、93(ハ)、96(ロ、ニ)、97(ロ)、99(イ、ロ)、101(ニ)、102(イ、ロ、ハ)、103(イ、ロ)、105、106	1,699.35	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に	水源かん養 土砂流出防備 干害防備
旧建部町	3、4(イ、ロ、ハ)、5(ニ)、6(イ、ロ、ハ)、7(ロ)、10(ホ)、11(イ、ロ)、12(ヘ、ト)、13(イ)、14(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、16(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、17(イ、ロ、ハ、ニ)、18(イ、ロ、ハ)、21(イ、ロ、ハ、ニ)、24(ロ、ハ、ニ)、25(ロ)、28(イ、ロ、ハ、ニ)、29(イ、ロ、ハ)、30~32(イ、ロ、ハ、ニ)、33(イ、ロ、ハ)、35、39(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、42、43(イ、ロ)、44(イ、ロ、ハ、ニ)、45(イ、ロ)、46(イ、ロ、ハ)47、48(イ、ロ、ハ、ニ)、50(ハ)、51(イ、ハ、ホ)、52(イ、ロ、ハ、ニ)、53(ロ)、54(イ、ロ、ハ)、64(ヘ、ト)、65(ハ、ニ)、66(イ、ト)、67(イ、ホ、ヘ)、68(チ)、71(ハ、ニ、ホ)、72(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、リ)、73(ハ、ニ、ホ、ヘ)、77(ロ)、80(イ、ロ)、82(ロ、ハ)、84、90(イ)、94(ニ、ホ)、100(ハ、ホ、ヘ、ト)、101(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、102(イ、ロ、ハ、ニ)、103(イ、ロ、ハ)、104(ニ)、105(ロ、ニ、ホ)	2,205.55	際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 水害防備 保健
旧瀬戸町	1(イ、ロ、ハ)、4(ロ)、5(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、8(イ、ロ)、9(ハ)、10(イ、ロ)、11(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、12、13(イ、ロ、ハ、ニ)、14(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、15(イ、ロ、ハ、ニ)、16(イ、ロ、ハ)、17(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、18、19(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、20(イ、ロ)、21(ロ、ニ)、22(イ、ロ)、23(イ、ロ、ハ、ニ)、24(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、25、26(イ、ロ、ハ、ニ)、27(イ、ロ)、28、29(イ、ロ、ハ)、30(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、31(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、32(イ、ロ、ハ)、33(イ、ロ、ハ、ニ)、34(イ、ロ、ハ)、35(ニ)、36(イ)、37(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、38(イ、ロ、ハ)、39(イ、ロ、ハ、ニ)、40(イ)、41(イ、ロ、ハ)、42~44(イ、ロ、ハ)	1,851.58		水源かん養 土砂流出防備 保健
旧灘崎町	1(ロ、ホ)、8(ハ、ト)、9、10(イ、ロ、ハ)、13(ハ、ニ、ホ)、14(イ、ロ、ハ、ニ)、15(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、16(イ、ロ、ハ)	290.11		水源かん養

所在		面積	留意すべき事項	備考 (保安林等)
市町村	地区 (該当林小班)			
玉野市	1 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、2 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ)、4 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、5 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、6、7 (イ,ロ,ハ)、8 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、9 (イ,ロ,ハ,ニ)、10、11 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、12 (イ,ロ,ハ,ニ)、13 (イ,ロ,ハ)、14 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、15 (イ,ロ,ハ,ニ)、16、19 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、20 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、21 (イ,ロ,ハ)、27 (ホ)、30 (イ,ロ,ハ,ニ)、34 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、35 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、36 (イ,ロ,ハ)、37 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、38 (ロ,ハ,ト)、39 (イ)、40 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、41 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、43 (ハ,ニ,ホ)、44 (イ,ロ,ハ)、45、46 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、47 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、49 (イ,ロ,ハ,ニ)、50~52 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、53 (イ,ロ,ハ,ニ)、54~56 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、57、58 (イ,ロ,ハ,ニ)、59 (イ,ロ,ハ)、60 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、61 (イ,ロ,ハ)、62 (イ,ロ,ハ,ニ)、63 (イ,ロ,ハ)、64~66 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、67 (ロ,ハ,ニ,ヘ)、68 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、69 (イ,ロ)、70 (ハ,ニ,ホ)、71 (イ,ニ,ホ,ヘ,ト)、72 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、73 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、74、75 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、76 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、77 (イ,ロ,ハ,ニ)、78 (イ,ロ,ハ)、81 (イ)、82 (ハ,ニ)、83、84 (イ,ロ)、86 (ニ)、87 (ロ,ハ)、88、89 (イ,ロ,ハ,ニ)、90 (イ,ロ,ハ)、91 (イ,ロ,ハ,ニ)、92、93 (イ,ロ,ハ)、94~96 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、97 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、98 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、99 (イ,ロ,チ,リ)、100 (イ,ロ,ハ,ニ)、101 (ニ,ホ)、106 (イ,ロ,ハ)、108 (ニ)、109、110 (イ,ロ,ハ,ニ)	4,155.54	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 防風 防火 魚つき 保健
真庭市	(計)	32,250.87		
旧北房町	1(ロ)、2(イ,ロ,ハ)、3(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、8(イ,ロ,ハ,ニ)、9(イ)、11(ヘ,ト)、12(イ,ロ)、13(ニ,ホ)、20(イ)、26(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、28(ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、29(ハ,ニ,ホ)、32(ヘ)、33(ハ,ニ,ホ,ヘ)、34(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、35(ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、36(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、37(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、38(イ,ロ)、41(ハ)、43(ホ,ヘ)、44(イ,ロ,ニ)、45(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,又)、48(ハ,ニ)、49(イ,ロ,ハ,ニ)、50、54(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、55(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、56(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、57(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、58(イ,ロ,ハ,ニ)、60(ロ,ハ,ニ,ホ)、61(イ,ロ,ハ,ニ)、62(イ,ロ,ハ)、63(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、64、65(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、66(ニ,ホ)、67(イ,ロ,ハ)、68(ロ,ホ,ト)、69(イ,ハ,ニ)、71(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、72(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、73(イ,ロ)、74(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、75(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、77(イ)、79(ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)	2,268.86	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健
旧勝山町	1~11(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、13(ハ,ニ,ホ)、15(ニ,ホ)、16(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、19(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、20(イ,ハ,ホ)、21(ニ,ヘ)、24(イ,ロ,ハ,ニ)、25(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、26(イ,ニ,ホ)、27(ホ)、28(イ,ロ,ハ,ニ)、29(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、30、31(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、32、33(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、34(イ)、35(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、36(イ,ニ)、37(イ,ロ,ハ)、43(ヘ)、44(イ,ハ,ニ,ホ)、45(イ)、46(ニ)、47(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、48(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、49、50(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、51(イ,ロ,ハ,ニ)、52~54(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、55(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、56、57(イ,ロ,ハ,ニ)、58(イ,ニ)、59、60(イ,ロ,ハ)、64(イ)、71、72(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、74(イ,ロ)、76(イ)、77(イ,ハ)、78、79(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、80(イ,ロ,ハ,ニ)、81(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、82(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、83、84(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、85(イ,ロ,ハ,ニ)、86(ニ)、87(イ,ロ,ハ)、91(ハ,ニ)、92(イ,ロ,ハ,ニ)、93、94(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、95~97(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、98、99(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、101(ニ,ホ,ヘ)、102(イ,ロ,ハ,ニ)、103(イ,ロ,ハ)、104、105(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、106(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、107(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、108~110(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、111(イ,ロ,ハ,ニ)、112、113(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、114(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、115(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、116(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、120(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、121(イ,ロ,ハ)、122(ホ,ヘ,ト)、123(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、124、125(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、127(イ,ロ,ハ,ニ)、129(イ)、131(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、132(イ,ロ,ハ,ニ)、133、134(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、136(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、137(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、138(ニ,ホ)、139(イ,ロ,ハ,ニ)、140(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、141、142(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、143~145(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、146(ロ,ハ,ヘ)、147(イ)、150(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、151(イ,ロ,ハ,ニ)、152(イ,ロ)、153(ロ,ハ,ニ)、157(イ,ロ,ハ,ニ)、158、159(ハ,ニ)、160(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、161(ニ,ホ,ヘ)、162、163(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、164(イ,ロ,ハ,ニ)、166(ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、167(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、168(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、170(ニ,ホ)、171、172(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、173(イ,ロ,ハ,ニ)、174(ホ)、175(イ,ロ,ハ)、176(ホ)、177(ニ,ホ)、178、179(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、180(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、182(ハ,ニ,ホ,ヘ)、183(イ,ロ,ハ)、184(イ,ロ,ハ,ニ)、185(ニ,ホ)、186(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、187(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、188(イ,ロ,ハ,ニ)、189(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、190(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、191(ロ,ハ)、192(ロ,ハ,ニ)、193(ハ,ニ)、195(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、196(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、200(ロ,ハ,ニ,ホ)、201、202(イ,ロ)、203、204(イ,ロ,ハ,ニ)、205(ハ,ニ,ホ)、207(イ,ニ)、209	7,142.78	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 落石防止 風致

所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該 当 林 小 班)			
	(三)、210(口,ハ,ニ,ホ)、211(イ,ロ,ハ,ヘ)、212(イ,ロ)、213(ホ)、 214(イ,ニ,ホ,ヘ)、215、218(ホ)、219(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、220(イ, ロ)、222(ニ,ホ,ヘ)、223(イ,ニ,ホ)、224(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、225			

所在		面積	留意すべき事項	備考 (保安林等)
市町村	地区 (該当林小班)			
旧落合町	2(ロ,ハ)、3(ロ,ハ,ニ)、5(ハ)、6(ロ,ヘ)、7(ニ,ホ,ヘ)、10(ロ,ニ,ホ,ヘ)、11(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、12(イ,ロ,ハ,ニ)、13(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、14(ロ,ニ,ヘ,ト)、15(ロ,ハ,ニ)、16(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、17(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、18(イ,ロ,ハ)、19(ホ,ヘ,チ)、20(ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、23(チ,リ,ヌ)、24(イ,ロ,ハ)、25(ハ,ニ)、27(ホ,ヘ)、28(イ,ロ,ハ)、29(チ)、30(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、31(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、32(イ,ロ,ハ,ニ,ヘ,ト,チ)、34(ニ,ホ,ヘ,ト)、35(ニ)、36(ハ,ニ,ホ)、37(ロ,ヘ)、39(ニ,ホ,ヘ)、40、41(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、44(ロ,ハ,ニ,ホ)、45(ハ,ニ)、48(ロ,ヘ)、49、51(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、52(ロ,ハ,ニ)、53(ハ,ニ)、54(ニ,ホ,ヘ)、55(イ,ロ,ニ,ヘ)、56(イ,ロ)、57(ロ)、58(イ)、60(ホ)、61(ニ)、65(ニ)、66(ハ,ニ,ホ)、67(ヘ)、68(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、72(ロ)、73(ハ,ニ,ト)、74(ヘ)、75(イ,ロ)、76(ロ)、77(イ,ロ,ハ,ニ)、79(イ,ロ)、84(イ)、87(ロ,ハ,ニ)、90(ハ,ニ)、91(ロ,ニ)、94(ヘ,ト)、95(イ,ロ,ハ,ニ)、96(イ,ロ)、97(ホ,ヘ,ト,チ)、99(イ,ロ,ハ,ニ,ヘ,ト)、100(ロ,ハ)、101(イ,ロ,ハ)、102(イ,ロ)、104(ロ,ハ,ニ,ホ)、105(ニ)、106(イ)、107(ロ,ハ)、108(イ,ニ)、109(ロ,ハ,ニ)、110(イ)、111(イ,ロ,ニ,ホ)、112(ロ,ハ,ニ)、113(イ,ロ)、117(ハ)、118(ロ,ハ)、120(イ,ロ,ハ)、121(ハ)、125(イ)、126(イ,ロ,ハ,ニ)、127(ホ)、128(ロ,ニ)、129(ロ,ハ)、130(ハ)、133(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、134(イ,ロ)、135(イ,ロ,ハ)、136(ロ,ハ)、137(ニ,ホ)、138(ホ,ヘ)、139(イ)、141(ハ)、142(イ,ロ,ニ,ヘ)、143(イ,ロ)、144(ニ,ホ)、147(イ)、148(イ,ロ,ハ)、149(ニ,ホ)、150(イ,ロ)、151(ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、154(ハ)、156(ロ,ハ,ニ)、157(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、159(イ,ロ)、160(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、161(ニ)、162(ロ,ハ,ニ,ホ)、163(イ,ロ,ハ,ホ,ヘ)、164(ホ)、165、166(イ,ロ,ハ,ニ)、167(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、168(イ,ロ,ハ,ニ)、170(イ)、173(ロ,ハ,ニ,ホ)、175(イ)、176(ニ,ホ)、177(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、178(ハ)、179(ロ,ハ,ニ,ホ)、180(ロ,ハ,ホ,ヘ)、184(ヘ)、185(ニ,ホ,ト)、186(イ,ロ,ハ,ニ)、187(ホ)、191(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、192(ニ,ホ,ヘ)、193(イ,ロ,ニ,ホ,ヘ)、194(ハ,ニ,ホ)	3,988.43	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 風致
旧湯原町	1(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、2(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、3(イ,ロ,ハ)、4(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、5(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、6(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、7、8(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、9~11(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、12(ロ)、14(ハ)、15(ロ,ハ)、16(ロ)、17(ニ)、18(ロ,ハ)、19(イ,ロ,ハ,ニ)、20(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、21(イ,ロ,ハ)、34(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、35(イ,ロ,ハ)、40(ハ)、41(イ,ロ,ハ,ニ)、42(ハ,ニ,ホ)、43、46(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、47(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、48(イ,ロ,ハ,ニ)、49(イ,ロ,ハ)、50(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、51(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、52(イ,ロ,ハ,ニ)、53(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、54(イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、55(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、56(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、57(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、58(イ,ロ,ハ,ニ)、59(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、60(イ,ロ,ハ,ニ)、61(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、62(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、63~65(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、66、67(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、68、69(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、70(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、71(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、72(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、74(ホ,ヘ)、75(イ)、76(ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、77(ハ,ニ,ホ)、78(ハ,ニ,ホ,ヘ)、79(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、80(ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、81(ホ,ヘ,ト)、87(ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、88(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、89(チ)、90、91(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、92(ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、93(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、93(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、98(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、99(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、100(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、101(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、102、103(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、104(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、105(イ,ロ,ハ,ニ)、106(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、107(イ,ロ,ハ,ニ)、108(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、109(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、110(イ,ハ)、111(ニ,ホ)、112(ハ,ヘ,チ)、113(ニ,ホ,ヘ)、114(イ)、115(イ,ロ,ハ,ニ)、116(ロ)、119(イ,ロ)、120、121(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、122(イ,ロ)、124(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、125~126(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、128(イ,ロ,ハ,ニ)、129~132(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、133、134(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、135(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、136(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、137(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、138(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、139、140(イ,ロ,ハ,ニ)、141、142(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、143(ハ,ニ,ホ)、144、145(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、146(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、147(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、148(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、149(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、151(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、152(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、153(イ,ロ,ハ,ニ)、154(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、155(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、156(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、157、158(イ,ロ,ハ,ニ)、159(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、160(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、161(イ,ロ,ハ,ニ)、162(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、163(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、164、165(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、166(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、167(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、168(イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、169(イ,ロ,ハ,ニ)	7,283.61		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 なだれ防止 落石防止 風致

所在		面積	留意すべき事項	備考 (保安林等)
市町村	地区 (該当林小班)			
旧久世町	1 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 2 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 4 (ニ) 、 5 (ハ,ホ) 、 8 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 9 (イ,ロ,ハ,ヘ) 、 10 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 11 (ニ,ホ) 、 12 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ,ト) 、 13 (ホ) 、 15 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 16 (イ,ロ,ハ) 、 18 (ロ,ハ,ニ,ホ) 、 19 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 20 (ニ,ヘ) 、 21 (ハ,ニ) 、 22 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 23、 24 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ) 、 25 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 26 (イ,ロ,ハ) 、 27 (ロ,ハ,ホ,ヘ,ト) 、 29 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 30 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 31 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 32 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 34 (ニ) 、 38 (イ,ロ,ハ) 、 41 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 48 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 49 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 50 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 51 (イ,ロ) 、 53 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 54 (ヘ,ト) 、 55 (イ,ヘ,ト,チ,リ) 、 56 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 57 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 58 (ロ,ハ,ニ,ホ) 、 64 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 67 (ニ,ホ,ヘ) 、 69 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ) 、 70 (イ,ハ,ニ,ト) 、 71 (チ,リ) 、 72 (イ,ロ,ヘ) 、 73 (ハ,ニ) 、 74 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ) 、 75 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 76 (イ,ロ,ト,チ) 、 77 (ロ,ハ,ニ,ヘ,ト,チ) 、 80 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 81 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 85 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 86 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 88 (ニ,ホ,ヘ) 、 89 (ハ,ニ) 、 90 (ロ,ハ) 、 91 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 95 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 96 (ハ)	2,269.73	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備
旧美甘村	1、 2 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 3 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 4 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 5 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 6、 7 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 8 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 9 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 10 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 11~13 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 14 (イ,ロ) 、 19 (ニ,ホ) 、 20 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 21、 23 (イ) 、 24 (ハ,ニ) 、 26 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 27 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 28 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 29、 30 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 31、 32 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 33、 34 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 35 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 36 (イ,ロ,ハ) 、 37 (ロ,ニ,ホ) 、 38 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 39 (イ,ロ,ハ) 、 40 (イ) 、 41 (ホ,ヘ) 、 43 (ハ,ニ) 、 44 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 45 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 46 (ホ,ヘ) 、 47 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 49 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 50、 51 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 52 (イ,ロ,ハ) 、 53、 54 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 55 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 56、 57 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 58 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 59 (ロ,ハ,ニ,ホ) 、 60 (イ,ニ) 、 62 (ヘ) 、 63 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 64 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 65 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 66 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 67 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 69、 70 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 72 (ヘ) 、 73 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 74 (ロ,ハ,ニ) 、 75 (イ,ロ) 、 77 (ロ,ハ,ニ,ホ) 、 78 (イ,ロ,ハ) 、 79 (ロ,ハ,ニ) 、 80 (ホ) 、 84 (ハ,ニ,ホ) 、 85 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 86 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 87 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 90 (ニ) 、 91 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 92 (イ,ロ,ハ) 、 93 (ニ,ホ) 、 94~96 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 97 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 98、 99 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 100 (イ,ロ,ハ) 、 101 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 102 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 103 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 104、 105 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 106 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 107、 108 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 109 (ホ) 、 110、 111 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 112、 113 (イ,ロ,ハ,ニ)	4,057.48		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 なだれ防止 保健
旧川上村	2、 5 (ロ,ハ) 、 6、 7 (イ,ロ) 、 8 (イ,ロ,ハ) 、 9 (イ,ロ) 、 11 (イ,ロ,ハ) 、 12 (ロ) 、 13 (イ,ロ) 、 14 (イ) 、 21 (イ,ロ) 、 22 (イ,ロ,ハ) 、 23 (イ) 、 25 (イ,ロ) 、 26、 28 (イ,ロ,ハ) 、 29 (ロ,ハ) 、 32 (ロ,ニ) 、 33、 34 (イ,ロ) 、 35 (ロ) 、 36 (イ) 、 37 (イ,ロ) 、 38 (イ) 、 39 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 40 (イ,ロ) 、 44 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 45 (イ,ロ,ハ) 、 46 (イ,ロ) 、 47 (イ,ロ,ハ) 、 48 (イ,ロ) 、 49 (ホ) 、 52 (ハ) 、 53 (ニ) 、 54 (イ) 、 56 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 57 (イ,ロ) 、 58 (イ,ロ,ハ) 、 59、 60 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 61 (イ,ロ,ハ)	2,275.49		水源かん養 土砂流出防備 保健
旧八東村	2 (ロ,ハ) 、 3~6 (イ) 、 9 (ロ) 、 10 (イ,ロ) 、 11 (イ,ロ,ハ) 、 12 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 13 (イ,ロ) 、 16 (ロ) 、 17、 18 (イ) 、 19、 20 (イ,ロ) 、 23 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 24 (イ,ロ,ハ) 、 25 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 26 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 27 (ハ) 、 32 (ロ,ハ,ニ) 、 33 (イ,ロ,ハ) 、 34 (ハ,ニ) 、 35 (イ,ロ) 、 37 (ロ) 、 38 (ハ,ニ,ホ) 、 39 (イ,ロ) 、 40 (ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 41 (ホ) 、 42、 44 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 46 (ロ,ハ) 、 47 (ホ,ヘ) 、 48 (イ,ロ,ハ) 、 49 (イ,ホ) 、 50 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ) 、 53 (ロ)	1,735.90		水源かん養 保健

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧中 和 村	2 (ホ)、4 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、5 (ロ、ハ、ニ、ホ)、6 (ホ、ヘ、ト)、7 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、9 (ニ、ホ)、10 (ニ、ホ、ヘ)、11 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル)、12 (イ、ロ)、13 (ホ、ヘ、ト、チ、リ)、14 (ヘ)、15 (ニ、ホ)、19 (ハ、ニ、ホ)、20 (ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、21 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、22 (イ、ロ、ヘ)、23 (ハ、ニ)、24 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、25 (イ、ロ、ハ、ニ)、26 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、27 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、28 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、29 (ロ、ハ、ニ、ホ)、30 (ロ、ハ、ニ)、32 (ホ)、33 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、34 (イ、ハ、ニ)、35 (ハ、ニ、ホ)、36 (ハ、ヘ、ト、チ)、37 (ロ、ハ)、43 (ヘ、ト)、44 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、45 (ロ、ハ)、47 (ホ)、48 (ロ、ホ、ヘ)、49 (イ、ロ)、50 (ト)、53 (ハ、ニ、ホ、ヘ)	1,228.59	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養
新 庄 村	1 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、3 (ロ)、5 (ハ、ニ)、8 (イ、ロ、ハ、ニ)、9 (イ、ハ、ニ)、10 (イ、ロ)、11 (ハ)、14 (ロ、ハ)、15 (ロ、ハ)、16 (イ、ロ、ハ)、17 (イ、ニ)、18 (イ、ロ)、19 (ロ、ハ、ニ、ホ)、20 (イ、ロ、ハ)、21 (イ、ロ)、22 (イ)、23 (ハ)、24 (イ)、25 (ニ)、26 (イ、ニ、ホ)、27 (ハ、ニ)、28 (イ、ロ、ハ)、29 (イ、ロ、ハ、ニ)、30 (イ)、32 (ハ)、33 (イ、ロ、ハ、ニ)、35 (ロ、ハ、ホ)、36 (イ、ロ)、37 (イ、ロ、ハ)、38 (イ、ロ、ハ、ニ)、39 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、40~42 (イ、ロ、ハ、ニ)、43 (イ、ロ)、44、45 (イ)、47 (ロ、ハ)、48 (イ、ロ、ハ)、49 (イ、ロ、ハ、ニ)、50 (イ、ロ、ハ)、51 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、52 (イ、ロ、ハ、ニ)、53 (イ、ロ)、54 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、55 (イ、ロ、ハ)、56、57 (イ、ロ)、58 (イ、ロ、ハ)、59 (イ、ロ)、60 (ロ、ハ)、61 (ロ)、64 (イ、ロ、ハ)、65 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、66 (イ、ロ、ハ)、67、68 (イ、ロ、ハ、ニ)、69 (イ)、70 (ロ、ハ、ニ)、71 (イ、ロ、ハ、ニ)、72 (イ、ロ)、73 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、74~76 (イ、ロ、ハ、ニ)、77 (イ、ロ、ハ)、78、79 (イ、ロ、ハ、ニ)、80 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、81、82 (イ、ロ、ハ、ニ)、83 (イ)、84 (ロ、ハ)、85 (イ、ロ)、86 (ロ、ハ)、87 (ロ、ニ)、88 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、89 (イ、ロ)、90 (ロ、ニ)、91、92、(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、94 (ニ)、95 (ロ、ホ)、96 (イ、ロ、ハ)、97、98 (イ、ロ、ハ)、99 (イ、ロ、ハ、ニ)、100 (ロ、ハ)、101 (イ、ロ、ハ)、106 (イ、ロ、ハ、ニ)	3,812.67		水源かん養 土砂流出防備
久 米 南 町	1 (ハ)、2 (イ、ハ、ニ、ホ)、3 (ヘ、ト)、7 (ニ、ホ)、8 (ロ、ヘ、ト、チ)、9 (イ、ロ)、11 (ハ、ヘ)、13 (イ、ロ、ハ)、15 (ヘ、ト)、16 (ハ、ニ)、17 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、18 (イ)、20、21 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、22 (ハ、ニ)、29 (ニ)、30 (ロ、ハ)、34 (ニ)、35 (ニ、ホ)、36 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、44 (ト、チ、リ)、45 (ロ、ハ、ニ)、46 (ヘ)、47 (ニ、ホ、ヘ)、48、49 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、50 (イ、ロ、ハ、ニ)、51 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、52 (イ、ロ、ハ、ニ)、62 (イ)、63 (ホ、ヘ)、65 (ヘ)、66 (イ、ロ、ハ、ニ)、74 (ハ)、78 (ニ、ホ)、79 (イ、ロ)、86 (ロ、ハ)、91 (チ)、95 (ヘ)	1,049.38		水源かん養 土砂流出防備

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
吉備中央町		4,669.24		
旧加茂川町	18 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、19 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、25 (ニ,ホ)、26 (ニ)、27 (イ,ヘ)、31 (ワ,カ,ヨ)、32 (ロ,ハ)、35 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、36 (イ)、41 (ロ,ハ,ニ)、62 (イ,ロ,ハ,ニ)、65 (ホ)、66 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、67 (イ,ロ,ハ,ニ)、68 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、69 (イ,ロ,ハ,ニ)、70 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、71 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、74 (イ,ロ,ハ,ト,チ,リ)、75 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、76 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、87 (ニ)、93 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、94 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、95 (ロ,ハ,ニ,ホ)、97 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、104 (イ,ハ)、105 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、107 (イ,ロ,ホ,ヘ,ト)、108 (ヘ,ト)、120 (イ,ロ,ハ)、121 (イ,ロ,ハ,ニ)、123 (ロ)、126 (ホ,ヘ)、127 (ニ,ホ)、128 (イ,ロ)、129 (イ,ロ,ハ)、134 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、135 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、136 (ハ,ヘ,ト)、146、150 (ハ,ニ,ホ)、152 (ニ,ホ,ヘ)、153 (ロ)、154 (ハ,ニ,ホ)、155 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、156 (イ,ロ)、157 (ト,チ)、163 (ハ,ト)、164 (イ,ホ)、175 (ト)、176 (ロ,ハ,ニ,ホ)	1,798.50	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備
旧賀陽町	1、2 (イ,ロ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、4 (イ,ロ,ハ,ニ)、5 (ロ)、6 (ロ,ハ)、7 (イ,ロ,ハ)、8 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、9 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、13 (ロ,ハ,ニ)、14 (イ,ロ,ハ,ニ)、15、16 (イ)、18 (ロ,ハ,ニ)、19 (ロ,ハ)、22 (イ,ロ,ハ)、26 (ハ)、28、31、32 (ロ)、33、34 (イ)、35、36 (イ,ロ)、37 (イ)、40 (ニ)、41、42 (イ,ロ)、43、45 (ハ)、46 (ニ)、49 (ロ,ハ)、52 (イ)、53 (ニ)、59、60 (イ,ロ,ハ)、64 (イ,ロ,ハ,ニ)、67 (ロ,ハ,ニ)、69 (ロ)、74、75 (イ,ロ)、76 (イ)、86 (ロ)、89 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、93 (イ,ロ,ハ,ニ)、94、95 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、96 (イ)、98 (イ)、102 (ハ)、110 (ニ,ホ,ヘ)、111 (イ,ロ,ハ)、115、116 (イ,ロ)、119 (イ,ロ,ハ,ニ)、120 (イ,ロ)、121 (イ,ロ,ハ)、123 (イ)、124 (ロ)、126 (ハ)、134 (ロ)、135 (イ)、138 (ニ)、139 (イ)、140 (ロ,ハ)、141 (イ)、142 (ロ,ハ,ニ)、143 (ハ,ニ)、145 (イ,ロ,ハ,ニ)、146 (イ,ロ)、147 (イ,ロ,ハ,ニ)、149 (イ,ロ)	2,870.74		水源かん養 土砂流出防備 保健

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

ア 保安林の指定

次に掲げる保安林の指定に重点を置いて、保安林の指定を計画的に推進する。

(ア) 下流に重要な保全対象がある土砂流出の著しい地域、地形や地質等の関係から崩壊や流出の恐れがある地域、及び交通システムや情報通信システム等のライフラインのうち特に保全の必要なものが所在する地域における災害防備を目的とした土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の指定。

(イ) 森林の河川流量調節機能を高度に保ち、洪水や渇水を緩和し、良質な飲料水等の安定的な確保に対する県民の要請に対応するための水源かん養保安林の指定。

(ウ) 環境保全意識の高まりの中で身近な緑の保全等に対する県民の要請が強まっていることに対応するための保健保安林等の指定。

イ 保安林の解除

保安林の解除は必要最小限とし、指定の理由が消滅している保安林については、速やかに指定を解除する。

ウ 保安林機能の維持増進

指定の目的に即して、機能していないと認められる保安林については、特定保安林に指定し、造林等の必要な施業を確保するとともに、保安林機能の維持増進を図る。

また、特定保安林以外の保安林についても、その機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の確保に努める。

さらに、保安林を巡る状況の変化に対応し、指定施業要件の変更を行い、保安林機能の維持増進を図る。

エ 保安林の管理

保安林の重要性がますます高まってきていることに鑑み、保安林の適正な管理を推進する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行う。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

このような観点から、治山事業の計画量を第6の5の(3)のとおり計画する。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第3に定める「森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図る。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとし、その計画量を第6の6のとおりとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針
- 市町村森林整備計画の策定に当たっては、以下の方針を踏まえ、鳥獣害の防止に関する事項を定めることとする。
- ア 区域の設定の基準
- 「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を定めること。
- イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針
- 森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めること。
- その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める旨を記載すること。
- (2) その他必要な事項
- 鳥獣害防止森林区域では、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認するものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫被害については、昭和50年以降減少傾向で推移しているが、温暖化傾向の強い昨今の気象状況による被害の増大が懸念されており、空中散布等の予防対策を重点的に支援するほか、被害地周辺松林の樹種転換を推進するなど被害の沈静化に努める。

また、ナラ枯れ被害については、被害拡大を防ぐため、早期発見・早期駆除の方針により被害状況を把握し、関係機関で情報を共有し、被害先端地等で適切な防除を推進する。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく市町村被害防止計画や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画も踏まえつつ、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置や捕獲等の防除活動を総合的かつ効果的に推進する。

また、生物多様性の確保の観点から野生鳥獣の生息環境にも配慮した針広混交林の育成や複層林の整備、人と野生鳥獣の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

瀬戸内海沿岸の一帯は、深層風化した花崗岩の地質及び降雨の少ない気象条件のため林野火災の多発する地域であるので、防火意識の啓発のため、各種広報媒体を活用して予防思想の高揚を図る。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

(4) その他必要な事項

ア 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行う。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林を対象とする場合は、当計画と十分調整を図るものとする。

ウ 森林法に基づく、許可、届出制度の徹底を図るものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種・林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等保健機能の高い森林（保健保安林及び同予定森林を含む）のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定すること。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、^{かん} 県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する公益的機能の保全に配慮しつつ、択伐施業及び広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施すること。また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐及び除伐等の保育を積極的に行うこと。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこと。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高で、既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高）を定めること。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の円滑の確保に留意すること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,590	2,515	75	1,432	1,357	75	1,158	1,158	0
前半5カ年の計画量	1,295	1,258	37	716	679	37	579	579	0

2 間伐面積

単位 面積：h a

区分	間伐面積
総数	14,580
前半5カ年の計画量	7,290

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：h a

区分	人工造林	天然更新
総数	3,604	1,392
前半5カ年の計画量	1,802	696

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区 分	開 設				拡 張		備 考
	総 数	基 幹	そ の 他	改 築	改 良	舗 装	
総 数	4,605	0	2,605	2,000	179	76,374	

イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 種類 別	区 分	市 町 村 名	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	前 半 5 年 の 計 画 箇 所	国 有 林 と の 連 絡 調 整 の 必 要 の 有 無	備 考	
									開設総数
開 設	自 動 車 道 ・ 新 設	林	開設総数	5路線	4,605				
			(新設)計	1路線	2,605				
			その他 計	1路線	2,605				
			真庭市	1路線	2,605				
			旧落合町	間瀬	2,605	230		無	
			計	1路線	2,605				
			(改築)計	4路線	2,000				
			真庭市	4路線	2,000				
			旧勝山町	大来尾	900	125		無	
				藤波北谷	200	82		無	
				曲り首尾	400	30		無	
				柴原向	500	68		無	
計	4路線	2,000							
再 計		備前県民局(地域事務所除く)	0路線	0					
		美作県民局(地域事務所除く)	0路線	0					
		美作県民局真庭地域事務所	5路線	4,605					

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 種別	種別	区	市町村名	路線名	箇所	利用 区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 自 林 動 車 道 改 良 道	林	道	(改良)計	64路線	179				
			基幹計	2路線	42				
			真庭市	(森林基幹) 作 備	22	1,473	○	有	法面・路肩・安全施設・ 排水施設・路体・舗装改 良
			真庭市	(森林基幹) 美作北2号	20	2,548	○	有	法面・幅員・排水施設・ 路肩・安全施設・舗装改 良
			その他計	62路線	137				
			岡山市	9路線	30				
			旧灘崎町	彦 崎	3	125		無	法面改良・局部改良
				川 彦	3	88		無	法面改良・局部改良
				迫 川	3	74		無	法面改良・局部改良
				片 岡	2	61		無	法面改良・局部改良
				明石山	4	56		無	法面改良・局部改良
				大 植	2	31		無	法面改良・局部改良
			計	6路線	17				
			旧建部町	宮ヶ谷	1	13		無	幅員改良
				阿弥陀	9	319		無	法面改良
				長 畝	3	42		無	局部改良
			計	3路線	13				
			玉野市	前谷	1	30		無	路肩改良
				計	1路線	1			
			吉備中央町	4路線	4				
			旧加茂川町	和 中	1	50		無	幅員改良
				三 飛	1	108		無	幅員改良
				日山谷	1	144		無	幅員改良
				桜久保	1	105		無	路肩改良
			計	4路線	4				
			真庭市	43路線	95				
			旧北房町	三 谷	2	65		無	幅員改良
				境	2	55		無	幅員改良
			計	2路線	4				
			旧勝山町	星 山	2	242		無	法面改良
				大ナル	2	41		無	幅員改良
				藤波北谷	1	82		無	路肩改良
				山久世	1	303	○	無	法面改良
				作西1号	10	439	○	無	路肩・法面・排水施設・ 舗装・擁壁改良
				作西2号	1	872	○	無	法面改良
			計	7路線	18				
			旧落合町	清水寺	1	119		無	路肩保護
				木山大谷	1	95		無	路肩保護
				辻 谷	2	95		無	路肩保護
				大京谷	10	114	○	無	局部改良
上山長岨	2	209		○	無	路肩改良・法面改良			
東谷	2	97		○	無	局部改良			
計	7路線	24							
旧湯原町	山 谷	1	42		無	付替道路			
	板井戸	1	156	○	無	局部改良			
	作西1号	11	439	○	無	路肩・法面・安全施設・ 舗装改良			
	古 屋	1	261	○	無	法面改良			
計	4路線	14							

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利 用 区 面 積	前半5カ年の 計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考	
										開
拡 自 林 動 車 道 改 良	良	道	真庭市							
			旧久世町	横 畝	1	193			無	局部改良
				赤目石	1	132			無	局部改良
				セビ谷	1	126			無	局部改良
				鴻 殖	1	119			無	局部改良
				惣	1	61			無	幅員改良
				西 谷	1	169			無	幅員改良
				木 谷	1	168			無	局部改良
				江 森	1	165			無	幅員改良
				鍋 谷	1	121			無	局部改良
				芦 谷	1	102			無	法面改良・局部改良
				小 谷	1	178			無	局部改良
				銅々	2	38			無	法面改良
			計	12路線	13					
			旧美甘村	黒 畑	1	356			無	幅員改良
				七 段	1	58			無	法面改良
				河田山路	2	263			無	法面改良
				月ヶ峠	1	84			無	幅員改良
				湯 谷	1	127			無	幅員改良
				矢 渕	2	240	○		無	法面改良・局部改良
				吉 谷	2	121	○		無	局部改良
				作西2号	7	872	○		無	路肩・法面・舗装・排水 施設改良
			計	8路線	17					
			旧川上村	川上1号	2	587	○		無	法面改良
				川上2号	2	366	○		無	局部改良
			計	2路線	4					
			旧中和村	栃木谷	1	71			無	局部改良
				計	1路線	1				
			新庄村	田井二ツ橋	3	165			無	法面改良
				茅見奥	1	88			無	法面改良
				中谷浦手	1	61			無	法面改良
				宮座	1	87			無	法面改良
				田槇	1	53	○		無	法面改良
			計	5路線	7					
			再 計	良	道	備前県民局（地域事務所除く）	14路線	35		
美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0								
美作県民局真庭地域事務所	50路線	144								

単位 延長：m、面積：ha

開設 張別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考						
張	装	道	舗	・	車	動	自	林	(舗装)計	51路線	76,374				
									基幹計	2路線	10,435				
									真庭市	(森林基幹) 作備	10,235	1,473	○	有	
									真庭市	(森林基幹) 美作北2号	200	2,548		有	
									その他計	49路線	65,939				
									岡山市	13路線	13,068				
									旧岡山市	掛畑	1,750	160		無	
										中牧	1,396	31		無	
										掛畑1号	1,000	40		無	
									計	3路線	4,146				
									旧御津町	田土	1,797	152		無	
										鼓田	483	53		無	
									計	2路線	2,280				
									旧建部町	大岩	1,000	31		無	
									計	1路線	1,000				
									旧灘崎町	彦崎	520	125		無	
										川彦	740	88		無	
										迫川	210	74		無	
										片岡	350	61		無	
										明石山	680	56		無	
										大植	120	31		無	
									計	6路線	2,620				
									旧瀬戸町	塩井	3,022	99		無	
									計	1路線	3,022				
									吉備中央町	15路線	25,832				
									旧加茂川町	宮の谷1号	150	58		無	
										三飛	400	108		無	
										年末水谷	3,600	366		無	
										行森柿山	700	39		無	
										引撫大師	1,800	60		無	
										久西谷	700	57		無	
										中山	1,000	46		無	
										尾山坂	1,461	38		無	
										引撫大勝	1,200	67		無	
									計	9路線	11,011				
									旧賀陽町	大蔵	3,716	32		無	
舞地	2,145	45		無											
国曾の奥	1,460	62		無											
高間	2,500	150		無											
清水	3,000	100		無											
友田	2,000	30		無											
計	6路線	14,821													

単位 延長：m、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考	
										開
拡 自 林 動 車 道 ・ 舗 道 装	張	舗	真庭市	21路線	27,039					
			旧勝山町	曲り野呂	2,700	131		無		
			計	1路線	2,700					
			旧落合町	間瀬	800	355		無		
			計	1路線	800					
			旧湯原町	山谷	700	42	○	無		
				一の谷	400	194		無		
				日尾	600	120		無		
				羽部	150	13		無		
				小谷	200	38		無		
				中山	200	19		無		
				中山上	400	28		無		
				金井谷	800	41		無		
				計	8路線	3,450				
				旧久世町	木谷南谷	93	61		無	
			三坂		200	211		無		
			東明		2,282	83		無		
			横畝		130	169		無		
			計	4路線	2,705					
			旧美甘村	林ヶ成	800	63		無		
				矢渕	2,700	240		無		
				月ヶ嶋	3,200	84		無		
			計	3路線	6,700					
			旧川上村	川上1号	8,000	587	○	無		
				天の岩戸	1,037	34		無		
			計	2路線	9,037					
			旧中和村	登り畝	747	114		無		
四幸	900	176			無					
計	2路線	1,647								
再 計	舗	備前県民局（地域事務所除く）	28路線	38,900						
		美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0						
		美作県民局真庭地域事務所	23路線	37,474						

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考	
		前半5カ年の計画面積	
総数(実面積)	39,650	38,591	
水源涵養のための保安林	26,214	25,461	
災害防備のための保安林	13,004	12,763	
保健、風致の保存等のための保安林	3,735	3,639	

(注) 総数は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳に一致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指 解 除 別 種 類	森林の所在	保安林		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		面積	前半5カ年の 計画面積		
	市 町 村 区 域				
指 定	総 数		1,510	755	水 源 涵 養 の た め の 保 安 林
	岡 山 市		245	123	
	旧岡山市		25	12	
	旧御津町		119	59	
	旧灘崎町		1	0	
	旧建部町		91	46	
	旧瀬戸町		9	5	
	玉 野 市		14	7	
	吉 備 中 央 町		106	53	
	旧加茂川町		51	26	
	旧賀陽町		55	27	
	真 庭 市		981	491	
	旧北房町		104	52	
	旧勝山町		31	16	
	旧落合町		115	57	
	旧湯原町		48	24	
	旧久世町		373	186	
	旧美甘村		192	96	
	旧川上村		42	21	
	旧八束村		40	20	
旧中和村		36	18		
新 庄 村		138	69		
久 米 南 町		25	13		
再 掲	備前県民局(地域事務所除く)		365	183	
	美作県民局(地域事務所除く)		25	13	
	美作県民局(真庭地域事務所)		1,119	560	

指 解 除 別	種 類	森 林 の 所 在		保 面	安 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域					
指 定	総 数				484	242	災 害 防 備 の た め の 保 安 林	
	災 害 防 備 の た め の 保 安 林	岡 山 市			279	140		
		旧岡山市			99	49		
		旧御津町			73	36		
		旧灘崎町			13	6		
		旧建部町			54	27		
		旧瀬戸町			41	21		
		玉 野 市			95	48		
		吉 備 中 央 町			59	30		
		旧加茂川町			52	26		
		旧賀陽町			7	3		
		真 庭 市			45	23		
		旧北房町			12	6		
		旧勝山町			8	4		
		旧落合町			2	1		
		旧湯原町			3	2		
		旧久世町			10	5		
		旧美甘村			9	4		
		旧川上村			2	1		
		新 庄 村			3	2		
	久 米 南 町			3	2			
再 掲	備前県民局(地域事務所除く)				433	217		
	美作県民局(地域事務所除く)				3	2		
	美作県民局(真庭地域事務所)				48	24		
指 定	総 数				192	96	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	
	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	岡 山 市			55	28		
		旧岡山市			19	10		
		旧御津町			13	6		
		旧建部町			23	11		
		玉 野 市			20	10		
		吉 備 中 央 町			7	4		
		旧加茂川町			4	2		
	旧賀陽町			3	1			

指 解 除 別	種 類	森 林 の 所 在		保 面	安 積	林 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市	町 村 区						
指 定	保 健、風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	真 庭 市				82	41	保 健、風 致 の 保 存 等 の た め	
		旧北房町				4	2		
		旧勝山町				9	4		
		旧落合町				9	4		
		旧湯原町				4	2		
		旧久世町				22	11		
		旧美甘村				22	11		
		旧川上村				4	2		
		旧八束村				4	2		
		旧中和村				4	2		
		新 庄 村				26	13		
		久 米 南 町				2	1		
再 掲	備前県民局(地域事務所除く) 美作県民局(地域事務所除く) 美作県民局(真庭地域事務所)					82	41		
						2	1		
						108	54		
解 除	総 数 水 源 涵 養 の た め の 保 安 林	岡 山 市				4	2	指 定 理 由 の 消 滅	
		旧岡山市				1	1		
		旧御津町				0	0		
		旧灘崎町				0	0		
		旧建部町				0	0		
		旧瀬戸町				0	0		
		玉 野 市				1	1		
		吉 備 中 央 町				1	1		
		旧賀陽町				1	1		
		旧加茂川町				0	0		
		真 庭 市				1	1		
		旧北房町				0	0		
		旧勝山町				1	1		
		旧落合町				0	0		
		旧湯原町				0	0		
		旧久世町				0	0		
		旧美甘村				0	0		
		旧川上村				0	0		
		旧八束村				0	0		
旧中和村				0	0				
再 掲	備前県民局(地域事務所除く) 美作県民局(地域事務所除く) 美作県民局(真庭地域事務所)					3	2		
						0	0		
						1	1		
解 除	総 数 災 害 防 備 の た め の 保 安 林	岡 山 市				2	1	指 定 理 由 の 消 滅	
		旧岡山市				1	1		
		旧御津町				0	0		
		旧灘崎町				0	0		
		旧建部町				0	0		
		旧瀬戸町				0	0		
		玉 野 市				1	1		
		吉 備 中 央 町				0	0		
		旧加茂川町				0	0		
		旧賀陽町				0	0		

単位 面積：ha

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 面 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考	
		市 町 村 区	域					
解 除	災 害 防 備 の た め の 保 安 林	真 庭 市		0	0	指 定 理 由 の 消 滅		
		旧北房町		0	0			
		旧勝山町		0	0			
		旧落合町		0	0			
		旧湯原町		0	0			
		旧久世町		0	0			
		旧美甘村		0	0			
		旧川上村		0	0			
		旧八束村		0	0			
		旧中和村		0	0			
	新 庄 村		0	0				
	久 米 南 町		0	0				
再 掲	備前県民局(地域事務所除く)			2	1			
	美作県民局(地域事務所除く)			0	0			
	美作県民局(真庭地域事務所)			0	0			
解 除	総 数			0	0	指 定 理 由 の 消 滅		
	保 健、風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	岡 山 市		0	0			
		旧岡山市		0	0			
		備前県民局(地域事務所除く)			0			0
		美作県民局(地域事務所除く)			-			-
		美作県民局(真庭地域事務所)			-			-

(注) 面積は、少数点第1位を四捨五入し整数止めとした。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐 採 方 法 の 変 更 面 積	皆 伐 面 積 の 変 更 面 積	択 伐 率 の 変 更 面 積	間 伐 率 の 変 更 面 積	植 栽 の 変 更 面 積
水源涵養のための保安林	18	9	17,195	17,210	17,321
災害防備のための保安林	9	4	8,627	8,627	8,627
保健、風致の保存等のための保安林	0	0	344	344	0
計	27	13	26,166	26,181	25,948

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
計画事項なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の計画	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
岡山市					
旧岡山市	5	2		溪間工	
	34	1	1	山腹工	
	81	1		溪間工・山腹工	
旧御津町	1	1		溪間工	
	20	2		山腹工	
	23	1		溪間工	
	52	1		溪間工	
旧灘崎町	11	1		山腹工	
旧瀬戸町	24	1		森林整備	
	25	1		森林整備	
	25	1		溪間工	
	43	3		溪間工	
旧建部町	14	2		溪間工・山腹工	
	50	1		溪間工・山腹工	
	66	1		溪間工	
	73	1		溪間工	
玉野市	38	2		溪間工	
	40	1		山腹工	
	52	1		山腹工	
	55	1		山腹工	
	58	1		溪間工	
	60	1		溪間工	
	62, 63, 64	2		森林整備	
	59, 83, 84	2		森林整備	
	64	1		溪間工	
	82	1	1	溪間工	
	109	1		山腹工	
	110	1	1	山腹工	

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の計画	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
吉備中央町					
旧加茂川町	83	1		山腹工	
	177	1		溪間工	
旧賀陽町	18	1		森林整備	
真庭市					
旧北房町	3	1	1	森林整備	
	7	1		溪間工	
	15	1		溪間工	
	16	1		溪間工	
	52	1		溪間工	
旧勝山町	1	1	1	森林整備	
	2	1		溪間工	
	16	1		溪間工	
	25, 28	1	1	森林整備	
	34, 43	1		溪間工	
	56	1		溪間工	
	66	1		溪間工	
	109, 110, 111	1	1	山腹工	
	117	1	1	山腹工	
	120, 132	1	1	溪間工	
	125	1	1	山腹工	
	158	2	2	溪間工	
	161	1	1	山腹工	
	163	1	1	溪間工	
178	1	1	森林整備		
182	1		溪間工		
旧落合町	1	1		溪間工	
	3, 4	1		溪間工	
	21	1		山腹工	
	35, 36	2		溪間工	
	45	1	1	溪間工	
	51	1	1	溪間工	
	107	2	1	溪間工	
	123	1		溪間工	
	127	1	1	溪間工	
	135	1		溪間工	
	179	1		溪間工	
182	1		溪間工		
193	1		溪間工		

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の計画	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
真庭市					
旧湯原町	1	2	1	森林整備	
	12	1	1	溪間工	
	34	1		森林整備	
	42	1	1	溪間工	
	44	1	1	溪間工	
	45	1		溪間工	
	66, 67, 68	2		森林整備	
	70, 71	1		溪間工	
	139	1	1	森林整備	
	164	1		溪間工	
旧久世町	16, 17	1		溪間工	
	34	1	1	山腹工	
	38	1		溪間工・山腹工	
	40	1		溪間工	
	49	2	1	溪間工・山腹工	
	50	1		山腹工	
	62, 63	1	1	溪間工	
	73	1		溪間工	
	78	2	1	溪間工	
	115, 116	1	1	溪間工	
旧美甘村	25, 26, 27	2	1	森林整備	
	46	1		溪間工	
	59	1		溪間工	
	74, 77, 78	2	1	森林整備	
	79	1	1	溪間工	
	83	1	1	溪間工	
	85	1		溪間工	
	97, 98	1	1	森林整備	
	110	1		溪間工	
	111	1	1	溪間工	
旧川上村	6	1		森林整備	
	9	1	1	森林整備	
	22	1		溪間工	
	26	1		溪間工	
	36, 37, 38	2	1	森林整備	
	59	4	3	山腹工	
旧八束村	5	1		溪間工	
	7	1	1	溪間工	
	48, 49	1	1	森林整備	
	54	1	1	森林整備	
旧中和村	28	1	1	森林整備	
	52	1		溪間工	

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の計画	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
新庄村	3	1		溪間工・山腹工	
	13	2	2	溪間工・山腹工	
	26	1		溪間工	
	63	1		溪間工	
	64	1		溪間工	
	92	1	1	溪間工	
久米南町	38	1	1	森林整備	
	80	1		溪間工	
合計		137	48		
再	備前県民局（地域事務所除く）	39	3		
	美作県民局（地域事務所除く）	2	1		
掲	美作県民局（真庭地域事務所）	96	44		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期

要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期等

なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 伐採種を指定しないもの

単位 面積：ha

種類	所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
1 水源かん養保安林	総数		114,140.24	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びクスギ等の高木生広葉樹とする。	
	岡山市	(計)	99,829.83			
	旧岡山市	8、14、15、19、20、21、30、32、34、35、36、37、40、41、42、43、44、45、46、52、53、54、56、58、59、60、61、62、63、65、71、90、129、138、139、140、143、157、158、160、163、164、167、168、173、174、175、176、177、180、181、182、187、189、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、204、205、207、208、211、213、214、219、220、221、222、223、224、225、226、229、233、234、237、238、239、240、241、242、244、246、251、257、258、260、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、283、289、290、292、294、295、296、297、299、302、303、304、305、306、309、310、313、314、315、317、318、319、320、321、322、323、326、327、329、330、331	1,247.74			
	旧御津町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、45、46、47、50、51、52、56、57、58、62、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、84、87、88、91、92、93、94、96、97、98、99、100、101、105、108、109、110、111、112	97,819.00			
	旧建部町	1、3、5、7、8、9、12、21、36、37、38、39、40、43、44、45、46、47、48、49、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、65、66、67、68、71、72、73、74、75、76、79、80、82、83、84、85、87、88、90、91、92、93、94、95、96、97、100、103、104、105	492.80			
	旧瀬戸町	4、5、6、8、9、10、11、12、14、15、16、17、18、19、20、21、22、24、27、28、29、31、32、36、39、41、44	240.80			
	旧灘崎町	1、14、15、16	29.49			
玉野市	1、35、36、38、39、40、41、42、43、101、106、110	65.58				

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
1 水源かん養保安林	真庭市	(計)	10,603.97	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びびクヌギ等の高木生広葉樹とする。	
	旧北房町	28、35、41、42、48、49、50、55、56、63、64、65、66、68、69、70、71、77	341.64			
	旧勝山町	1、2、3、4、5、6、7、8、10、11、12、14、15、19、20、21、24、25、27、28、29、31、32、34、35、36、37、38、45、46、47、48、50、51、52、53、54、55、58、59、60、61、62、63、64、65、72、73、78、79、86、87、92、93、96、97、98、99、102、106、107、108、109、110、111、113、114、115、116、117、118、120、121、123、124、125、126、127、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、150、151、152、153、157、158、159、160、161、162、163、164、166、167、168、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、182、183、184、186、187、188、189、190、192、193、195、196、199、200、201、202、203、204、205、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225	2,602.93			
	旧落合町	1、2、3、4、5、6、7、8、10、11、14、16、17、18、19、20、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、51、52、53、54、55、56、57、58、60、61、63、64、65、66、67、68、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、84、85、86、87、90、91、96、97、99、100、101、102、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、141、142、144、145、146、147、148、149、150、151、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、191、192、193、194、195	1,779.99			
	旧湯原町	5、13、14、18、19、23、34、35、36、37、40、41、42、47、51、53、54、56、58、71、74、75、76、78、79、80、81、87、88、89、90、91、92、93、97、98、99、104、105、106、108、109、110、111、112、113、114、115、116、119、120、121、122、125、126、127、130、132、134、135、136、137、138、139、140、141、142、149、151、152、155、156、157、158、159、160、161、162、164、165、166、167、168	1,990.81			
	旧久世町	1、2、3、4、5、8、9、10、11、12、13、15、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、29、30、31、32、34、35、36、37、40、43、45、46、49、50、53、54、57、58、59、60、61、64、67、69、70、71、72、75、76、77、80、81、84、85、86、88、89、90、92、94、95、96	1,030.44			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
1 水源かん養保安林	旧美甘村	7、8、9、12、13、25、26、27、28、32、33、35、36、37、38、39、42、43、44、45、48、72、73、91、92、97、98、101、102、103、105、106、107、108、109、110、111、112、113	826.61	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びクヌギ等の高木生広葉樹とする。	
	旧川上村	2、5、6、7、8、9、11、12、13、14、15、21、22、23、29、30、32、33、34、35、36、37、39、45、46、48、49、51、52	610.69			
	旧八束村	2、3、4、5、6、9、10、11、12、13、17、23、24、25、26、27、28、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、47、48、49、50、53	1,145.43			
	旧中和村	2、4、10、11、12、13、14、15、39、40、47、48、49、50、53	275.43			
	新 庄 村	1、2、3、5、7、8、9、10、11、12、14、15、16、17、18、19、20、21、22、27、28、31、32、33、34、35、36、37、44、45、47、48、49、50、51、52、53、55、56、57、58、59、60、61、62、64、65、66、67、68、69、70、72、74、75、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、96、97、98、99、100、101、105、106	1,785.12			
	久米南町	1、2、3、7、8、9、10、11、13、14、15、16、17、18、20、21、22、23、34、35、36、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、65、66、72、75、76、77、78、79、80、81、85、86、91、97	531.83			
	吉備中央町	(計)	1,323.91			
	旧加茂川町	1、5、6、8、12、13、15、16、17、18、19、20、21、22、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、69、70、71、72、74、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、93、95、96、101、104、105、107、108、111、112、113、114、115、116、117、118、119、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、136、137、138、139、140、141、142、143、144、146、149、152、153、154、155、156、166、167、169、170、171、172、173、175、176、177、178	1,050.94			
	旧賀陽町	1、2、3、5、6、7、8、9、10、12、13、14、15、16、22、23、24、25、26、36、39、40、41、42、43、44、45、49、52、54、55、57、59、61、62、72、102、122、123、125、131、132、133、134、140、148	272.97			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
2 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	総 数		72.53	伐採種を指定しない 種類1に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	10.84			
	旧岡山市	14、36、270、271、320、330	2.20			
	旧御津町	22、36	7.66			
	旧瀬戸町	29	0.98			
	新 庄 村	64	1.59			
	久米南町	34、35、36	32.18			
	吉備中央町	(計)	27.92			
	旧賀陽町	25、48、51、59、132、134	27.92			
3 水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林	総 数		0.50	伐採種を指定しない 種類1に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	真 庭 市	(計)	0.50			
	旧落合町	20	0.50			
4 水源かん養保安林 県立自然公園特別地域 防霧保安林	総 数		0.16	伐採種を指定しない 種類1に同じ 岡山県立自然公園条 例による	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	真 庭 市	(計)	0.16			
	旧中和村	20	0.16			
5 水源かん養保安林 保健保安林	総 数		724.59	伐採種を指定しない 種類1に同じ ただし、地域の景観 の維持を考慮して行う	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	190.41			
	旧岡山市	1	16.84			
	旧御津町	100、101、106	127.26			
	旧建部町	10、11、14	30.40			
	旧瀬戸町	31、32、33、39	15.91			
	玉 野 市	37、108、109、110	43.31			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
5 水源かん養保安林 保健保安林	真庭市	(計)	262.60	伐採種を指定しない 種類1に同じ ただし、地域の景観 の維持を考慮して行う	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	旧湯原町	120、121、126、127、130、131、132	163.97			
	旧久世町	49	42.16			
	旧美甘村	106、107、108	55.06			
	旧中和村	34	1.41			
	新庄村	23、28、29、30、41、42	144.52			
	吉備中央町	(計)	83.75			
	旧加茂川町	62、89	63.67			
	旧賀陽町	14、49、53	20.08			
6 水源かん養保安林 国立公園特別保護地区 保健保安林	総 数		99.00	伐採種を指定しない 種類5に同じ 自然公園法による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	新庄村	40、41、42	99.00			
7 水源かん養保安林 鳥獣特別保護地区 国立公園特別保護地区 保健保安林	総 数		1.58	伐採種を指定しない 種類5に同じ 自然公園法による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	新庄村	40	1.58			
8 水源かん養保安林 県立自然公園特別地域 保健保安林	総 数		85.19	伐採種を指定しない 種類5に同じ 岡山県立自然公園条 例による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	真庭市	(計)	85.19			
	旧美甘村	103、104、105	31.68			
	旧中和村	20、35、36、37	53.51			

種 類	所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
9 水源かん養保安林 県立自然公園普通地域 保健保安林	総 数		11.46	伐採種を指定しない 種類5に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	吉備中央町	(計)	11.46			
	旧加茂川町	94	11.46			
10 水源かん養保安林 要整備森林	総 数		49.63	伐採種を指定しない 種類1に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	真 庭 市	(計)	29.66			
	旧美甘村	26、35	29.66			
	新 庄 村	85、86、91	19.97			
11 水源かん養保安林 砂防指定地	総 数		7.87	伐採種を指定しない 種類1に同じ (岡山県砂防指定地等 管理規制による)	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	岡 山 市	(計)	6.98			
	旧御津町	105	0.05			
	旧建部町	3、66、94	6.93			
	真 庭 市	(計)	0.89			
	旧落合町	23	0.89			
12 水源かん養保安林 国立公園特別保護地区	総 数		69.17	伐採種を指定しない 種類5に同じ 自然公園法による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	新 庄 村	39、41	69.17			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
13 水源かん養保安林 林業種苗法による特別母樹林 国立公園特別保護地区	総 数		0.94	伐採種を指定しない 種類5に同じ 自然公園法による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	新 庄 村	39	0.94			
14 水源かん養保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		108.52	伐採種を指定しない 種類5に同じ 自然公園法による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	岡 山 市	(計)	45.29			
	旧岡山市	19、20	45.29			
	玉 野 市	1、33	0.40			
	真 庭 市	(計)	62.83			
	旧川上村	49、52、57、58	62.83			
15 水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域	総 数		1,115.78	伐採種を指定しない 種類5に同じ 自然公園法による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	真 庭 市	(計)	352.83			
	旧川上村	38、39、44、45、60、66、67	352.83			
	新 庄 村	35、36、37、38、43、48、49、50、51、 52、53、54、55、71、72、73、74、75、 76、77、78	762.95			
16 水源かん養保安林 国立公園普通地域	総 数		108.63	伐採種を指定しない 種類5に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	玉 野 市	39、40、41	22.84			
	真 庭 市	(計)	85.79			
	旧川上村	37、39、40	85.79			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
17 水源かん養保安林 県立自然公園特別地域	総 数		864.48	伐採種を指定しない 種類5に同じ 岡山県立自然公園条 例による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	岡 山 市	(計)	2.04			
	旧建部町	72	2.04			
	真 庭 市	(計)	778.90			
	旧勝山町	60、70、71	8.86			
	旧湯原町	14、15、16、17、18、20、48、49、50、 51、53、54、68、70、71、74、101、103、 104、105、164、165、166、167、168	288.50			
	旧中和村	7、20、21、22、23、24、25、26、27、 28、32、33、34、35、36	481.54			
	吉備中央町	(計)	83.54			
	旧加茂川町	67、68、108	83.54			
18 水源かん養保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 県立自然公園特別地域	総 数		23.28	伐採種を指定しない 種類5に同じ 岡山県立自然公園条 例による 文化財保護法（条 例）による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	真 庭 市	(計)	23.28			
	旧勝山町	57、71	23.28			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
19 水源かん養保安林 県立自然公園普通地域	総 数		1,573.74	伐採種を指定しない 種類5に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	240.60			
	旧岡山市	182、183、187、188、196、199	35.38			
	旧御津町	47、69、102	11.63			
	旧建部町	43、46、71、72、73、75、77、94、95、 96、101、102、103	149.08			
	旧瀬戸町	42、43	44.51			
	真 庭 市	(計)	1,052.02			
	旧勝山町	55、57、60、65、70、71、72、96、99	64.07			
	旧落合町	60、61、148	7.47			
	旧湯原町	5、50、54、56、57、58、59、60、61、 62、63、64、65、66、67、68、99、100、 101、102	484.62			
	旧美甘村	93、94、95、96、97、98、99、100、101、 102、103、105	243.60			
	旧中和村	4、5、6、7、9、19、22、29、30、43、 44、45	252.26			
	吉備中央町	(計)	281.12			
旧加茂川町	47、66、67、68、70、71、73、74、90、 93、94、95、101、104、105、107、108、 109	281.12				
20 水源かん養保安林 県立自然保護条例普通地域	総 数		1.94	伐採種を指定しない 種類5に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	1.94			
	旧建部町	96	1.94			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
21 水源かん養保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		2.43	伐採種を指定しない 種類5に同じ 文化財保護法（条例）による	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	真 庭 市	(計)	2.43			
	旧勝山町	71	2.43			
22 水源かん養保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		0.56	伐採種を指定しない 種類5に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	0.47			
	旧建部町	97	0.47			
	真 庭 市	(計)	0.09			
	旧落合町	108	0.09			
23 水源かん養保安林 都市計画法による風致地区	総 数		19.73	伐採種を指定しない 種類5に同じ 県風致地区条例による	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	吉備中央町	(計)	19.73			
	旧加茂川町	152、153、154、155	19.73			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
24 水源かん養保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		0.32	伐採種を指定しない 種類1に同じ 文化財保護法（条例）による	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	真 庭 市	(計)	0.32			
	旧勝山町	71	0.32			
25 水源かん養保安林 林業種苗法による普通母樹林	総 数		2.25	伐採種を指定しない 種類1に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	真 庭 市	(計)	2.25			
	旧勝山町	137	1.16			
	旧落合町	108	1.09			

種 類	所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
26 土砂流出防備保安林	総 数		7,885.42	伐採種を指定しない 種類1に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	4,779.07			
	旧岡山市	5、9、10、11、12、13、14、15、16、17、 18、19、23、24、25、28、30、33、34、 35、36、38、39、40、41、42、46、50、 52、54、55、57、58、59、61、62、63、 64、65、67、69、73、74、87、98、101、 102、103、104、105、107、108、109、 110、111、112、113、114、115、116、 117、118、119、120、121、122、123、 124、125、126、127、130、131、138、 139、140、143、153、154、174、175、 176、181、191、192、193、194、195、 196、197、198、199、200、201、202、 203、204、205、207、208、210、211、 212、215、216、217、218、219、220、 221、222、223、224、225、226、227、 228、229、230、231、232、233、234、 235、236、237、238、239、241、242、 243、244、245、247、248、249、250、 252、253、254、255、256、257、258、 259、260、261、262、263、264、265、 266、267、268、269、270、271、273、 274、275、276、277、278、279、280、 286、287、288、289、292、295、296、 297、299、300、301、305、306、307、 310、311、312、313、314、315、316、 317、318、319、321、322、323、324、 325、326、327、328、329、330、331	3,158.58			
	旧御津町	1、4、7、10、11、12、19、20、21、22、 23、24、25、28、30、31、32、33、36、 40、43、44、45、54、55、56、57、61、 62、64、72、73、74、78、79、81、83、 85、86、87、88、89、90、93、96、97、 102	329.98			
	旧建部町	2、4、5、6、7、8、12、13、14、16、20、 22、24、25、27、28、29、30、31、32、 33、34、35、39、41、42、44、48、49、 86、98	856.13			
	旧瀬戸町	6、7、8、12、13、14、15、16、17、20、 21、22、23、24、25、26、27、28、29、 30、31、32、33、34、35、36、37、38、 39、40、41、42、44	429.97			
	旧灘崎町	4、11	4.41			
	玉 野 市	1、2、3、4、5、6、7、8、9、12、13、 14、15、16、17、18、19、20、27、30、 31、33、35、43、49、50、51、52、53、 54、55、56、66、68、69、70、73、74、 75、79、80、81、83、84、86、87、88、 89、90、91、92、93、94、96、97、98、 99、100、101、102	1,068.23			
	真 庭 市	(計)	537.04			
	旧北房町	2、7、17、18、22、24、28、30、31、35、 36、39、40、43、44、45、54、55、66、 67、68、71、72、73、74、75	338.87			
	旧勝山町	1、7、8、39、63、74、76、80、83、85、 101、110、111、117、123、124、125、 126、127、131、132、158	86.95			
	旧落合町	6、18、25、31、36、37、42、45、49、 54、60、64、71、82、84、94、95、129、 132、133、138、139、150、195	73.73			
	旧湯原町	35、69、128、129、159	22.29			
	旧久世町	38、39、55、56、87、93	10.05			
旧美甘村	20、21	0.12				

種 類	所 在		面 積	施 業 方 法		備 考	
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他		
土砂流出防備保安林	旧川上村	20	0.10	伐採種を指定しない 種類1に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ		
	旧八束村	48、49	4.93				
	新 庄 村	3、6、9、11、13、17、23、26、27、66、 85、90、95、96、98、104、105、107	29.64				
	久米南町	23、27、28、29、35、36、37、38、39、 42、62、65、70、77、78、95	105.15				
	吉備中央町	(計)	1,366.29				
	旧加茂川町	5、27、61、62、140、141、145、150、 151、154、155、156、157、158、159、 160、161、162、163、164、165、175、176	135.36				
	旧賀陽町	1、3、4、5、7、18、19、20、22、23、 24、25、27、28、30、31、32、34、35、 36、37、38、39、40、41、42、45、46、 47、48、55、57、58、59、61、62、64、 67、68、69、71、80、85、86、87、88、 89、90、93、94、98、102、103、104、 105、106、107、108、110、111、112、 115、116、119、120、121、122、124、 125、126、127、128、129、130、131、 132、133、135、136、137、138、139、 141、142、143、145、146、147、148、 149、150、151、152	1,230.93				
27	総 数		1.02	伐採種を指定しない 種類1に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ		
土砂流出防備保安林	防 火 保 安 林	玉 野 市	68				
28	総 数		206.45	伐採種を指定しない 種類5に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ		
土砂流出防備保安林	保 健 保 安 林	岡 山 市	(計)	204.98			
		旧岡山市	2、3、5、6、230、261、322	95.69			
		旧御津町	100	0.50			
		旧建部町	12、15、17	26.25			
		旧瀬戸町	13、32、33、37、38、39、40	82.54			
		吉備中央町	(計)	1.47			
		旧加茂川町	156、157	1.47			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
29 土砂流出防備保安林 砂防指定地	総 数		0.66	伐採種を指定しない 制限林種 1 1 に同じ	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	岡 山 市	(計)	0.31			
	旧瀬戸町	30	0.31			
	吉備中央町	(計)	0.35			
	旧賀陽町	20	0.35			
30 土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域 保健保安林	総 数		1.14	伐採種を指定しない 種類 5 に同じ 自然公園法による	伐採種を指定しない 種類 1 に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	岡 山 市	(計)	1.14			
	旧岡山市	5、6	1.14			
31 土砂流出防備保安林 県立自然公園特別地域 保健保安林	総 数		59.18	伐採種を指定しない 種類 5 に同じ 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない 種類 1 に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	岡 山 市	(計)	59.18			
	旧建部町	15、17、18	59.18			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
32 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		33.49	伐採種を指定しない 種類5に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	33.49			
	旧建部町	15、18	33.49			
33 土砂流出防備保安林 国立公園普通地域	総 数		39.71	伐採種を指定しない 種類5に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	玉 野 市	5	39.71			
34 土砂流出防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		22.55	伐採種を指定しない 種類5に同じ 岡山県立自然公園条 例による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	岡 山 市	(計)	5.54			
	旧建部町	17、18	5.54			
	真 庭 市	(計)	17.01			
	旧湯原町	48、49、69	17.01			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
35 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		362.98	伐採種を指定しない 種類5に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	357.52			
	旧岡山市	78、79、80、83、84、85、86、88、89、 183、184、187、188	251.71			
	旧御津町	102	5.37			
	旧建部町	15、19、28、30、43、96、102	100.44			
	真 庭 市	(計)	5.46			
	旧湯原町	69	5.01			
	旧中和村	8	0.45			
36 土砂流出防備保安林 都市計画画法による風致地区	総 数		71.21	伐採種を指定しない 制限林種2.4に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	吉備中央町	(計)	71.21			
	旧加茂川町	154、156、157、158	34.23			
	旧賀陽町	140、141、142、143	36.98			
37 土砂流出防備保安林 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物	総 数		9.30	伐採種を指定しない 制限林種2.5に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	吉備中央町	(計)	9.30			
	旧賀陽町	89、93	9.30			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
38 土砂崩壊防備保安林	総 数		9.54	伐採種を指定しない 種類1に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	1.11			
	旧岡山市	29、60	1.11			
	真 庭 市	(計)	8.43			
	旧勝山町	50、112、117、218	0.83			
	旧落合町	2、12、13	0.94			
	旧湯原町	32、39、45、46	5.31			
	旧美甘村	57、59、64	1.35			
39 土砂崩壊防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		0.05	伐採種を指定しない 種類5に同じ 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	0.05			
	旧湯原町	70	0.05			
40 水害防備保安林	総 数		0.05	伐採種を指定しない 種類1に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	0.05			
	旧岡山市	47	0.05			
41 干害防備保安林	総 数		36.01	伐採種を指定しない 種類1に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	36.01			
	旧岡山市	71、72、236、237	10.41			
	旧御津町	7、11	25.60			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
42 干 害 防 備 保 安 林 保 健 保 安 林	総 数		1.64	伐採種を指定しない 種類5に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	1.64			
	旧御津町	100	1.64			
43 魚 つ き 保 安 林	総 数		3.21	伐採種を指定しない 種類1に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	3.21			
	旧岡山市	1、328、329、331	3.21			
44 保 健 保 安 林	総 数		87.41	伐採種を指定しない 種類5に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	40.41			
	旧岡山市	230	5.28			
	旧御津町	100	13.77			
	旧建部町	18	2.39			
	旧瀬戸町	13、30、37、38、40	18.97			
	玉 野 市	69、108、109	26.52			
	真 庭 市	(計)	1.02			
	旧川上村	59	1.02			
	吉備中央町	(計)	19.46			
	旧加茂川町	156、157	2.77			
	旧賀陽町	53、102、103、115	16.69			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
45 保健保安林 国立公園第3種特別地域	総 数		0.59	伐採種を指定しない 種類5に同じ 自然公園法による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	新 庄 村	43	0.59			
46 保健保安林 県立自然公園特別地域	総 数		8.63	伐採種を指定しない 種類5に同じ 岡山県立自然公園条 例による	伐採種を指定しない 種類1に同じ 風致の維持等考慮し て行う	
	岡 山 市	(計)	8.63			
	旧建部町	15、17	8.63			
47 風致保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		3.53	伐採種を指定しない 種類24に同じ	伐採種を指定しない 種類1に同じ	
	岡 山 市	(計)	3.53			
	旧岡山市	316	3.53			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
48 砂防指定地	総 数		131.13	岡山県砂防指定地等 管理規則による		
	岡 山 市	(計)	71.11			
	旧岡山市	4	0.11			
	旧御津町	45、105	1.26			
	旧建部町	3、20、54、64、66、93、94、100	63.90			
	旧瀬戸町	19、31	5.84			
	真 庭 市	(計)	57.45			
	旧落合町	21、22、23	57.45			
	吉備中央町	(計)	2.57			
旧加茂川町	149、168	2.57				
49 国立公園第2種特別地域	総 数		18.36	自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	玉 野 市	14、97	3.29			
	真 庭 市	(計)	0.11			
	旧川上村	24	0.11			
	新 庄 村	38、40、41、43	14.96			
50 国立公園第3種特別地域	総 数		459.11	自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	405.26			
	旧川上村	45、52、60、62、63、64、65	405.26			
	新 庄 村	35、37、38、41、43、51、54、55、71、74	53.85			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
51 県立自然公園特別地域	総 数		1,144.80	岡山県立自然公園条例による	風致の維持等考慮して行う	
	岡 山 市	(計)	11.84			
	旧建部町	17、72	11.84			
	真 庭 市	(計)	1,120.31			
	旧勝山町	56、57、58、60、70、71	71.05			
	旧湯原町	1、2、9、10、11、12、14、20、48、49、50、51、52、53、54、69、70、71、72、74、101、102、103、104、105、106、107、108、110、144、145、146、147、148、160、164、165、166、167、168、169	773.00			
	旧中和村	1、3、5、6、7、20、21、22、23、24、27、31、32、33、34、35、36、37	276.26			
	吉備中央町	(計)	12.65			
	旧加茂川町	68、108、109	12.65			
52 県立自然公園特別地域 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		0.49	岡山県立自然公園条例による	風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	0.49			
	旧勝山町	58、71	0.49			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
53 県立自然公園普通地域	総 数		3,694.13	全般的な風致の維持 を考慮して施業する		
	岡 山 市	(計)	959.61			
	旧岡山市	74、75、76、77、78、79、80、81、82、 83、84、85、86、88、89、92、182、183、 184、187、188、196、199	423.78			
	旧御津町	47、69、102	114.01			
	旧建部町	15、19、27、28、30、43、46、71、72、 73、75、77、93、94、95、96、101、102、 103	419.02			
	旧瀬戸町	44	2.80			
	真 庭 市	(計)	2,211.82			
	旧北房町	10	0.36			
	旧勝山町	55、57、58、60、65、66、67、68、69、 70、71、72、95、96、99	386.47			
	旧落合町	60、61、63、148	57.27			
	旧湯原町	2、4、5、6、7、8、9、10、11、46、50、 54、55、56、57、58、59、60、61、62、 63、65、66、67、69、70、71、99、100、 101、102	757.83			
	旧美甘村	93、95、96、97、98、99、100、102、 103、104、105	73.63			
	旧中和村	3、4、5、6、7、8、9、17、18、19、20、 29、30、31、35、36、37、41、42、43、 44、45、46、55、46、55、56、57	936.26			
	吉備中央町	(計)	522.70			
	旧加茂川町	47、66、67、70、73、74、75、90、91、 92、93、94、99、100、101、102、104、 105、106、107、108、109、110、120、136	522.70			
54 県立自然公園普通地域 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		3.83	全般的な風致の維持 を考慮して施業する		
	岡 山 市	(計)	3.83			
	旧岡山市	89	3.83			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
55 都市計画法による風致地区	総 数		91.79	県風致地区条例による		
	吉備中央町	(計)	91.79			
	旧加茂川町	144、152、154、156、157、158	45.34			
	旧賀陽町	140、141、142、143	46.45			
56 都市計画法による風致地区 林業種苗法による普通母樹林	総 数		0.28	県風致地区条例による 林業種苗法による		
	吉備中央町	(計)	0.28			
	旧加茂川町	152	0.28			
57 林業種苗法による特別母樹林	総 数		0.88	林業種苗法による		
	真 庭 市	(計)	0.88			
	旧美甘村	40	0.88			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
58 文化財保護法 （条例）による 史跡・名勝・天然記念物	総 数		9.40	文化財保護法（条例）による		
	岡 山 市	(計)	2.79			
	旧岡山市	57、293	2.79			
	真 庭 市	(計)	6.61			
	旧北房町	58	6.24			
	旧勝山町	58	0.30			
	旧落合町	25	0.07			
59 県郷土自然特別保護地区	総 数		0.66	岡山県自然保護条例による		
	吉備中央町	(計)	0.66			
	旧賀陽町	14、107	0.66			

イ 伐採種を択伐とするもの

単位 面積：ha

種類	所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
1 水源かん養保安林	総数		80.68	1 主伐は択伐とする 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象に、その時の立木材積の2/10以内とする。 4 立木の伐採の限度 (ア) 伐採年度毎に択伐による伐採をすることができる立木材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に択伐率(当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む、伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が3/10を超えるときは3/10とする)を乗じた材積とする。 (イ) 伐採年度毎に間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の2/10を超えずかつその伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が、8/10を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が8/10以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。		
	岡山市	(計)	44.58			
	旧岡山市	280	0.25			
	旧御津町	17、84、108	44.33			
	真庭市	(計)	36.10			
	旧落合町	126、133	8.00			
	旧湯原町	18、19、82	17.20			
	旧久世町	8、9、30	4.24			
	旧美甘村	48、67	4.75			
旧川上村	42、43	1.91				
2 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	総数		0.77	択伐・種類1に同じ		
	真庭市	(計)	0.77			
	旧美甘村	48	0.77			

種類	所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
3 水源かん養保安林 保健保安林	総数		421.01	択伐・種類1に同じ ただし、地域の景 観の維持を考慮して 施業を行う		
	岡山市	(計)	26.84			
	旧岡山市	258、260、322	4.02			
	旧瀬戸町	33	22.82			
	真庭市	(計)	392.18			
	旧久世町	49	34.93			
	旧美甘村	66、68	54.84			
	旧八束村	11、13、16、18、19、20、23、25、26	302.41			
	久米南町	8	1.99			
4 水源かん養保安林 鳥獣特別保護地区 国立公園特別保護地区 保健保安林	総数		31.31	択伐法によるものとする ただし、風致の維持に 支障のない場合に限り 皆伐法を行うことができ る。 1 伐期齢は標準伐期齢 に見合う年齢以上とする。 2 択伐率は用材林にお いては、現在蓄積の30% 以内とし、薪炭材におい ては60%以内とする。 3 特に指定した風致樹 木については、保育及び 保護につとめること。 4 皆伐法による場合その 伐区は次のとおりである。 (ア) 1伐区の面積は2ha 以内とする。ただし、粗 密度3(密)よりも多い 保存木を残す場合、又は 車道、歩道、単独施設等 の主要公園利用地点から 望見されない場合は伐区 面積を増大させることが できる。 (イ) 伐区は更新後5年 以上経過していなければ 連続して設定することは できない。この場合にお いても、伐区はつとめて 分散させなければならない。		
	新庄村	39、40	31.31			
5 水源かん養保安林 国立公園第2種特別地域 保健保安林	総数		80.53	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して 行う	
	玉野市	37	12.50			
	真庭市	(計)	68.03			
	旧川上村	59	68.03			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
6 水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域 保健保安林	総 数		47.89	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	47.89			
	旧川上村	45	47.89			
7 水源かん養保安林 県立自然公園特別地域 保健保安林	総 数		67.70	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	67.70			
	旧美甘村	104、105	67.70			
8 水源かん養保安林 県自然環境特別保全地区 保健保安林	総 数		5.95	択伐・種類4に同じ		
	真 庭 市	(計)	5.95			
	旧落合町	108	5.95			
9 水源かん養保安林 県自然保護条例普通地域 保健保安林	総 数		10.46	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	10.46			
	旧落合町	108	10.46			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
10 水源かん養保安林 風致保安林	総 数		0.05	択伐・種類1に同じ		
	真 庭 市	(計)	0.05			
	旧落合町	73	0.05			
11 水源かん養保安林 県郷土自然特別保護地区 保健保安林	総 数		1.30	択伐・種類3に同じ		
	吉備中央町	(計)	1.30			
	旧賀陽町	14	1.30			
12 水源かん養保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		427.96	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	岡 山 市	(計)	88.64			
	旧岡山市	8、9、14、15、19	88.64			
	玉 野 市	1、34、36、37、40	66.52			
	真 庭 市	(計)	272.80			
	旧川上村	25、26、28、49、56、59、60、61	272.80			
13 水源かん養保安林 県立自然公園特別地域	総 数		99.53	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	99.53			
	旧湯原町	18、19、43	99.53			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
14 水源かん養保安林 鳥獣特別保護地区 県立自然公園普通地域	総 数		2.08	択伐・種類1に同じ 鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律 による		
	真 庭 市	(計)	2.08			
	旧落合町	148	2.08			
15 水源かん養保安林 県自然環境特別保全地区	総 数		1.09	択伐・種類1に同じ		
	真 庭 市	(計)	1.09			
	旧落合町	108	1.09			
16 水源かん養保安林 鳥獣特別保護地区	総 数		0.34	択伐・種類1に同じ 鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律 による		
	真 庭 市	(計)	0.34			
	旧落合町	148、150	0.34			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
17 土砂流出防備保安林	総 数		1,297.00	択伐・種類1に同じ		
	岡 山 市	(計)	637.18			
	旧岡山市	2、7、10、11、12、13、14、16、18、19、 23、24、25、41、42、81、97、98、101、 104、108、109、110、113、114、115、 116、123、133、140、174、176、192、 194、195、196、200、201、202、205、 207、211、218、269、275、276、278、 280、286、287、297、305、306、316、 321、330、331	400.62			
	旧御津町	1、4、29、32、35、37、44、51、54、59、 63、64、68、70、71、73、84、96、97、 98、105、108	70.36			
	旧建部町	7、13、14、28、36、37、46、47、49、50、 51、63、65、66、83、84、86、92、104	155.95			
	旧瀬戸町	14、20、24、29、30、32、43	8.09			
	旧灘崎町	12	2.16			
	玉 野 市	2、5、15、27、29、37、40、43、47、48、 49、50、52、54、55、56、57、58、59、 60、61、62、63、64、65、66、71、72、 73、75、86、87、94	536.60			
	真 庭 市	(計)	106.68			
	旧北房町	18、35、52、60、72、74	50.12			
	旧勝山町	34、80、85、110、111、112、123、142	27.36			
	旧落合町	6、10、71、107、150、151	2.38			
	旧湯原町	32、47、71、76	3.24			
	旧久世町	3、48、73、90	17.19			
	旧美甘村	10、65、72、85	3.05			
	旧八束村	21、51	3.34			
	新 庄 村	6、30、44、59、64、69、87	9.77			
	久米南町	37	0.24			
	吉備中央町	(計)	6.53			
	旧加茂川町	13、87、140	2.92			
旧賀陽町	55	3.61				
18 土砂流出防備保安林	総 数		4.25	択伐・種類1に同じ		
	玉 野 市	63	4.25			

種類	所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
19 保健保安林 土砂流出防備保安林	総数		507.36	択伐・種類1に同じ		
	岡山市	(計)	185.83			
	旧岡山市	6、7、207、259、260、261、264、286、322、323、324	177.69			
	旧瀬戸町	32、33、39	8.14			
	玉野市	43、57、58、59、60、62、69、70、71、82、83	274.12			
	真庭市	(計)	3.32			
	旧北房町	68	3.32			
	吉備中央町	(計)	44.09			
	旧賀陽町	89、93	44.09			
20 保健保安林 国立公園第2種特別地域 土砂流出防備保安林	総数		189.61	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	岡山市	(計)	103.14			
	旧岡山市	2、5、6、7	103.14			
	玉野市	11、76、95	86.47			
21 保健保安林 県立自然公園特別地域 土砂流出防備保安林	総数		0.04	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	岡山市	(計)	0.04			
	旧建部町	17	0.04			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
22 土砂流出防備保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 保健保安林	総 数		55.60			
	吉備中央町	(計)	55.60			
	旧賀陽町	89、93	55.60			
23 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域 保健保安林	総 数		43.68	択伐・種類1に同じ		
	岡 山 市	(計)	43.68			
	旧岡山市	79、80	43.68			
24 土砂流出防備保安林 鳥獣特別保護地区 保健保安林	総 数		244.34	択伐・種類1に同じ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による		
	玉 野 市	44、45、46、47	244.34			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
25 土砂流出防備保安林 風致保安林	総 数		13.88	択伐・種類1に同じ 県風致地区条例による		
	真 庭 市	(計)	13.88			
	旧勝山町	112	13.88			
26 土砂流出防備保安林 砂防指定地	総 数		3.53	択伐・種類1に同じ 岡山県砂防指定地 等管理規則による		
	岡 山 市	(計)	3.53			
	旧御津町	105	0.03			
	旧瀬戸町	30	3.50			
27 土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		460.48	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考 慮して行う	
	岡 山 市	(計)	61.99			
	旧岡山市	7、8、9、12、13、14	61.99			
	玉 野 市	1、2、9、10、11、12、13、14、15、16、 20、34、37、74、75、76、77、78、97	396.99			
	真 庭 市	(計)	1.50			
	旧川上村	57	1.50			
28 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		34.15	択伐・種類1に同じ		
	岡 山 市	(計)	33.76			
	旧岡山市	81、183	12.39			
	旧建部町	95、101、103	6.49			
	旧瀬戸町	44	14.88			
	真 庭 市	(計)	0.39			
	旧湯原町	67	0.39			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
29 鳥獣特別保護地区 土砂流出防備保安林	総 数		2.72	択伐・種類1に同じ 鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律 による		
	玉 野 市	47	2.72			
30 土砂崩壊防備保安林	総 数		19.36	択伐・種類1に同じ		
	岡 山 市	(計)	7.70			
	旧岡山市	25、28、29、137、310	3.25			
	旧御津町	6、34、98、111	3.11			
	旧建部町	96、102	0.17			
	旧灘崎町	12	1.17			
	玉 野 市	79	0.71			
	真 庭 市	(計)	10.56			
	旧北房町	11	1.13			
	旧勝山町	19、112	0.66			
	旧落合町	11、29、59、96、107、160	2.95			
	旧湯原町	33、75、108、111、112、143	1.95			
	旧美甘村	6、23、33、34、37、74、77、78、81、84	3.57			
	旧八束村	31	0.30			
	吉備中央町	(計)	0.39			
	旧加茂川町	56	0.39			
31 県立自然公園特別地域 風致保安林 土砂崩壊防備保安林	総 数		0.85	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考 慮して行う	
	真 庭 市	(計)	0.85			
	旧湯原町	70	0.85			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
32 土砂崩壊防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		0.27	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	0.27			
	旧湯原町	70	0.27			
33 土砂崩壊防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		0.44	択伐・種類1に同じ		
	真 庭 市	(計)	0.44			
	旧湯原町	55	0.44			
34 防風保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		2.82	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	玉 野 市	74	2.82			
35 防風保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		13.68	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	玉 野 市	20、74	13.68			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
36 水害防備保安林	総 数		10.38	択伐・種類1に同じ		
	岡 山 市	(計)	10.38			
	旧岡山市	47	2.06			
	旧御津町	76、77、107、112	5.68			
	旧建部町	29、46、59	2.64			
37 水害防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		0.64	択伐・種類1に同じ		
	岡 山 市	(計)	0.64			
	旧建部町	43	0.64			
38 干害防備保安林	総 数		0.06	択伐・種類1に同じ		
	岡 山 市	(計)	0.06			
	旧岡山市	72	0.06			
39 干害防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		0.44	択伐・種類1に同じ		
	岡 山 市	(計)	0.44			
	旧建部町	73	0.44			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
40 なだれ防止保安林 県立自然公園特別地域	総 数		3.41	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	3.41			
	旧湯原町	70	3.41			
41 落石防止保安林	総 数		10.99	択伐・種類1に同じ		
	真 庭 市	(計)	10.99			
	旧勝山町	7、80、122、140、171、205	10.99			
42 魚つき保安林	総 数		8.53	択伐・種類1に同じ		
	岡 山 市	(計)	3.15			
	旧岡山市	1、328	3.15			
	玉 野 市	6、16、40、50、54	5.38			
43 魚つき保安林 保健保安林	総 数		16.54	択伐・種類4に同じ		
	岡 山 市	(計)	16.54			
	旧岡山市	1	16.54			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
44 魚つき保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		18.33	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	玉 野 市	21	18.33			
45 魚つき保安林 国立公園普通地域	総 数		1.59	択伐・種類1に同じ		
	玉 野 市	5	1.59			
46 保健保安林	総 数		65.65	択伐・種類4に同じ		
	岡 山 市	(計)	17.64			
	旧岡山市	240、261、286	3.64			
	旧瀬戸町	23	14.00			
	玉 野 市	69	19.84			
	真 庭 市	(計)	18.91			
	旧北房町	68	1.92			
	旧美甘村	69	0.93			
	旧川上村	59	0.80			
	旧八束村	19、20	15.26			
	新 庄 村	46	0.94			
	久米南町	8、24	6.25			
	吉備中央町	(計)	2.07			
	旧賀陽町	93	2.07			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
47 保健保安林 都市計画法による風致地区	総 数		5.94	択伐・種類1に同じ 県風致地区条例による		
	岡 山 市	(計)	5.94			
	旧岡山市	26	5.94			
48 保健保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		6.63	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	岡 山 市	(計)	5.00			
	旧岡山市	7	5.00			
	玉 野 市	74	0.82			
	真 庭 市	(計)	0.81			
	旧川上村	59	0.81			
50 風致保安林	総 数		85.15	択伐・種類1に同じ		
	岡 山 市	(計)	77.86			
	旧岡山市	26、30、31、32、33	77.86			
	真 庭 市	(計)	4.74			
	旧勝山町	16、112	0.53			
	旧落合町	31、35、42、64、73	4.21			
	久米南町	19	2.55			
51 風致保安林 県立自然公園特別地域	総 数		10.84	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	10.84			
	旧湯原町	70	10.84			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
52 風致保安林 林業種苗法による普通母樹林	総 数		0.63	択伐・種類1に同じ		
	久米南町	19	0.63			
53 国立公園第2種特別地域	総 数		624.10	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	岡 山 市	(計)	10.27			
	旧岡山市	2、8、9、11、14	10.27			
	玉 野 市	1、2、9、10、11、13、14、15、20、21、34、36、37、40、74、75、76、77、78、97	188.33			
	真 庭 市	(計)	425.50			
	旧川上村	24、25、26、28、49、54、56、57、58、59、60	425.50			
54 国立公園第2種特別地域 鳥獣特別保護地区	総 数		2.89	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	新 庄 村	38、40	2.89			
55 県立自然公園特別地域	総 数		1.84	択伐・種類4に同じ	風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	1.84			
	旧湯原町	70	1.84			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
56 県立自然公園普通地域	総 数		15.86	択伐・種類4に同じ		
	岡 山 市	(計)	10.18			
	旧岡山市	92、183、190	10.18			
	真 庭 市	(計)	5.68			
	旧湯原町	56、70	5.68			
57 鳥獣特別保護地区 県立自然公園普通地域	総 数		4.68	択伐・種類4に同じ		
	真 庭 市	(計)	4.68			
	旧落合町	148、149、150	4.68			
58 鳥獣特別保護地区	総 数		15.50	択伐・種類4に同じ 鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律 による		
	真 庭 市	(計)	15.50			
	旧落合町	148、149、150、151	15.50			
59 都市計画法による風致地区	総 数		34.44	県風致地区条例に よる		
	岡 山 市	(計)	34.44			
	旧岡山市	26	34.44			

ウ 伐採種を禁伐とするもの

単位 面積：ha

種 類	所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
1 水源かん養保安林 鳥獣特別保護地区 国立公園特別保護地区 保健保安林	総 数		1.82	禁伐とする 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	新 庄 村	40	1.82			
2 水源かん養保安林 林業種苗法による特別母樹林 鳥獣特別保護地区 国立公園特別保護地区	総 数		4.26	禁伐とする 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	新 庄 村	40	4.26			
3 水源かん養保安林 林業種苗法による特別母樹林 国立公園特別保護地区	総 数		3.04	禁伐とする 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	新 庄 村	39	3.04			
4 土砂流出防備保安林	総 数		1.65	禁伐とする		
	岡 山 市	(計)	0.86			
	旧御津町	64、73	0.86			
	玉 野 市	2	0.36			
	吉備中央町	(計)	0.43			
	旧加茂川町	157、158	0.17			
	旧賀陽町	4、18、67	0.26			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
5 土砂流出防備保安林 落石防止保安林	総 数		1.45	禁伐とする		
	真 庭 市	(計)	1.45			
	旧勝山町	85	1.45			
6 土砂流出防備保安林 防火保安林	総 数		1.97	禁伐とする		
	玉 野 市	63、64	1.97			
7 土砂流出防備保安林 防火保安林 保健保安林	総 数		30.39	禁伐とする		
	玉 野 市	94、95	30.39			
8 土砂流出防備保安林 保健保安林	総 数		44.37	禁伐とする		
	岡 山 市	(計)	0.72			
	旧岡山市	286	0.72			
	玉 野 市	92、94	43.65			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
9 国立公園第2種特別地域 土砂流出防備保安林 保健保安林	総 数		12.53	禁伐とする 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	玉 野 市	95	12.53			
10 土砂崩壊防備保安林	総 数		0.35	禁伐とする		
	岡 山 市	(計)	0.29			
	旧岡山市	27	0.29			
	真 庭 市	(計)	0.06			
	旧北房町	77	0.06			
11 なだれ防止保安林	総 数		1.03	禁伐とする		
	真 庭 市	(計)	1.03			
	旧中和村	12	1.03			
12 県立自然公園特別地域 なだれ防止保安林	総 数		1.01	禁伐とする 岡山県立自然公園条例による	風致の維持等考慮 して行う	
	真 庭 市	(計)	1.01			
	旧湯原町	70	1.01			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
13 なだれ防止保安林 県立自然公園普通地域	総 数		3.64	禁伐とする		
	真 庭 市	(計)	3.64			
	旧湯原町	55	3.64			
14 落石防止保安林	総 数		17.71	禁伐とする		
	真 庭 市	(計)	17.71			
	旧勝山町	7、82、85	17.71			
15 落石防止保安林 県立自然公園普通地域	総 数		1.04	禁伐とする		
	真 庭 市	(計)	1.04			
	旧湯原町	4	1.04			
17 魚つき保安林 国立公園第1種特別地域	総 数		2.79	禁伐とする 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	玉 野 市	5	2.79			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
16 保健保安林 国立公園第1種特別地域	総 数		41.14	禁伐とする 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	真 庭 市	(計)	41.14			
	旧川上村	53	41.14			
17 風致保安林 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物 県立自然公園特別地域	総 数		8.50	禁伐とする 岡山県立自然公園条例による	風致の維持等考慮 して行う	
	真 庭 市	(計)	8.50			
	旧勝山町	57、71	8.50			
18 風致保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		0.45	禁伐とする		
	岡 山 市	(計)	0.45			
	旧岡山市	316	0.45			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
19 保安施設地区	総 数		0.03	禁伐とする		
	吉備中央町	(計)	0.03			
	旧加茂川町	88	0.03			
20 国立公園第1種特別地域	総 数		6.07	禁伐とする 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	真 庭 市	(計)	6.07			
	旧川上村	53	6.07			
21 県立自然公園普通地域 県郷土自然特別保護地区	総 数		2.09	禁伐とする		
	岡 山 市	(計)	2.09			
	旧建部町	96	2.09			
22 都市計画法による風致地区	総 数		1.11	禁伐とする		
	吉備中央町	(計)	1.11			
	旧加茂川町	157	1.11			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
23 文化財保護法 （条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		0.12	禁伐とする		
	真 庭 市	(計)	0.12			
	旧北房町	73	0.12			

2 その他必要な事項

な し

Ⅲ 附属資料

鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準

第1 目的

この基準は、地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画の対象となる民有林及び国有林において森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第2項第4号及び同法第10条の5第2項第9号に規定する鳥獣害防止森林区域（以下「区域」という。）を設定する際の必要事項を定めるものであり、伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図ることを目的とする。

第2 区域の対象とする鳥獣

区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカを基本とし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣（クマ等）を対象とすることができるものとする。

第3 区域の設定対象とする森林及び設定の単位

区域の設定対象とする森林は、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、対象鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林のうち、人工林であるものを基本とするが、地域における森林資源の状況に応じて、天然林も含めることができるものとする。

なお、区域は林班を単位として設定するものとする。また、区域は対象鳥獣の別に設定することとし、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとする。

第4 区域の設定方法

区域の設定は、以下の手順及び附録に基づき実施するものとする。

1 森林生態系多様性基礎調査の調査結果による区域候補地の抽出

- (1) 林野庁が全国の森林において約1万5千点の調査地点を設定し、各調査地点における森林の動態等を5年周期で調査する「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を区域設定の基礎データとして用いることとする。
- (2) 森林生態系多様性基礎調査の調査地点を中心とした4km四方の地域区画（以下「4kmメッシュ」という。）を作成した後、各調査地点の最新の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認された4kmメッシュ（以下「区域候補メッシュ」という。）を抽出するものとする。
- (3) 森林計画図その他の林班に関する情報を記した図面と、区域候補メッシュを重ね合わせることにより、区域候補メッシュに全部又は一部が包含される林班を抽出し、当該抽出された林班を区域候補地とするものとする。

2 区域候補地の補正

- (1) 森林生態系多様性基礎調査の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認されない又は調査結果が存在しないため区域候補地に該当しない林班については、必

要に応じて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条又は第7条の2に基づき都道府県知事により定められる第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画、研究論文等の文献、地方公共団体や森林管理局署による調査、森林組合や地域住民からの情報その他の対象鳥獣による森林被害又は対象鳥獣の生息に関する情報（以下「補完情報」という。）と突合し、対象鳥獣による森林被害が確認された場合又は森林被害発生のおそれがある場合、区域候補地に加えるものとする。

- (2) 補完情報と突合した結果、対象鳥獣による森林被害が確認された又は森林被害発生のおそれのある4kmメッシュについては、区域候補メッシュとすることができ、区域候補地の抽出にあたっては1(3)により行うものとする。
- (3) 1により抽出された区域候補地の林班については、必要に応じて、補完情報と突合し、区域候補地から除外することができるものとする。

3 区域の確定

1及び2により得られた区域候補地については、市町村森林整備計画及び国有林の地域別の森林計画（以下「市町村森林整備計画等」という。）の樹立又は変更に係る所定の手続きを経て、区域として確定するものとする。

第5 その他区域設定に当たって考慮すべき事項

1 関係者等の意見の反映

区域の確定に当たっては、市町村森林整備計画等の作成に際して行う学識経験を有する者からの意見聴取及び当該計画案の公告・縦覧を通じて得られる地域住民を始めとする関係者の意見を踏まえ、必要に応じて修正を加えるものとする。

なお、学識経験を有する者からの意見聴取に当たっては、必要に応じて農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター（鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程細則（平成27年9月1日付け環自野発第1509091号）第1の2に規定する鳥獣保護管理捕獲コーディネーターをいう。）等の専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

2 区域の見直し

- (1) 市町村森林整備計画等において定められた区域については、森林生態系多様性基礎調査において調査地点ごとに新たな調査結果が得られた場合又は第4の2(1)に掲げる情報について新たな情報が得られた場合において、対象鳥獣による森林被害の状況又は対象鳥獣の生息状況に著しい変化があったことが確認される場合等にあつては、必要に応じて、市町村森林整備計画等の樹立又は変更により見直しを行うものとする。
- (2) (1)の区域の見直しに当たっては、第4の規定を準用するものとする。

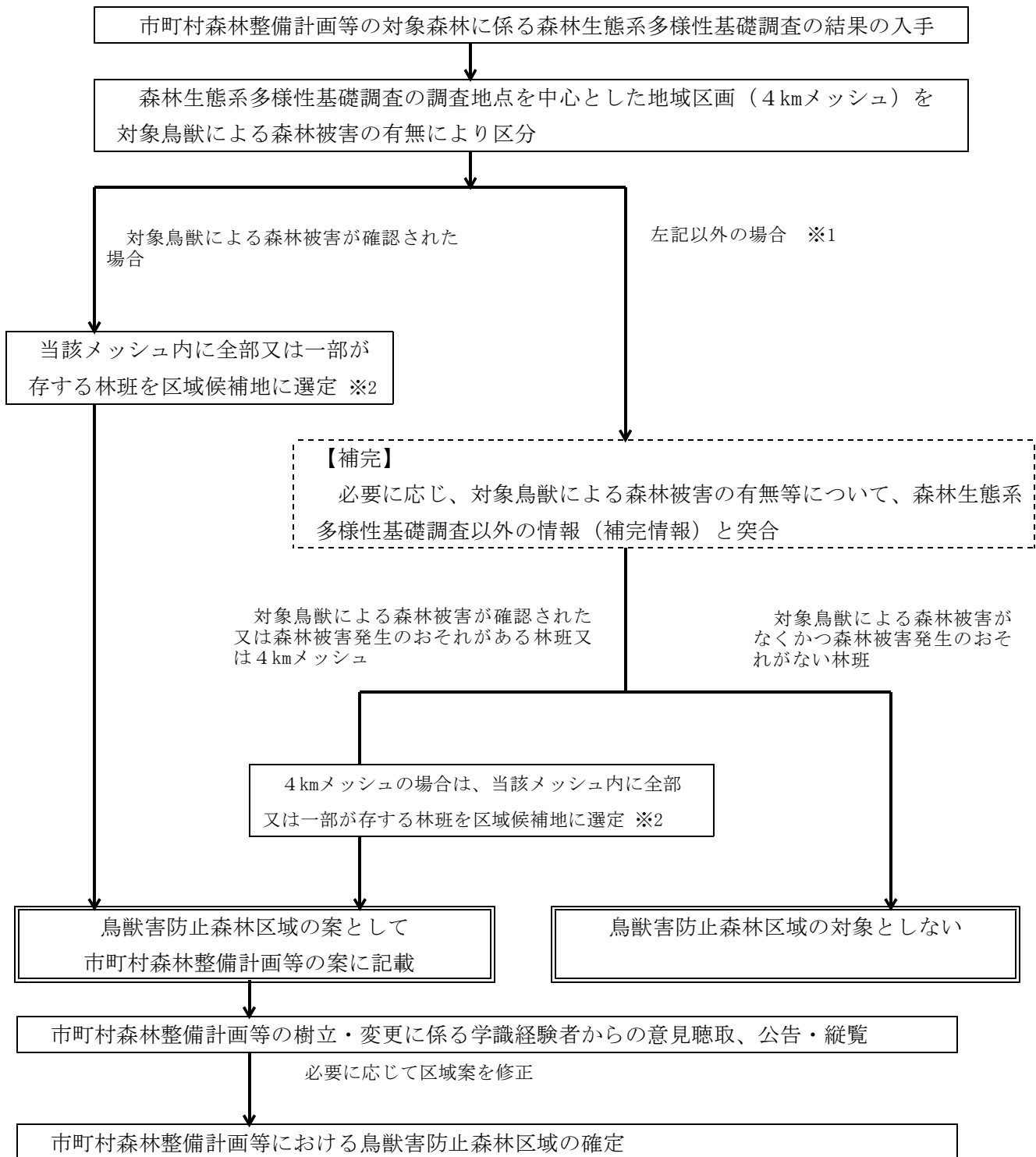
3 対象鳥獣による森林被害が確認されない等の場合の区域の設定

第4の1(1)及び2(1)に掲げる各種データ及び情報により市町村森林整備計画等の対象森林の全域において対象鳥獣による森林被害がなく、今後の被害発生のおそれもないと判断される場合は、市町村森林整備計画等における鳥獣害防止森林区域の設定については、「設定なし」と記載することとする。

4 民有林及び国有林の調整

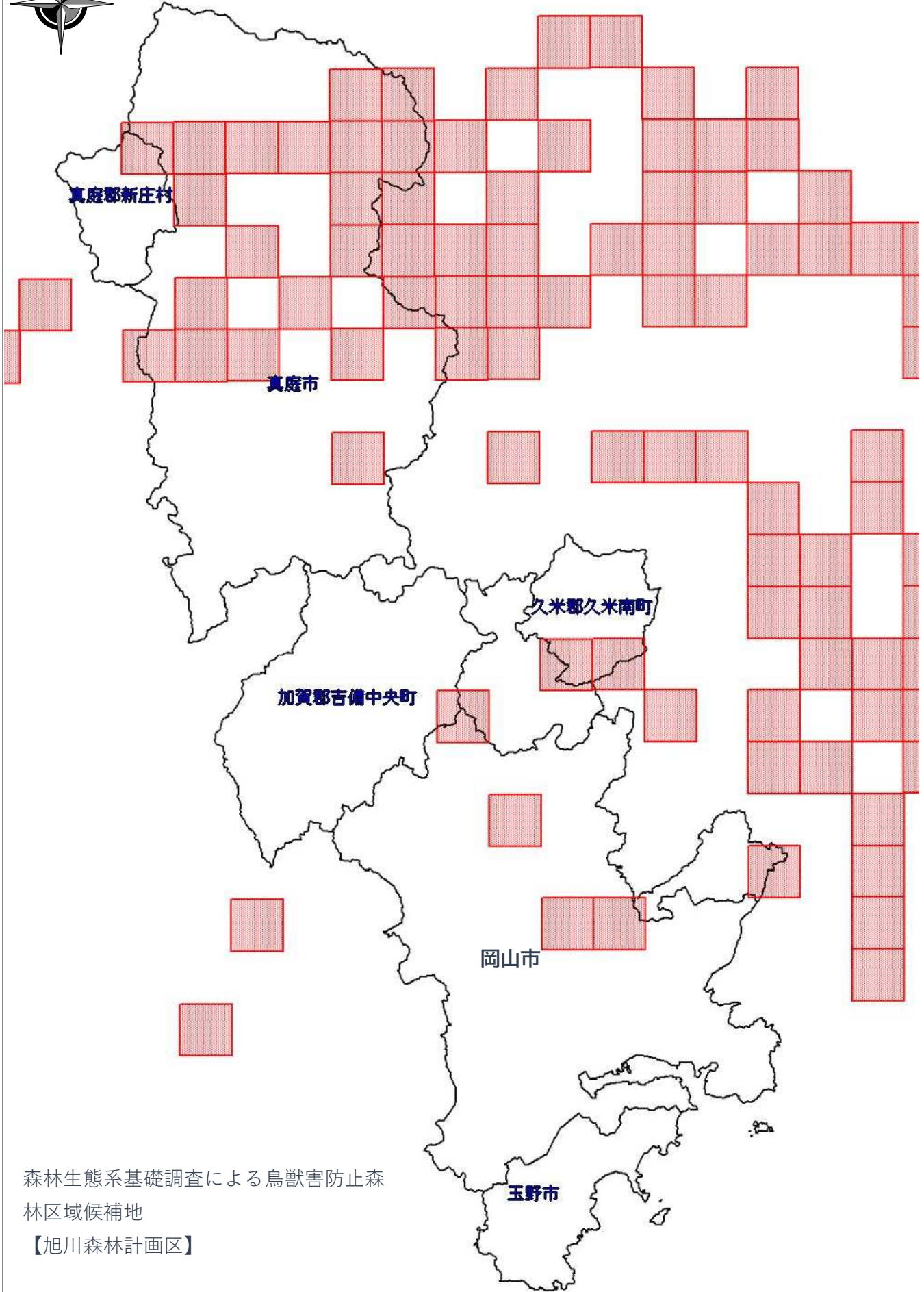
民有林と国有林が接する地域においては、当該地域の森林が所在する市町村と当該地域の国有林を管理する森林管理局が十分な時間的余裕を持って調整した上で、区域を適切に設定するものとする。

鳥獣害防止森林区域の設定に関するフローチャート



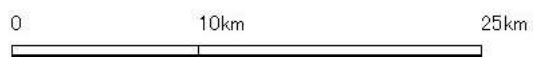
※1：森林生態系多様性基礎調査の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認されない又は調査結果が存在しないため区域候補地に該当しない場合。

※2：必要に応じ、補完情報と突合し、区域候補地から除外することができるものとする。



森林生態系基礎調査による鳥獣害防止森林区域候補地
【旭川森林計画区】

1/400000



参 考 資 料

1. 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分		区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
			総数②	国 有 林	民 有 林	
総 数		213,660	136,585	10,829	125,756	63.9
市 町 村 別 内 訳	岡 山 市	78,995	34,878	2,551	32,327	44.2
	玉 野 市	10,358	5,825	0	5,825	56.2
	真 庭 市	82,853	65,422	6,607	58,816	79.0
	新 庄 村	6,711	6,049	331	5,717	90.1
	久 米 南 町	7,865	5,200	91	5,109	66.1
	吉 備 中 央 町	26,878	19,211	1,248	17,963	71.5
局 別 内 訳	備前県民局 (地域事務所除く)	116,231	59,914	3,799	56,114	51.5
	美作県民局 (地域事務所除く)	7,865	5,200	91	5,109	66.1
	美作県民局 真庭地域事務所	89,564	71,471	6,938	64,533	79.8

- (注) 1. 総数は、令和5年7月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)による。
2. 四捨五入のため総数が合わない場合がある。

(2) 地 況

ア 気 候

計画の北部地域は、年平均気温12℃～14℃とかなり低く、年平均降水量 1,000mm～2,100mm程度となっている。

中部地域は、年平均気温14℃、年平均降水量1,200mm程度となっている。

南部地域は、年平均気温16℃～17℃、年平均降水量1,000mm～1,100mmとなっている。

観 測 地 点	気 温 (℃)			年 間 降 水 量 (mm)	最 積 雪 深 量 (cm)	主 風 の 方 向	備 考
	日最高	日最低	日平均				
上長田	17.4	6.9	11.8	1,912	158	北北西	
久 世	20.7	9.2	14.1	1,067		北北西	
福 渡	20.9	9.1	14.3	907		北北西	
岡 山	21.9	11.8	16.4	840		西北西	
玉 野	20.8	13.1	16.6	712		東南東	

(注)岡山地方気象台発行岡山県気象年報(令和4年)による。

イ 地 勢

計画区の北部には、鳥取県に接して上蒜山(1,200m)、三平山(1,010m)、毛無山(1,218m)などの標高1,000mを越える山々が東西に連なり急峻な中国山地を形成している。それらの山地の間には、標高400m～600mの段丘形状を持つ蒜山盆地が広がる。

中部地域には、旭川が深い峡谷を各所につくりながら南流し、周辺山地は標高300m～600mで台地状の吉備高原を形成している。

南部地域は金山(500m)などからなる低地山地から岡山平野、瀬戸内海島しょ部へ至る地域で、平野部と小起伏団地、丘陵部が交錯している。

ウ 地質、土壌等

地質についてみると、計画区の北部蒜山地区は安山岩及び安山岩質火山砕屑物が主体で、南下するにしたがい花崗岩、花崗閃緑岩などの中生代貫入岩類となり、さらにJR姫新線を中心とする地域では、上部古生層(結晶片岩類)が主である。

中部地域から南部地域は、花崗岩が主体であるが一部に粘板岩、砂岩、石英閃緑岩などが交錯し、複雑な構造を呈している。また、岡山市周辺の平野部は沖積層により成立している。

玉野市等瀬戸内海沿岸は花崗岩が主体であるが、金甲山周辺地域には古生層の泥岩、砂岩が小面積に分布している。

土壌についてみると、計画区の北部蒜山地区は黒色土が多く、南下するにしたがって適潤性褐色森林土が主となり、中部地域は、乾性褐色森林土が多く出現する。また、一部赤色土その周辺に赤色系褐色森林土が出現するがその広がりには少ない。南部地域は、一部旭川西岸に乾性褐色森林土が分布しているが、大半は深層風化を受けた花崗岩の未熟土が広く分布している。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分		総 数	森 林	農 地			そ の 他	
				総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数		213,660	137,348	23,266	19,193	4,073	53,046	12,175
市 町 村 別 内 訳	岡 山 市	78,995	34,884	13,070	11,600	1,470	31,041	9,034
	玉 野 市	10,358	5,908	898	782	116	3,552	1,040
	真 庭 市	82,853	65,421	5,460	3,770	1,690	11,972	1,442
	新 庄 村	6,711	6,095	180	163	17	436	23
	久 米 南 町	7,865	5,502	1,085	878	207	1,278	180
	吉 備 中 央 町	26,878	19,538	2,573	2,000	573	4,767	456
局 別 内 訳	備前県民局 (地域事務所除く)	116,231	60,330	16,541	14,382	2,159	39,360	10,530
	美作県民局 (地域事務所除く)	7,865	5,502	1,085	878	207	1,278	180
	美作県民局 真庭地域事務所	89,564	71,516	5,640	3,933	1,707	12,408	1,465

- (注) 1. 林野及び農地の面積は、中国四国農林水産統計データ集（令和4年～）による。
 2. 宅地面積は、令和3年 岡山県統計年報による。
 3. 四捨五入のため総数が合わない場合がある。

(4) 産業別生産額

単位 金額：千万円

区 分		総 数	第1次産業 (農業産出額)	第2次産業	第3次産業
総 数		479,571	4,096	157,782	317,694
市 町 村 別 内 訳	岡 山 市	412,651	2,176	106,908	303,568
	玉 野 市	37,790	144	29,998	7,649
	真 庭 市	21,149	1,181	14,258	5,711
	新 庄 村	83	23	0	60
	久 米 南 町	1,558	166	1,187	206
	吉 備 中 央 町	6,339	406	5,432	501
局 別 内 訳	備前県民局 (地域事務所除く)	456,781	2,726	142,337	311,717
	美作県民局 (地域事務所除く)	1,558	166	1,187	206
	美作県民局 真庭地域事務所	21,232	1,204	14,258	5,771

- (注) 1. 第1次産業は、中国四国農林水産統計データ集令和2年) による。
 2. 第2次産業は、2022年経済構造実態調査(製造業事業所調査) による。
 3. 第3次産業は、平成28年経済センサス-活動調査による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分		総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
			計	農 業	林 業	水産業		
総 数		385,712	12,698	12,134	354	210	84,637	277,917
市 町 村 別 内 訳	岡 山 市	330,721	7,487	7,299	78	110	69,148	245,491
	玉 野 市	24,893	645	550	7	88	7,615	15,546
	真 庭 市	21,873	2,810	2,579	221	10	5,745	12,698
	新 庄 村	438	115	99	14	2	69	252
	久 米 南 町	2,224	563	547	16	0	478	1,181
	吉 備 中 央 町	5,563	1,078	1,060	18	0	1,582	2,749
局 別 内 訳	備前県民局 (地域事務所除く)	361,177	9,210	8,909	103	198	78,345	263,786
	美作県民局 (地域事務所除く)	2,224	563	547	16	0	478	1,181
	美作県民局 真庭地域事務所	22,311	2,925	2,678	235	12	5,814	12,950

(注) 中国四国農林水産統計データ集 (令和3年～)

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積，成長量：m³

区	分	総			数			1 齢			2 齢			3 齢		
		面積	材積	成長量	材積	成長量	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積
立	総	総	121,914.41	20,154,082	178,011	182.91			232.76	250	59	313.47	10,021	2,025		
		針	54,973.92	15,135,090	158,710	122.28			219.53				208.54	7,617	1,812	
		広	66,940.49	5,018,992	19,301	60.63			13.23	250	59	104.93	2,404	213		
人	総	総	48,034.03	13,472,888	139,934	128.38			224.61	85	13	300.04	9,696	2,001		
		針	46,960.93	13,415,304	138,208	122.28			219.53			208.04	7,600	1,810		
		広	1,073.10	57,584	1,725	6.10			5.08	85	13	92.00	2,096	191		
工	育	総	44,360.49	12,525,040	129,974	121.55			207.92	82	12	286.30	9,243	1,929		
		針	43,314.56	12,469,240	128,276	115.90			203.06			194.30	7,147	1,738		
		広	1,045.93	55,799	1,698	5.65			4.86	82	12	92.00	2,096	191		
木	成	総	3,673.54	947,848	9,960	6.83			16.69	4	1	13.74	453	72		
		針	3,646.37	946,063	9,932	6.38			16.47			13.74	453	72		
		広	27.17	1,785	28	0.45			0.22	4	1					
天	総	総	73,880.38	6,681,194	38,077	54.53			8.15	165	46	13.43	325	25		
		針	8,012.99	1,719,786	20,501							0.50	17	2		
		広	65,867.39	4,961,407	17,575	54.53			8.15	165	46	12.93	307	22		
然	育	総	3,893.68	350,610	713	2.08						1.06	21	1		
		針	4.63	1,056	10											
		広	3,889.05	349,554	703	2.08						1.06	21	1		
地	成	総	486.93	59,810	158	1.33										
		針	72.54	26,998	62											
		広	414.39	32,812	97	1.33										
林	天	総	69,499.77	6,270,773	37,206	51.12			8.15	165	46	12.37	303	23		
		針	7,935.82	1,691,732	20,430							0.50	17	2		
		広	61,563.95	4,579,041	16,776	51.12			8.15	165	46	11.87	286	21		
竹	無	立	1,755.30													
		地	1,997.27													

單位 面積：ha 材積，成長量：m3

區	分	4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級			
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
立	總 數	總 數	1,601.26	86,846	7,787	652.84	51,288	3,577	1,253.98	140,413	7,770	1,940.00	281,566	11,335
		針	1,239.25	71,013	6,897	446.26	42,569	3,197	937.73	124,180	7,267	1,397.08	247,915	10,618
		広	362.01	15,833	889	206.58	8,719	380	316.25	16,233	503	542.92	33,651	717
人	總 數	總 數	1,302.56	76,729	7,090	624.59	49,872	3,513	1,081.77	131,383	7,490	1,474.69	252,546	10,719
		針	1,035.14	64,123	6,407	441.46	42,303	3,177	935.67	123,921	7,253	1,394.85	247,543	10,601
		広	267.42	12,606	683	183.13	7,569	335	146.10	7,461	238	79.84	5,003	118
工	育 單 層 成 林	總 數	1,220.49	71,436	6,631	621.40	49,671	3,501	1,014.85	123,429	7,047	1,399.00	239,181	10,156
		針	954.69	58,898	5,953	440.50	42,203	3,170	869.17	115,994	6,810	1,319.26	234,187	10,039
		広	265.80	12,538	678	180.90	7,468	330	145.68	7,435	237	79.74	4,993	118
木	育 複 層 成 林	總 數	82.07	5,293	459	3.19	201	12	66.92	7,954	443	75.69	13,366	562
		針	80.45	5,225	454	0.96	100	7	66.50	7,928	443	75.59	13,356	562
		広	1.62	68	5	2.23	100	5	0.42	26	0	0.10	10	0
天	總 數	總 數	298.70	10,117	696	28.25	1,416	64	172.21	9,030	280	465.31	29,020	617
		針	204.11	6,890	490	4.80	266	19	2.06	259	15	2.23	372	17
		広	94.59	3,227	206	23.45	1,151	45	170.15	8,772	265	463.08	28,648	599
然	育 單 層 成 林	總 數	0.98	33	2				0.05	2	0	13.37	1,198	20
		針	0.75	25	2									
		広	0.23	9	0				0.05	2	0	13.37	1,198	20
地	育 複 層 成 林	總 數	3.86	120	8				0.11	5	0	0.22	9	0
		針	0.66	17	1									
		広	3.20	102	6				0.11	5	0	0.22	9	0
天 然 林	總 數	總 數	293.86	9,964	686	28.25	1,416	64	172.05	9,023	280	451.72	27,813	596
		針	202.70	6,848	487	4.80	266	19	2.06	259	15	2.23	372	17
		広	91.16	3,116	199	23.45	1,151	45	169.99	8,764	265	449.49	27,441	579

單位 面積：ha 材積，成長量：m³

區	分	8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級			11 齡 級			
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
立	總 數	總 數	11,433.78	1,365,168	37,635	5,446.86	1,147,973	24,064	6,115.54	1,305,350	18,876	14,371.00	2,794,904	24,262
		針	5,506.04	982,020	32,082	4,308.75	1,068,925	23,251	4,192.39	1,171,015	18,287	8,028.98	2,340,253	21,923
		広	5,927.74	383,148	5,553	1,138.11	79,048	813	1,923.15	134,335	588	6,342.02	454,652	2,340
人	總 數	總 數	3,151.91	646,441	20,729	4,338.88	1,070,974	23,261	4,211.55	1,171,233	18,248	7,960.17	2,318,224	21,679
		針	3,068.33	640,275	20,643	4,306.61	1,068,455	23,236	4,182.44	1,169,059	18,240	7,947.19	2,317,267	21,675
		広	83.58	6,166	86	32.27	2,519	26	29.11	2,173	9	12.98	957	4
工	育 單 層 成 林	總 數	2,711.88	561,110	18,116	4,306.96	1,062,769	23,062	4,176.19	1,162,168	18,092	6,350.58	1,872,601	17,338
		針	2,643.27	555,978	18,046	4,274.69	1,060,250	23,036	4,149.44	1,160,151	18,084	6,338.01	1,871,686	17,334
		広	68.61	5,132	71	32.27	2,519	26	26.75	2,017	8	12.57	916	4
木	育 複 層 成 林	總 數	440.03	85,330	2,612	31.92	8,205	199	35.36	9,064	156	1,609.59	445,622	4,341
		針	425.06	84,297	2,597	31.92	8,205	199	33.00	8,908	155	1,609.18	445,581	4,341
		広	14.97	1,034	15				2.36	157	0	0.41	41	0
天	總 數	總 數	8,281.87	718,727	16,906	1,107.98	76,999	803	1,903.99	134,117	627	6,410.83	476,681	2,583
		針	2,437.71	341,745	11,439	2.14	470	15	9.95	1,956	48	81.79	22,986	248
		広	5,844.16	376,982	5,467	1,105.84	76,530	788	1,894.04	132,162	580	6,329.04	453,695	2,336
然	育 單 層 成 林	總 數	53.72	4,903	58	38.49	4,036	32	18.86	1,828	10	89.79	8,669	50
		針	0.28	25	1	0.30	56	2				1.12	351	4
		広	53.44	4,878	57	38.19	3,981	30	18.86	1,828	10	88.67	8,318	46
地	育 複 層 成 林	總 數	27.36	1,712	27	1.82	267	8	5.91	477	2	10.55	1,331	12
		針				0.65	203	7				2.50	791	9
		広	27.36	1,712	27	1.17	64	1	5.91	477	2	8.05	540	4
地	天 生	總 數	8,200.79	712,112	16,821	1,067.67	72,696	763	1,879.22	131,812	615	6,310.49	466,681	2,521
		針	2,437.43	341,720	11,438	1.19	211	6	9.95	1,956	48	78.17	21,844	236
		広	5,763.36	370,392	5,383	1,066.48	72,485	757	1,869.27	129,856	568	6,232.32	444,837	2,285

單位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³

區	分	1 2 齡 級			1 3 齡 級			1 4 齡 級			1 5 齡 級			以 上			
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
立	總 數	總 數	14,270.61	2,656,441	14,067	16,263.54	2,899,241	9,985	14,140.02	2,460,265	4,140	33,695.84	4,954,354	12,429			
		針	6,507.53	2,060,282	12,401	6,557.88	2,160,393	8,898	4,992.05	1,730,733	2,802	10,309.63	3,128,176	9,275			
		広	7,763.08	596,160	1,666	9,705.66	738,848	1,087	9,147.97	729,533	1,338	23,386.21	1,826,178	3,154			
人	總 數	總 數	5,995.01	1,908,100	11,357	6,175.17	2,058,211	7,806	5,017.54	1,729,009	2,780	6,047.16	2,050,386	3,248			
		針	5,958.84	1,905,433	11,350	6,159.55	2,056,907	7,804	4,968.13	1,725,055	2,771	6,012.87	2,047,362	3,243			
		広	36.17	2,667	7	15.62	1,304	2	49.41	3,954	8	34.29	3,023	6			
工	育 單 層 成 林	總 數	5,659.38	1,814,407	10,896	6,097.40	2,031,889	7,672	4,960.56	1,709,597	2,735	5,226.03	1,817,456	2,786			
		針	5,623.70	1,811,774	10,889	6,081.91	2,030,594	7,670	4,913.81	1,705,836	2,727	5,192.85	1,814,543	2,781			
		広	35.68	2,633	7	15.49	1,295	2	46.75	3,762	8	33.18	2,913	6			
木	育 複 層 成 林	總 數	335.63	93,693	461	77.77	26,322	134	56.98	19,412	45	821.13	232,930	462			
		針	335.14	93,659	461	77.64	26,313	134	54.32	19,219	45	820.02	232,820	462			
		広	0.49	34	0	0.13	9	0	2.66	193	1	1.11	110	0			
天	總 數	總 數	8,275.60	748,342	2,710	10,088.37	841,030	2,179	9,122.48	731,257	1,360	27,648.68	2,903,969	9,180			
		針	548.69	154,849	1,051	398.33	103,486	1,094	23.92	5,678	31	4,296.76	1,080,814	6,032			
		広	7,726.91	593,493	1,659	9,690.04	737,544	1,085	9,098.56	725,578	1,330	23,351.92	1,823,155	3,148			
然	育 單 層 成 林	總 數	192.97	19,218	51	284.70	30,025	28	537.84	56,537	88	2,659.77	224,138	372			
		針				0.41	60	1	0.18	38	0	1.59	502	1			
		広	192.97	19,218	51	284.29	29,965	27	537.66	56,499	88	2,658.18	223,636	371			
地	育 複 層 成 林	總 數	20.25	1,595	5	18.86	2,014	6	15.95	1,388	3	380.71	50,893	87			
		針				1.78	582	4	0.61	119	1	66.34	25,286	40			
		広	20.25	1,595	5	17.08	1,433	2	15.34	1,269	2	314.37	25,607	47			
地	天 生	總 數	8,062.38	727,529	2,655	9,784.81	808,990	2,145	8,568.69	673,331	1,269	24,608.20	2,628,938	8,721			
		針	548.69	154,849	1,051	396.14	102,845	1,089	23.13	5,521	30	4,228.83	1,055,026	5,991			
		広	7,513.69	572,681	1,603	9,388.67	706,146	1,056	8,545.56	667,811	1,239	20,379.37	1,573,912	2,730			

(2) 制限林・普通林別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m³

区分	立木地											
	人						林					
	総数			育成			単層			層林		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	125,666.98	54,973.92	66,940.49	48,034.03	1,073.10	44,360.49	43,314.56	1,045.93	3,673.54	3,646.37	27.17	1,785
面積	20,154,082	15,135,090	5,018,992	13,472,888	13,415,304	57,584	12,469,240	55,799	947,848	946,063	1,785	28
成長量	178,011	158,710	19,301	139,934	1,725	129,974	128,276	1,698	9,960	9,932	24.07	1,597
制限林	38,535.61	17,420.95	20,381.03	14,650.79	562.61	13,125.41	12,586.87	538.54	1,525.38	1,501.31	392,875	4,157
面積	6,125,704	4,648,414	1,477,290	3,989,846	27,662	3,595,374	3,569,309	26,065	394,472	392,875	1,597	21
成長量	56,885	50,040	6,845	42,693	829	38,515	37,706	808	4,178	4,157	3.10	188
普通林	87,131.37	37,552.97	46,559.46	33,383.24	510.49	31,235.08	30,727.69	507.39	2,148.16	2,145.06	553,377	5,782
面積	14,028,378	10,486,676	3,541,702	9,483,042	29,922	8,929,665	8,899,931	29,735	553,377	553,189	188	7
成長量	121,125	108,670	12,456	97,241	896	91,459	90,570	889	5,782	5,775	7	—

区分	立木地												無立木地		
	天						地						竹	伐採跡地	未立木地
	総数			育成			複層			層林					
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	73,880.38	8,012.99	65,867.39	3,893.68	4.63	3,889.05	486.93	72.54	414.39	69,499.77	7,935.82	61,563.95	1,997.27	345.17	1,652.10
面積	6,681,194	1,719,786	4,961,407	350,610	1,056	349,554	59,810	26,998	32,812	6,270,773	1,691,732	4,579,041	—	—	—
成長量	38,077	20,501	17,575	713	10	703	158	62	97	37,206	20,430	16,776	—	—	—
制限林	23,151.19	3,332.77	19,818.42	1,255.75	4.05	1,251.70	414.52	71.19	343.33	21,480.92	3,257.53	18,223.39	627.93	138.38	489.55
面積	2,135,858	686,230	1,449,628	96,764	924	95,840	54,002	26,834	27,168	1,985,092	658,472	1,326,620	—	—	—
成長量	14,192	8,177	6,016	169	10	159	141	60	82	13,882	8,107	5,775	—	—	—
普通林	50,729.19	4,680.22	46,048.97	2,637.93	0.58	2,637.35	72.41	1.35	71.06	48,018.85	4,678.29	43,340.56	1,369.34	206.79	1,162.55
面積	4,545,336	1,033,556	3,511,780	253,846	132	253,714	5,808	164	5,644	4,285,681	1,033,260	3,252,421	—	—	—
成長量	23,885	12,325	11,560	544	0	544	17	2	15	23,323	12,322	11,001	—	—	—

1. 竹林の束数は不明、更新困難地は未立木地に含まれる。
2. 林政課資料による。

(3) 市町村別森林資源表

区分	面積 材積	総数	立木地			立木地					
			総数			人工林					
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	育成単層林		
面積	材積	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数		125,666.98	121,914.41	54,973.92	66,940.49	48,034.03	46,960.93	1,073.10	44,360.49	43,314.56	1,045.93
		20,154,082	20,154,082	15,135,090	5,018,992	13,472,888	13,415,304	57,584	12,525,040	12,469,240	55,799
岡山市		32,279.23	30,764.21	6,616.55	24,147.66	4,505.77	4,402.46	103.31	4,083.68	3,981.29	102.39
		3,235,881	3,235,881	1,566,302	1,669,579	1,102,991	1,097,283	5,708	1,004,618	998,958	5,661
旧岡山市		15,652.97	14,787.68	2,293.83	12,493.85	744.95	705.70	39.25	582.15	543.28	38.87
		1,302,007	1,302,007	457,577	844,431	162,372	160,241	2,131	131,503	129,398	2,105
旧御津町		7,425.75	7,149.71	2,105.61	5,044.10	1,929.14	1,891.13	38.01	1,851.23	1,813.68	37.55
		966,829.44	966,829	585,393	381,436	536,071	533,653	2,418	512,576	510,174	2,402
旧建部町		6,144.41	5,931.46	2,083.74	3,847.72	1,742.97	1,718.84	24.13	1,571.98	1,547.93	24.05
		752,038.71	752,039	493,497	258,541	384,711	383,675	1,036	342,803	341,772	1,031
旧瀬戸町		2,218.08	2,130.65	109.29	2,021.36	67.69	66.49	1.20	58.79	57.59	1.20
		158,587.17	158,587	23,980	134,607	14,858	14,783	74	13,091	13,017	74
旧灘崎町		838.02	764.71	24.08	740.63	21.02	20.30	0.72	19.53	18.81	0.72
		56,418.54	56,419	5,854	50,564	4,978	4,930	48	4,645	4,597	48
玉野市		5,823.49	5,574.57	596.50	4,978.07	607.38	188.60	418.78	539.33	127.42	411.91
		379,526	379,526	60,995	318,531	52,576	33,215	19,361	43,640	24,693	18,946
真庭市		58,801.47	57,636.64	34,152.14	23,484.50	33,925.12	33,458.73	466.39	32,101.90	31,653.33	448.57
		12,069,820	12,069,820	10,076,082	1,993,738	9,900,405	9,872,147	28,258	9,373,311	9,346,282	27,029
旧北房町		5,100.82	5,030.85	1,970.09	3,060.76	1,674.96	1,656.60	18.36	1,418.45	1,401.25	17.20
		818,332	818,332	531,979	286,353	447,534	445,778	1,756	379,226	377,516	1,710
旧勝山町		11,216.29	11,082.79	7,925.27	3,157.52	8,035.03	7,897.94	137.09	7,838.46	7,701.49	136.97
		2,624,283	2,624,283	2,347,518	276,765	2,346,244	2,338,564	7,681	2,290,223	2,282,553	7,670
旧落合町		10,939.06	10,784.60	6,441.98	4,342.62	6,328.70	6,252.23	76.47	5,966.63	5,890.16	76.47
		2,126,235	2,126,235	1,788,670	337,565	1,734,333	1,729,843	4,490	1,634,794	1,630,304	4,490
旧湯原町		9,732.67	9,568.77	5,615.08	3,953.69	5,641.86	5,603.25	38.61	5,404.99	5,366.38	38.61
		2,076,619	2,076,619	1,739,174	337,445	1,737,543	1,735,265	2,278	1,661,581	1,659,303	2,278
旧久世町		5,587.22	5,470.53	3,824.93	1,645.60	3,840.91	3,774.70	66.21	3,759.00	3,692.79	66.21
		1,284,224	1,284,224	1,142,748	141,476	1,132,559	1,128,203	4,356	1,107,871	1,103,515	4,356
旧美甘村		5,676.20	5,527.39	3,982.54	1,544.85	4,023.48	3,978.12	45.36	3,753.46	3,713.95	39.51
		1,390,089	1,390,089	1,256,843	133,247	1,257,868	1,255,426	2,442	1,178,526	1,176,476	2,050
旧川上村		4,113.80	3,921.47	1,782.03	2,139.44	1,814.77	1,757.95	56.82	1,611.54	1,565.41	46.13
		728,536	728,536	534,317	194,219	531,202	526,938	4,264	471,551	468,067	3,484
旧八束村		3,417.29	3,308.88	1,205.43	2,103.45	1,157.36	1,154.04	3.32	1,139.14	1,135.82	3.32
		487,199	487,199	328,661	158,538	312,817	312,634	182	307,124	306,941	182
旧中和村		3,018.12	2,941.36	1,404.79	1,536.57	1,408.05	1,383.90	24.15	1,210.23	1,186.08	24.15
		534,303	534,303	406,172	128,131	400,305	399,497	809	342,416	341,607	809
新庄村		5,717.21	5,551.75	2,874.15	2,677.60	2,749.06	2,719.54	29.52	2,682.56	2,653.45	29.11
		1,124,167	1,124,167	927,100	197,066	875,537	873,857	1,680	854,258	852,619	1,639
久米南町		5,109.02	4,868.53	1,920.28	2,948.25	1,684.35	1,671.76	12.59	1,357.82	1,345.34	12.48
		600,187	600,187	426,511	173,676	358,830	358,258	573	284,099	283,532	567
吉備中央町		17,936.56	17,518.71	8,814.30	8,704.41	4,562.35	4,519.84	42.51	3,595.20	3,553.73	41.47
		2,744,501	2,744,501	2,078,100	666,400	1,182,549	1,180,545	2,004	965,113	963,156	1,957
旧加茂川町		9,578.87	9,319.25	4,181.94	5,137.31	2,795.69	2,763.40	32.29	2,482.77	2,451.27	31.50
		1,656,308	1,656,308	1,239,604	416,704	849,136	847,929	1,208	754,972	753,798	1,174
旧賀陽町		8,357.69	8,199.46	4,632.36	3,567.10	1,766.66	1,756.44	10.22	1,112.43	1,102.46	9.97
		1,088,192	1,088,192	838,497	249,696	333,412	332,616	797	210,141	209,358	783

単位 面積 : ha 材積 : m3

立 木 地											
人 工 林			天 燃 林								
育 成 複 層 林			総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
3,673.54	3,646.37	27.17	73,880.38	8,012.99	65,867.39	3,893.68	4.63	3,889.05	486.93	72.54	414.39
947,848	946,063	1,785	6,681,194	1,719,786	4,961,407	350,610	1,056	349,554	59,810	26,998	32,812
422.09	421.17	0.92	26,258.44	2,214.09	24,044.35	486.57	0.59	485.98	18.87	1.07	17.80
98,372	98,325	47	2,132,890	469,019	1,663,871	35,620	98	35,522	1,496	265	1,231
162.80	162.42	0.38	14,042.73	1,588.13	12,454.60	230.61	0.41	230.20	2.63	0.08	2.55
30,870	30,844	26	1,139,635	297,335	842,299	17,266	60	17,206	202	28	174
77.91	77.45	0.46	5,220.57	214.48	5,006.09	13.75		13.75	1.88	0.61	1.27
23,495	23,479	16	430,758	51,740	379,018	1,061		1,061	221	119	102
170.99	170.91	0.08	4,188.49	364.90	3,823.59	101.11	0.18	100.93	10.63	0.38	10.25
41,908	41,903	6	367,327	109,822	257,505	7,184	38	7,146	815	118	697
8.90	8.90		2,062.96	42.80	2,020.16	97.13		97.13	2.62		2.62
1,767	1,767		143,730	9,197	134,532	6,889		6,889	181		181
1.49	1.49		743.69	3.78	739.91	43.97		43.97	1.11		1.11
333	333		51,440	924	50,516	3,220		3,220	77		77
68.05	61.18	6.87	4,967.19	407.90	4,559.29	40.36	1.03	39.33	38.56	0.66	37.90
8,936	8,522	415	326,950	27,780	299,170	2,844	50	2,795	2,332	17	2,315
1,823.22	1,805.40	17.82	23,711.52	693.41	23,018.11	2,821.96		2,821.96	43.27		43.27
527,094	525,865	1,229	2,169,415	203,935	1,965,480	269,478		269,478	3,911		3,911
256.51	255.35	1.16	3,355.89	313.49	3,042.40	102.15		102.15	4.69		4.69
68,308	68,262	46	370,797	86,201	284,596	9,958		9,958	481		481
196.57	196.45	0.12	3,047.76	27.33	3,020.43	945.32		945.32	5.04		5.04
56,021	56,011	11	278,038	8,954	269,084	101,479		101,479	539		539
362.07	362.07		4,455.90	189.75	4,266.15	254.61		254.61	3.41		3.41
99,539	99,539		391,902	58,827	333,074	27,406		27,406	330		330
236.87	236.87		3,926.91	11.83	3,915.08	320.18		320.18	6.30		6.30
75,962	75,962		339,076	3,909	335,167	28,094		28,094	577		577
81.91	81.91		1,629.62	50.23	1,579.39	24.96		24.96	3.45		3.45
24,688	24,688		151,666	14,546	137,120	2,372		2,372	321		321
270.02	264.17	5.85	1,503.91	4.42	1,499.49	353.22		353.22	7.05		7.05
79,342	78,950	392	132,222	1,417	130,805	38,419		38,419	512		512
203.23	192.54	10.69	2,106.70	24.08	2,082.62	276.54		276.54	4.68		4.68
59,651	58,870	781	197,334	7,380	189,955	24,193		24,193	472		472
18.22	18.22		2,151.52	51.39	2,100.13	401.58		401.58	4.09		4.09
5,693	5,693		174,383	16,027	158,356	26,498		26,498	358		358
197.82	197.82		1,533.31	20.89	1,512.42	143.40		143.40	4.56		4.56
57,889	57,889		133,998	6,675	127,323	11,060		11,060	321		321
66.50	66.09	0.41	2,802.69	154.61	2,648.08	285.05	2.31	282.74	362.30	70.81	291.49
21,279	21,238	41	248,630	53,243	195,386	22,120	758	21,362	50,402	26,716	23,686
326.53	326.42	0.11	3,184.18	248.52	2,935.66	89.27		89.27	13.01		13.01
74,731	74,726	6	241,357	68,253	173,104	5,843		5,843	813		813
967.15	966.11	1.04	12,956.36	4,294.46	8,661.90	170.47	0.70	169.77	10.92		10.92
217,436	217,389	47	1,561,952	897,556	664,396	14,705	150	14,555	857		857
312.92	312.13	0.79	6,523.56	1,418.54	5,105.02	46.93	0.30	46.63	5.27		5.27
94,165	94,131	33	807,172	391,675	415,497	4,028	56	3,972	411		411
654.23	653.98	0.25	6,432.80	2,875.92	3,556.88	123.54	0.40	123.14	5.65		5.65
123,271	123,258	13	754,780	505,881	248,899	10,677	94	10,583	446		446

単位 面積：ha 材積：m3

区 分	立 木 地				竹 林	無 立 木 地		
	天 然 林			総 数		伐採跡地	未立木地	
	天 然 生 林							
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹					
総 数	面積	69,499.77	7,935.82	61,563.95	1,755.30	1,997.27	345.17	1,652.10
	材積	6,270,773	1,691,732	4,579,041				
岡 山 市	面積	25,753.00	2,212.43	23,540.57	1,014.03	500.99	29.04	471.95
	材積	2,095,775	468,656	1,627,119				
旧岡山市	面積	13,809.49	1,587.64	12,221.85	579.61	285.68	5.34	280.34
	材積	1,122,167	297,248	824,919				
旧御津町	面積	5,204.94	213.87	4,991.07	162.71	113.33	3.25	110.08
	材積	429,477	51,621	377,856				
旧建部町	面積	4,076.75	364.34	3,712.41	135.98	76.97	16.52	60.45
	材積	359,328	109,666	249,662				
旧瀬戸町	面積	1,963.21	42.80	1,920.41	65.95	21.48	3.55	17.93
	材積	136,660	9,197	127,463				
旧灘崎町	面積	698.61	3.78	694.83	69.78	3.53	0.38	3.15
	材積	48,143	924	47,220				
玉 野 市	面積	4,888.27	406.21	4,482.06	103.10	145.82	2.37	143.45
	材積	321,774	27,714	294,060				
真 庭 市	面積	20,846.29	693.41	20,152.88	330.68	834.15	246.77	587.38
	材積	1,896,026	203,935	1,692,091				
旧北房町	面積	3,249.05	313.49	2,935.56	23.01	46.96	27.26	19.70
	材積	360,359	86,201	274,158				
旧勝山町	面積	2,097.40	27.33	2,070.07	49.63	83.87	49.10	34.77
	材積	176,021	8,954	167,067				
旧落合町	面積	4,197.88	189.75	4,008.13	100.74	53.72	25.54	28.18
	材積	364,165	58,827	305,338				
旧湯原町	面積	3,600.43	11.83	3,588.60	46.14	117.76	33.48	84.28
	材積	310,405	3,909	306,496				
旧久世町	面積	1,601.21	50.23	1,550.98	78.61	38.08	11.96	26.12
	材積	148,973	14,546	134,427				
旧美甘村	面積	1,143.64	4.42	1,139.22	18.46	130.35	29.36	100.99
	材積	93,291	1,417	91,874				
旧川上村	面積	1,825.48	24.08	1,801.40	8.32	184.01	31.99	152.02
	材積	172,670	7,380	165,290				
旧八束村	面積	1,745.85	51.39	1,694.46	4.10	104.31	4.93	99.38
	材積	147,527	16,027	131,500				
旧中和村	面積	1,385.35	20.89	1,364.46	1.67	75.09	33.15	41.94
	材積	122,617	6,675	115,941				
新 庄 村	面積	2,155.34	81.49	2,073.85	4.45	161.01	9.87	151.14
	材積	176,108	25,769.23	150,338.51				
久米南町	面積	3,081.90	248.52	2,833.38	106.36	134.13	28.74	105.39
	材積	234,701	68,252.99	166,447.71				
吉備中央町	面積	12,774.97	4,293.76	8,481.21	196.68	221.17	28.38	192.79
	材積	1,546,390	897,406	648,984				
旧加茂川町	面積	6,471.36	1,418.24	5,053.12	130.86	128.76	22.23	106.53
	材積	802,733	391,619	411,114				
旧賀陽町	面積	6,303.61	2,875.52	3,428.09	65.82	92.41	6.15	86.26
	材積	743,657	505,786	237,871				

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m3

区分	立木										人工林														
	総数					数					総数					数									
	面積	材積	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹					
総数	125,666.98	20,154,082	121,914.41	54,973.92	66,940.49	48,034.03	46,960.93	1,073.10	44,360.49	43,314.56	1,045.93	3,673.54	3,646.37	27.17	20,154,082	15,135,090	5,018,992	13,472,888	57,584	12,525,040	12,469,240	947,848	946,063	1,785	
県有林	1,736.28	373,931	1,657.09	1,204.17	452.92	1,076.32	1,063.30	13.02	983.62	971.05	12.57	92.70	92.25	0.45	373,931	336,692	37,239	297,536	817	270,722	269,905	26,815	26,815		
市町村有林	16,797.24	16,387.61	16,387.61	7,834.67	8,552.94	7,215.30	6,985.93	229.37	6,347.98	6,137.58	210.40	867.32	848.35	18.97	2,954,321	2,298,961	655,361	2,155,286	10,638	1,917,389	1,907,996	237,896	236,651	1,245	
財産区有林	1,360.84	187,204	1,342.29	652.97	689.32	390.77	383.09	7.68	308.80	301.15	7.65	81.97	81.94	0.03	1,360.84	1,342.29	18,204	140,796	46,408	79,503	79,158	346	62,715	16,787	1
私有林	105,772.62	16,638,625	102,527.42	45,282.11	57,245.31	39,351.64	38,528.61	823.03	36,720.09	35,904.78	815.31	2,631.55	2,623.83	7.72	16,638,625	12,358,641	4,279,984	10,940,563	45,783	10,274,213	10,228,968	666,350	665,811	539	

区分	立木										無立木地															
	天然林					人工林					伐採跡地					未立木地(更新困難地)										
	面積	材積	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹					
総数	73,880.38	6,681,194	8,012.99	65,867.39	3,893.68	4.63	3,889.05	486.93	72.54	414.39	69,499.77	7,935.82	61,563.95	1,755.30	6,681,194	1,719,786	4,961,407	350,610	26,998	32,812	6,270,773	1,691,732	4,579,041	345.17	1,652.10	
県有林	580.77	76,395	140.87	439.90	43.81	2.72	41.09	121.88	38.60	83.28	415.08	99.55	315.53	3.56	580.77	580.77	140.87	439.90	43.81	38.60	83.28	415.08	99.55	315.53	46.19	29.44
市町村有林	9,172.31	799,036	848.74	8,323.57	702.84	818	3,478	21,710	14,846	6,865	50,389	24,309	26,080	24.89	9,172.31	848.74	8,323.57	702.84	702.84	24.47	8,445.00	848.74	7,596.26	384.74	32.23	352.51
財産区有林	951.52	107,701	269.88	681.64	6.56	0.30	6.26	1,645		1,645	738,035	154,313	583,722	0.90	951.52	269.88	681.64	6.56			944.96	269.58	675.38	11.62	6.03	
私有林	63,175.78	5,698,062	6,753.50	56,422.28	3,140.47	1.61	3,138.86	340.58	33.94	306.64	59,694.73	6,717.95	52,976.78	1,725.95	63,175.78	6,753.50	56,422.28	3,140.47	182	286,459	24,303	1,451,527	3,923,620	255.13	1,264.12	

(注) 林政課資料による。

(5) 制限林の種類別面積

単位 面積：h a

区分	保安林						砂防指定地	自然公園											
	保安林			計	国立公園			指定公園			小計								
	保水源 安かん 林養	保土砂 流出防 林	保土砂 崩壊防 林		安 他の 林保	別第一 地域特		別第二 地域特	別第三 地域特	地特別 保護区		別第一 地域特	別第二 地域特	別第三 地域特					
総数	25,506	12,357	37	897	38,797	0	145	262	700	3,875	2,714	375	7,926						
岡山市	4,135	7,164	13	261	11,573		84			286			286						
玉野市	239	2,437	1	96	2,773				12	838		256	1,106						
真庭市	16,576	1,085	23	396	18,079		58		688	2,724	1,829	119	5,360						
新庄村	2,336	66		104	2,506			262		27	885		1,174						
久米南町	430	75		10	515														
吉備中央町	1,791	1,530		30	3,351		3												

単位 面積：h a

区分	自然公園			特別保護地区による	鳥獣保護法による	都市緑地保全法による	風致地区による	特別母樹林による	地記る文 念史財 物跡財 に係る 指定	特別に山 原自然 郷土保 護地区 自然	合
	都道府県立自然公園		小計								
	特別 地域	普通 地域									
総数	3,723	9,684	13,407	21,333	16		130	1	10	1	60,432
岡山市	208	3,287	3,495	3,781			34		3		15,475
玉野市				1,106							3,879
真庭市	3,284	5,110	8,394	13,754	16			1	7		31,915
新庄村				1,174							3,680
久米南町											515
吉備中央町	231	1,287	1,518	1,518			96			1	4,968

(注) 保安林面積は「岡山の保安林と林地開発規制」(令和5年3月)による。

(注) 自然公園関係は、自然環境課資料による。

(6) 樹種別材積表

単位 材積：m3

	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クスギ	その他広葉樹
総数	3,913,531	9,283,575	1,902,752	35,231	199,844	4,785,035
人工林	3,881,261	9,283,410	248,794	1,839	12,484	39,721
天然林	32,271	165	1,653,959	33,392	187,360	4,745,314

(7) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区 分	荒 廃 地	荒廃危険地	海岸砂地	せき悪林地	
総 数	0.80	3.57	0.13	15.90	
市 町 村 別 内 訳	岡 山 市				
	旧岡山市				
	旧御津町				
	旧建部町				
	旧瀬戸町				
	旧灘崎町				
	玉 野 市				
	真 庭 市		1.57	0.13	15.83
	旧北房町			0.13	
	旧勝山町				
	旧落合町				15.83
	旧湯原町		1.57		
	旧久世町				
	旧美甘村				
	旧川上村				
	旧八束村				
	旧中和村				
	新 庄 村				
	久米南町	0.80			
	吉備中央町		2.00		0.07
旧加茂川町		2.00			
旧賀陽町				0.07	

(注) 荒廃地には崩壊地、はげ山、地すべり地を、荒廃危険地にははげ山移行地、崩壊危険地をそれぞれ含む。
林政課資料による。

(8) 森林の被害

単位 面積：ha

種類		山火事			松くい虫			カシノナガキクイムシ			その他病虫獣害		
		R元	R2	R3	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
総数		2.01	1.34	3.43	8.68	7.51	4.29	77.50	74.08	59.74	5.48	1.75	1.02
市 町 村 別 内 訳 県内 民局 ・ 支局 別 訳	岡山市	1.34	0.35	2.23	2.01	2.04	1.13		0.33	0.22			
	玉野市	0.12	0.04		0.51	0.42	0.23						
	真庭市	0.37	0.28	1.03	0.45	0.29	0.18	75.00	71.25	57.50	5.48	1.75	1.02
	新庄村			0.01				2.50	2.50	2.00			
	久米南町	0.01			0.69	0.56	0.43			0.02			
	吉備中央町	0.17	0.67	0.16	5.02	4.20	2.32						
	備前県民局(支局除く)	1.63	1.06	2.39	7.54	6.66	3.68		0.33	0.22			
	美作県民局(支局除く)	0.01			0.69	0.56	0.43			0.02			
	美作県民局真庭支局	0.37	0.28	1.04	0.45	0.29	0.18	77.50	73.75	59.50	5.48	1.75	1.02

- (注) 1 山火事は岡山県林野火災の状況と対策(令和4年12月)による。
 2 松くい虫、カシノナガキクイムシ、その他病虫獣害は、実損面積(治山課調べ：令和元～令和4年度森林被害報告(民有林のみ))。

(9) 防火線等の整備状況

市町村 (実施地域)	年度	実施内容	規模
岡山市 (瀬戸町)	S57	防火管理道 1路線	W=2.8m L=701m
玉野市	S49	防火林造成	1.04ha
〃	S50	防火林造成	0.49ha
〃	S51	防火林造成	1.00ha
〃	S52	防火林造成	0.48ha
		防火管理道 3路線	W=2.9m L=615m
〃	S53	防火林造成	0.96ha
〃	S54	防火林造成	1.02ha
〃	S55	防火林造成	0.96ha
〃	S56	防火林造成	1.02ha
〃	S57	防火林造成	1.20ha
〃	S58	防火林造成	2.05ha
〃	S59	防火林造成	1.25ha
〃	S60	防火管理道 1路線	W=2.9m L=530m
〃	S63	防火管理道 1路線	W=2.9m L=380m
〃 (槌ヶ原)	H2	防火管理道 1路線	L=455m
〃 (豊岡)	H3	防火管理道 1路線	L=410m
		防火歩道 1路線	L=236m
〃	H7	防火樹林帯	L=730m
〃	H8	防火樹林帯	L=3,441m
		防火管理道	L=700m
〃	H9	防火樹林帯	L=1,102m
		防火管理道	L=320m
〃	H10	防火樹林帯	L=497m
		防火管理道	L=180m
〃	H11	防火樹林帯	L=490m
		防火管理道	L=210m
〃	H12	防火樹林帯	L=556m
		防火管理道	L=331m

市町村 (実施地域)	年 度	実 施 内 容	規 模
玉野市	H13	防火樹林帯	L=550m
		防火管理道	L=253m
〃	H14	防火樹林帯	L=583m
		防火歩道	W=2.0m L=340m
〃	H15	防火樹林帯	L=654m
〃	H16	防火樹林帯	L=463m
〃	H17	防火樹林帯	L=320m
〃	H18	防火樹林帯	L=372m

(注) 岡山県林野火災の状況と対策 (令和4年12月) による。

3. 林業の動向

(1) 保有山林規模別経営体数

単位 経営体

区 分		総 数	保有山林 なし	3ha 未満	3～ 5ha	5～ 10ha	10～ 20ha	20～ 30ha	30～ 50ha	50～ 100ha	100ha 以上
総 数		444	10	2	97	140	107	36	21	14	17
市 町 村 別 内 訳	岡 山 市	38	1		11	11	7			1	7
	玉 野 市										
	真 庭 市	314	7	1	66	94	82	32	17	11	4
	新 庄 村	25		1	1	13	8			1	1
	久 米 南 町	10	1		1	2	2	2	2		
	吉 備 中 央 町	57	1		18	20	8	2	2	1	5
局 別 内 訳	備前県民局 (地域事務所除く)	95	2		29	31	15	2	2	2	12
	美作県民局 (地域事務所除く)	10	1		1	2	2	2	2		
	美作県民局 真庭地域事務所	339	7	2	67	107	90	32	17	12	5

(注) 2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区分	総数		公有林		私有林		備考
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数	19	36,237	4	8,494	15	27,744	
岡山市	(2)	(3,959)			(2)	(3,959)	
玉野市	2	3,959			2	3,959	
真庭市	(5)	(23,587)	(2)	(6,340)	(3)	(17,247)	
新庄村	7	23,648	2	6,340	5	17,308	
久米南町	(4)	(4,354)	(1)	(1,933)	(3)	(2,422)	
吉備中央町	4	4,354	1	1,933	3	2,422	
	(2)	(574)			(2)	(574)	
	2	574			2	574	
	(3)	(3,700)	(1)	(222)	(2)	(3,479)	
	4	3,702	1	222	3	3,480	

(注) 1 人数欄は森林経営計画の認定森林所有者等の数

2 人数欄の上段()書きは、該当市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数

3 市町村別の面積欄は1の人数に対応する面積で、上段の()書きは2に対応する面積

4 総数欄の人数は市町村別内訳の合計ではなく、当該森林計画区の認定森林所有者等の数

5 調査時点：令和5年4月1日

6 国有林森林計画は未記載

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：ha

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	1	6.09	1	6.09	
真庭市	1	6.09	1	6.09	

(注) 令和5年3月31日現在の数値である。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位：人、千円、ha

市町村別	組合名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
	総 数	19,931	46	313,449	129,227	
森 林 組 合	旧岡山市	岡山森林組合	2,419	9	33,555	12,500
	旧御津町					
	旧建部町					
	旧加茂川町					
	旧賀陽町	びほく森林組合	7,574	10	59,232	45,609
	旧北房町					
	久米南町	久米郡森林組合	3,741	6	49,003	19,664
	旧勝山町	真庭森林組合	6,197	21	171,659	51,454
	旧落合町					
	旧湯原町					
	旧久世町					
	旧美甘村					
	旧川上村					
	旧八束村					
	旧中和村					
新庄村						
生 産 森 林 組 合	総 数	0		0	0	
	岡山市	河原生産森林組合				
	真庭市	中倉生産森林組合				
	〃	東谷生産森林組合				

(注) 令和3年度森林組合統計による。

イ 事業内容及び活動状況等

森林組合

区	分	雇 用 労働者 人	主要事業取扱高							主要事業取扱高						
			販売 千円	林産 千円	加工製造 千円	購買 千円	樹苗 千円	森林整備 千円	利用及び 福利厚生 千円	期末 貸付残高 千円	木材 m3	乾しいたけ kg	生しいたけ kg	山行苗木 千本	樹苗 千本	肥料 kg
岡山森林組合	旧岡山市	18	13,958	102,474		19,073	97,889	201,782		7,567		96		15	31	244
	旧御津町															
	旧建部町															
	旧加茂川町															
びほく森林組合	旧賀陽町	12	37,813	70,773	8,519	160,597	30,875	553	5,815	272		10		40	1	161
	旧北房町															
真庭森林組合	久米郡	25	208,046	899,894	53,691	18,125	491,413	78,218	10,188	71,079	1,221	64		216	18	262
	久米南町															
	旧勝山町															
	旧落合町															
	旧湯原町															
	旧久世町															
	旧美甘村															
	旧川上村															
	旧八束村															
	旧中和村															
新庄村																

(注)令和3年度森林組合統計による。

生産森林組合

区	分	新植、保育及び主間伐面積						販売実績						
		新植 ha	保育 ha	間伐 ha	主伐 ha	立木 数量 m ³	立木 金額 千円	木材 数量 m ³	木材 金額 千円	きのこ類 数量 千円	きのこ類 金額 千円	その他 数量 千円	その他 金額 千円	
河原生産森林組合	森林組合													
滝山生産森林組合	森林組合													
東谷生産森林組合	森林組合													

(注)令和3年度森林組合統計による。

(5) 林業経営体等の現況

単位 経営体

区 分		林業作業の受託を行 った経営体数 (経営体数)	素材生産を行っ た経営体数 (経営体数)	木材・竹材 卸売業 (商店数)	木材・木製品 製造業 (事務所数)	その他
総 数		40	96		41	
市 町 村 別 内 訳	岡 山 市	1	7		16	
	玉 野 市				4	
	真 庭 市	31	81		21	
	新 庄 村	3	2			
	久 米 南 町	2	2			
	吉 備 中 央 町	3	4			
局 別 内 訳	備前県民局 (地域事務所除く)	4	11		20	
	美作県民局 (地域事務所除く)	2	2			
	美作県民局 真庭地域事務所	34	83		21	

(注) 1. 林業作業の受託及び素材生産を行った経営対数は2020年農林業センサスによる。

2. 木材・竹材卸売業は統計がないため未入力。

3. 木材・木製品製造業は2020年工業統計調査結果表による。

(6) 林業労働力の概況

単位 人

区 分	総 数	男 性	女 性
平 成 7 年	486	396	90
平 成 1 2 年	376	306	70
平 成 1 7 年	312	269	43
平 成 2 2 年	399	354	45
平 成 2 7 年	380	332	48
令 和 2 年	354	301	53

(注) 国勢調査報告による。

(7) 林業機械化の概況

単位 台

機 種 名	総 数	地方公共 団体	森林組合	会 社	個 人	その他
フェラーバンチャ	1			1		
ハ ー ベ ス タ	17		2	15		
プ ロ セ ッ サ	21		1	19	1	
ス キ ッ ダ	0					
フ ォ ワ ー ダ	11		2	9		
タ ワ ー ヤ ー ダ	1			1		
ス イ ン グ ヤ ー ダ	4			4		
グ ラ ッ プ ル バ ケ ッ ト	62		3	59		
そ の 他	0					
計	117	0	8	108	1	0

(注) 令和4年度林業機械の保有状況調査による。

(8) 作業路網等の整備の概況

本計画区の森林作業道は、各種事業により令和元年度から令和4年度までに349路線、203,555mが開設されている。

	路線数	単位 延長：m 延 長
令和元年度	97	56,074
令和2年度	62	47,689
令和3年度	104	49,946
令和4年度	86	49,846
合 計	349	203,555

(注) 治山課調べ。(令和元年度～令和4年度作業道等現況調査)

4 前期計画の執行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³， 実行歩合：%

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	523	556	1,079	502	318	820	96%	57%	76%
針葉樹	496	556	1,052	470	318	788	95%	57%	75%
広葉樹	27	0	27	32	0	32	119%	0%	119%

(2) 間伐面積

単位 面積：ha， 実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
7,290	5,282	72%

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha， 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,763	723	41%	1,307	216	17%	456	507	111%

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km， 箇所 実行歩合：%

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	1	1	100%	129	21	16%
うち林業専用道	-	-	-	-	-	-

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha, 実行歩合：%

区 分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水 源 涵 養 の た め の 保 安 林	491	41	8%	6	0.44	7%
災 害 防 備 の た め の 保 安 林	232	89	38%	17	2.17	13%
保 健 ・ 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	32	0	0%	0	0.22	#DIV/0!

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha, 実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実行歩合
該当なし	—	—

ウ 治山事業の数量

単位 地区数：箇所, 実行歩合：%

種 類	計 画	実 行	実行歩合
治 山 事 業 施 行 地 区 数	77	38	49%

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

ア 計画と実行状況

単位 面積：ha, 実行歩合：%

施 業 区 分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	—	—	—
	人工造林	—	—	—
	天然更新	—	—	—
保 育		—	—	—
伐 採	総 数	—	—	—
	主 伐	—	—	—
	間 伐	—	—	—
そ の 他		—	—	—

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場等 建物敷地及びその附 帯地	採石採土地	その他	合計
-1.96	-9.31	-42.25	-6.12	-137.98	-197.62

（2）森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
3.03	0.34	3.49	6.86

6 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安
188.3

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：% 材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	188.3	115.8	304.1
90	169.5		285.3
80	150.6		266.4
70	131.8		247.6
60	113.0		228.8
50	94.2		210.0
40	75.3		191.1
30	56.5		172.3
20	37.7		153.5
10	18.8		134.6